

南伊豆町地域防災計画

資料編

令和6年3月

南伊豆町防災会議

目 次

1 条例・要領・要綱関係	
1-1 南伊豆町防災会議条例	1
1-2 南伊豆町防災会議編成図	3
1-3 南伊豆町災害対策本部条例	4
1-4 南伊豆町災害対策本部設置規定	5
1-5 南伊豆町災害対策本部編成表	13
1-6 南伊豆町地震災害警戒本部条例	14
1-7 南伊豆町防災配備基準	15
1-8 災害応急対策実施要領	16
2 組織	
2-1 災害対策主要関係機関	18
2-2 南伊豆町自主防災会一覧表	19
2-3 記者クラブ名簿	20
2-4 自衛隊緊急時連絡先一覧表	21
2-5 突発的災害に係る応急対策連絡表	21
3 第4次被害想定	
3-1 第4次地震被害想定の概要	22
4 災害危険区域関係	
4-1 砂防指定地	48
4-2 地すべり防止区域	48
4-3 急傾斜地崩壊危険区域	49
4-4 急傾斜地崩壊危険区域指定状況	51
4-5 土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧表	52
4-6 水害・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	68
5 気象、気象予警報関係	
5-1 警報・注意報発表基準一覧表	70
6 水防関係	
6-1 南伊豆町水防計画	72
6-2 津波危険区域	98
7 被害報告関係	
7-1 被害報告	107
8 通信関係	
8-1 行政無線局配備一覧表	108
8-2 南伊豆町同報無線行政無線設備管理運用規程	110
8-3 南伊豆町同報系防災行政無線運用要綱	115

8-4	災害時用公衆電話設置場所	117
9	消火等施設	
9-1	消防力の整備状況	118
10	輸送・交通関係	
10-1	緊急輸送路一覧表	119
10-2	下田海上保安部保有船舶一覧表	119
10-3	防災ヘリポート設置予定場所	119
10-4	ヘリポートの具備すべき条件	120
10-5	通行の禁止又は制限についての標示の様式	122
10-6	緊急通行車両の標識	122
11	要員の確保関係	
11-1	消防団組織編成・連絡系統図	123
12	物資の備蓄	
12-1	備蓄資機材一覧表	124
13	避難地・避難所関係	
13-1	避難の指示の種類	133
13-2	自主防災組織ごとの第一次避難地・広域避難地	134
13-3	避難情報、災害危険別一覧表	135
13-4	指定避難所一覧表	136
13-5	指定福祉避難所一覧表	136
14	医療関係	
14-1	医療関係団体一覧表	137
14-2	救護所	138
15	衛生関係	
15-1	清掃施設一覧表	139
15-2	し尿・ゴミの処分地一覧表	139
15-3	火葬施設一覧表	139
15-4	遺体安置施設一覧表	139
16	ライフライン関係	
16-1	南伊豆町指定給水装置工事事業者	140
16-2	応急給水活動フロー	140
16-3	水道施設の配水池貯水能力	141
17	応急復旧関係	
17-1	建設業者一覧表	142
18	広域応援関係	
18-1	自衛隊災害派遣集結地	143
18-2	緊急消防援助隊活動拠点	143
18-3	警察活動拠点	143

18-4	災害ボランティア活動拠点	143
19 災害協定等		
19-1	消防相互応援協定書	144
19-2	東部地区災害応援協定 災害時等の相互応援に関する協定	145
19-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	147
19-4	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目	150
19-5	南伊豆町及び杉並区の災害時相互援助に関する協定	152
19-6	災害時相互応援協定（塩尻市）	154
19-7	災害時における相互応援に関する協定書（忍野村）	156
19-8	災害時相互応援協定（南相馬市）	158
19-9	災害時における相互応援に関する協定書（壬生町）	160
19-10	南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書	162
20 関係法令及び規約等		
20-1	災害救助法適用基準（災害救助法施行令抜粋）	165
20-2	被害程度の認定基準	167
20-3	災害救助法費用限度額	170
20-4	災害救助事務手順表	171
20-5	南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例	176
20-6	南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	181
20-7	地震防災応急計画作成義務施設等	186
20-8	防災訓練災害補償制度の概要	192
20-9	南伊豆町災害見舞金支給要綱	193
20-10	〇〇区自主防災組織規約	195
20-11	南伊豆町地震・津波対策アクションプログラム 2014	197
20-12	南伊豆町避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害・高潮災害・津波災害）	210
21 その他		
21-1	学校・こども園一覧表	238
21-2	社会教育関係施設一覧表	238
21-3	文化財一覧表（国・県指定）	239

1 条例・要領・要綱関係

1-1 南伊豆町防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 3 日条例第 8 号)

改正 平成 6 年 6 月 17 日条例第 11 号

平成 12 年 3 月 28 日条例第 9 号

平成 24 年 12 月 26 日条例第 22 号

平成 28 年 9 月 9 日条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、南伊豆町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南伊豆町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 静岡県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県 of 職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第9号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

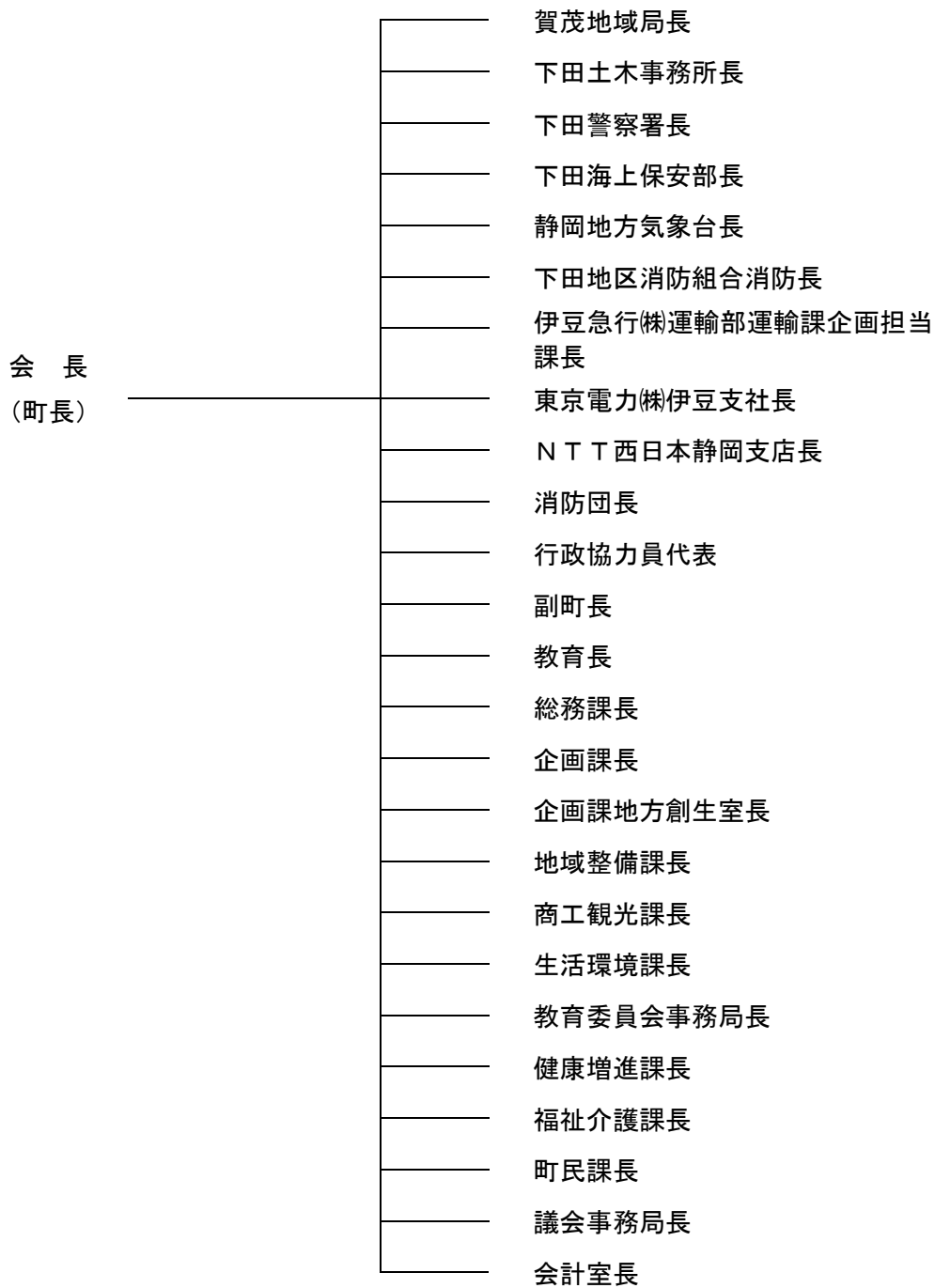
附 則 (平成24年12月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月9日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 南伊豆町防災会議編成図



1-3 南伊豆町災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 3 日条例第 9 号)

改正 平成 23 年 9 月 29 日条例第 10 号

平成 24 年 12 月 26 日条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、南伊豆町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 9 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 26 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 南伊豆町災害対策本部設置規程

(昭和 35 年 6 月 1 日規程第 2 号)
改正 平成 7 年 6 月 22 日規程第 1 号
平成 17 年 6 月 28 日規程第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日規程第 5 号
平成 26 年 10 月 23 日規程第 1 号
平成 28 年 4 月 15 日規程第 7 号
平成 29 年 6 月 15 日規程第 1 号

(本部の設置、開設及び閉鎖)

- 第 1 条 町長は、災害情報の把握、被害の防止、罹災者の救助、緊急復旧対策の樹立等の災害対策業務を総括的かつ、統一的に処理するため、南伊豆町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 30 条の規定による救助組織はこの本部をもって充てる。
- 3 本部は非常災害が発生し、又はそのおそれがある場合において町長が必要と認めるときに開設し、災害の発生がなく又は災害の応急措置が完了したとき閉鎖する。

(本部の組織)

第 2 条 本部は、次に掲げる部をもって組織する。

総務部

厚生・衛生部

経済・土木部

教育部

経理部

消防部

第 3 条 本部に、本部長及び副本部長並びに本部付若干名を置く。

2 本部長には町長を副本部長には副町長をもって充て、本部付は本部長が任命又は委嘱する。

第 4 条 各部に、次の職員を置く。

部長 1 名

副部長 若干名

班長 若干名

班員 若干名

2 部長は、教育長、課長、局長、室長をもって充てる。ただし、消防部については、部長に消防団長、副部長に消防団副団長をもって充てる。

3 副部長、班長、班員は、本部長が任命又は委嘱する。

(担当業務)

第5条 本部長は本部の業務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 本部付は、本部長の特命事項を処理する。
- 4 部長は、本部長の命を受けて、所掌業務を掌理する。
- 5 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 班長は、部長の命を受けて班員を指揮し、班の担任業務を分掌する。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部長、副本部長、本部付、各部長及び各副本部長をもって組織し、重要な災害対策を協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(各部の分掌業務)

第7条 各部、各班の分掌業務は、別表に掲げるとおりとする。

(偵察班の編成)

第8条 本部長は必要と認めるときは、偵察班を被災地又は災害が予想される地域に派遣し関係出先機関を動員指揮し、被害の情報を本部に通報させると共に急施の必要がある場合は適切な措置を講じさせるものとする。

- 2 偵察班は班長1名、班員若干名とし、本部長が任命する。

(要員の配備)

第9条 本部が開設された場合の要員の配備は、次の2段階によるものとし別表のとおりとする。

第1次動員

大災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、本部長、副本部長、本部付、部長、副本部長、班長及び班員は配備につき任務に当たる。

第2次動員

本部長が必要に応じ命令決定する。

- 2 第1次要員は、勤務時間外、休日及び休暇において通信報道機関、その他の情報によって非常災害の発生を知り、本部の開設が推察される場合又は開設された場合は直ちに登庁し別命あるまで待機しなければならない。

(応援職員の配置)

第10条 各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班からの応援職員を配置し、又は本部長に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 本部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の措置を講じる。

(調査班の編成)

第 11 条 本部長は必要と認めるときは、調査班を被害地域に派遣し被害の実地調査を実施せると共に急施の必要がある場合は適切な措置を講じさせるものとする。尚必要あるときは総合調査班を編成し、特に調査に当らせる。

2 調査班は別表に掲げるとおりとする。

(関係機関の連絡及び要請)

第 12 条 本部長は、災害の状況に応じ各種団体及び機関に対し連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(町有施設(営造物)の防災)

第 13 条 本部長は、町内各小、中学校、認定こども園、その他町の管理に属する施設(営造物)の管理者に対し、災害の発生若しくはおそれあると認めるときは必要な措置を講じるよう命ずると共にその状況を本部に報告させるものとする。

(訓練)

第 14 条 本部長は、必要に応じ警報の伝達、情報の収集、被害の予防、救助等についての訓練を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この規程の施行に必要な細則は、本部長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和 35 年 6 月 10 日より施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 22 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 28 日規程第 2 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 23 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 15 日規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 15 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 6 月 15 日から適用する。

【別表】

南伊豆町災害対策本部組織及び事務分掌

本部長	町長		
副本部長	副町長、教育長		
本部付	議会事務局長及び局員	事務分掌	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長の特命事項に関すること 2. 議会及び議員等に関すること

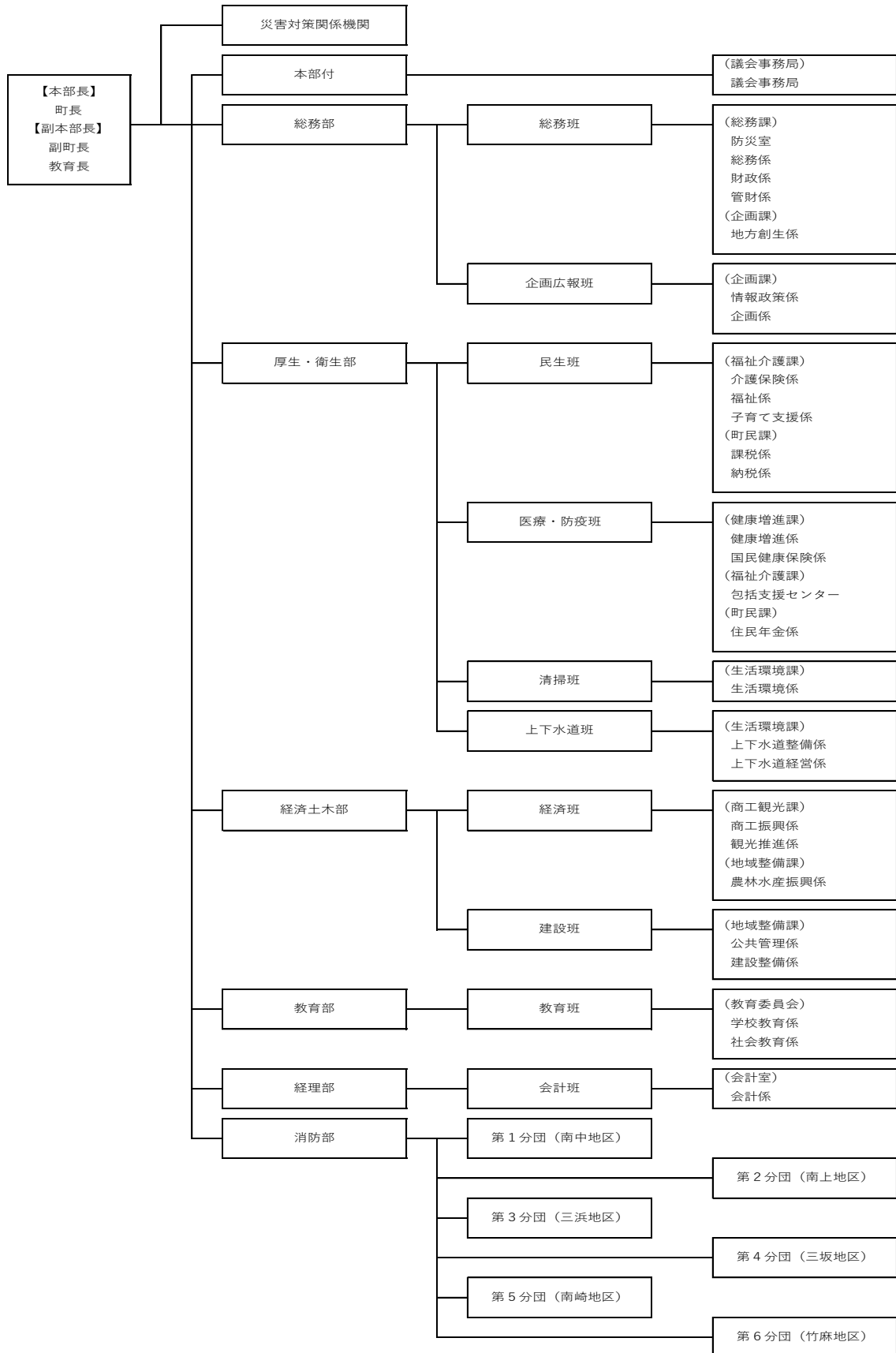
部	部長及び副部長	班名	班長	班員	事務分掌
総務部	◎部長 総務課長 ○副部長 企画課長 地方創生室長 総務課防災室長	総務班	防災係長 総務係長 財政係長 管財係長 地方創生係長	防災係 総務係 財政係 管財係 地方創生係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部及び本部会議に関すること。 2. 本部長の命令及び伝達に関すること。 3. 警報等の発表及び通報に関すること。 4. 避難の指示に関すること。 5. 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。 6. 被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。 7. 人員、各班との調整に関すること。 8. 水防本部に関すること。 9. 消防団の応援要請その他応急対策に関すること。 10. 自衛隊の応援要請に関すること。 11. 町有施設の災害対策に関すること。 12. 災害対策の予算措置に関すること。 13. 広域受援総括に関すること。 14. 庁内庶務に関すること。
		企画広報班	情報政策係長 企画係長	情報政策係 企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関、団体との連絡及び協力要請に関すること。 2. 広報及び報道に関すること。 3. 災害の記録に関すること。

部	部長及び副部長	班名	班長	班員	事務分掌
厚生・衛生部	◎部長 福祉介護課長 ○副部長 健康増進課長 町民課長 生活環境課長	民生班	介護保険係長 福祉係長 子育て支援係長 課税係長 納税係長	介護保険係 福祉係 子育て支援係 課税係 納税係	1. 災害救助法の適用に関する事 2. 社会福祉施設等の被害調査に関する事 3. り災者名簿の作成に関する事 4. り災者の証明に関する事 5. り災者の生活相談に関する事 6. 日赤の救援事務に関する事 7. 災害援護資金の貸付及び災害弔慰金並びに災害見舞金の支給に関する事 8. 避難所の設置及び収容に関する事 9. 救援物資等の受入れ及び配分に関する事 10. ボランティア活動に関する事 11. 園児の避難救護に関する事 12. 休園その他こども園に関する事
		医療防疫班	健康増進係長 包括支援センター所長 国民健康保険係長 住民年金係長	健康増進係 包括支援センター 国民健康保険係 住民年金係	1. 災害時における医療機関との連絡調整に関する事 2. 救護所の設置及び救護班の編成に関する事 3. 人的被害状況の調査に関する事 4. 遺体の処理及び埋火葬に関する事 5. り災者の医療助産に関する事 6. 災害地域の防疫に関する事
		清掃班	生活環境係長	生活環境係	1. 災害地域の非常清掃に関する事 2. し尿処理に関する事 3. 環境衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事
		上下水道班	上下水道整備係長 上下水道経営係長	上下水道整備係 上下水道経営係	1. 水道施設及び下水道施設の被害調査に関する事 2. 水道施設及び下水道施設の応急復旧に関する事 3. 指定工事店応援依頼に関する事 4. 給水に関する事

部	部長及び副部長	班名	班長	班員	事務分掌
経済・土木部	◎部長 地域整備課長 ○副部長 商工観光課長	経済班	商工振興係長 観光推進係長 農林水産振興係長	商工振興係 観光推進係 農林水産振興係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工観光業の被害調査に関すること。 2. 中小企業者に対する災害金融に関すること。 3. 観光客の避難対策に関すること。 4. 物資の確保、斡旋に関すること。 5. 農林水産業の被害調査に関すること。 6. 農林水産関係公共施設被害調査及び応急対策に関すること。 7. 農林漁業に対する災害資金及び融資に関すること。 8. 救助用食糧の調達、斡旋に関すること。 9. 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 10. 応急復旧木材の斡旋に関すること。 11. 輸送事務に関すること。
		建設班	公共管理係長 建設整備係長	公共管理係 建設整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川等土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 土木復旧事業の統括、資材の確保、入手、割当等に関すること。 3. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 4. 緊急輸送道路の確保に関すること。 5. 建設業者の確保に関すること。 6. 家屋の被害状況に関すること。 7. 災害住宅に関すること。
教育部	◎部長 教育委員会事務局長	教育班	学校教育係長 社会教育係長	学校教育係 社会教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童及び生徒の避難救護に関すること。 2. 教育施設及び文化財の被害調査に関すること。 3. 応急教育に関すること。 4. 教科書、学用品等の調達、斡旋に関すること。 5. 休校その他学校等の管理に関すること。 6. 生徒、女性会等の奉仕に関すること。

部	部長及び副部長	班名	班長	班員	事務分掌
経理部	◎部長 会計室長	会計班	会計係長	会計室員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計経理に関する事。 2. 義援金、見舞金の取扱い及び保管に関する事。
消防部	◎部長 消防団長 ○副部長 消防副団長	消防班	消防団分団長	消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人命救助に関する事。 2. 災害時における避難の指示、誘導等に関する事。 3. 各種災害防備に関する事。 4. 行方不明者の捜索に関する事。 5. その他消防活動に関する事。 6. 水防に関する事。

1-5 南伊豆町災害対策本部編成表



1-6 南伊豆町地震災害警戒本部条例

(昭和 54 年 10 月 3 日条例第 18 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)
第 18 条第 4 項の規定に基づき、南伊豆町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織
等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、本部員及
び本部職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下
「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町の教育委員会の教育長
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に
規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうち
から、町長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらか
じめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-7 南伊豆町防災配備基準

種別	配備基準	配備内容	配備課等
第1次 事前配備 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報のいずれかが南伊豆町に発表され、危険な状態が予想されるとき その他、状況により町長が指令したとき 	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課防災室
	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が県下に発表されたとき 	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
第2次 事前配備 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮、暴風警報のいずれかが南伊豆町に発表されたとき その他、状況により町長が指令したとき 	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が県下に発表されたとき 震度4の地震を観測したとき その他、状況により町長が指令したとき 	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課 震度4の地震発生の場合、係長以上
突発的 災害応 急体制	<ul style="list-style-type: none"> 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難だと思われる事故が発生したとき *航空機の墜落、船舶の海難又はガス爆発などの事故 	情報収集及び連絡活動を主とし、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 その他関係課
警戒 体制	<ul style="list-style-type: none"> 南伊豆町に土砂災害警戒情報が発表されたとき 南伊豆町に特別警報が発表されたとき 南伊豆町に大規模な災害が発生する恐れがあるとき その他、状況により町長（本部長）が指令したとき 	災害対策が遅延なく遂行でき、事態の推移によっては、直ちに他の職員を動員できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
救助 体制	<ul style="list-style-type: none"> 南伊豆町に大規模な災害が発生したとき その他、状況により町長（本部長）が指令したとき 	警戒体制の人員を大幅に増員し、救助活動等の災害応急対策が円滑に行える体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
非常 体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の地震を観測したとき 南伊豆町全般にわたり大規模な災害が発生したとき その他、状況により町長（本部長）が指令したとき 	全職員により災害対応する体制	全職員

1-8 災害応急対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、南伊豆町が災害応急対策（東海地震にかかる地震防災応急対策を含む）を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部等運営規定の実施について必要な事項を定める。

(本部室の配置)

第2 東海地震にかかる警戒本部、災害対策本部室の配置は、別表のとおりとする。

(情報の収集、伝達体系)

第3 情報の収集、伝達基本ルートは、別に定め担当各班は連絡調整を図り、正確な情報の収集、伝達に努めるものとする。

(応急対策に必要な情報の収集及び伝達区分)

第4 災害の発生又は警戒宣言の発令に伴い、町内における流言飛語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう、情報の種類、収集及び伝達の方法を次により区分する。

- A 情報 … 情報を得た場合に直ちに
- B 情報 … 可及的速やかに
- T ○時間 … 定時報告
- 要請情報 … 必要の生じた時

(広報媒体)

第5 町民等が応急対策を実施するために必要な情報の伝達は、原則として同時通報用無線によるものとするが、次の広報媒体により情報等の伝達を行うものとする。

- (1) 行政無線（自主防協力班）
- (2) 各公共施設に設置された同時通報用無線戸別受信装置
- (3) 広報車、消防車等
- (4) サイレン、半鐘等
- (5) テレビ、ラジオ、町民メール等

(指令・指示)

第6 本部長は、的確かつ円滑に実施するため、各部長に別記様式第1により必要な事項を指令する。

- 2 各部長は、前項による指令を受理したときは、担当班長に別記様式第2により必要な事項を指示するものとする。
- 3 各部長は、別表3に掲げる事項以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集及び伝達を指示するものとする。

(上司への報告)

第7 各班員は、第6の指令・指示に基づく処置、その他災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、別記様式第3又は第4により直ちに上司に報告しなければならない。

(情報活動)

第8 東海地震にかかる判定会が招集されてから発災後相当の期間又は警戒解除宣言が出されるまでの間の県災害（警戒）対策本部への情報伝達は別記様式第5により報告するものとする。

2 組織

2-1 災害対策主要関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
賀茂地域局	下田市敷根765-15	24-2004
下田土木事務所	下田市中531-1	24-2103
賀茂農林事務所	下田市中531-1	24-2074
下田財務事務所	下田市中531-1	24-2012
賀茂健康福祉センター	下田市中531-1	24-2052
下田海上保安部	下田市3-18-23	23-0118
下田消防本部	下田市六丁目1-14	22-1829
下田消防 南伊豆分署	南伊豆町加納595-3	62-3111
下田警察署	下田市東中7-8	27-0110
NTT西日本静岡支店ソリューション営業部	静岡市葵区城東町5-1 N T T 城東ビル3F	054-200-2201
下賀茂郵便局	南伊豆町下賀茂260-1	62-1200
静岡農政事務所地域第二課	沼津市寿町1-3	055-921-1741
東京電力パワーグリッド(株)下田事務所	下田市中537-1	0120-995-901
(株)東海バス下田営業所	下田市吉佐美1395	22-2514
富士伊豆農協南中支店	南伊豆町上賀茂5-1	62-0511
伊豆漁協南伊豆支所	南伊豆町手石877-17	62-0320
南伊豆町観光協会	南伊豆町下賀茂157-1	62-0141
南伊豆町商工会	南伊豆町下賀茂323-1	62-0675
伊豆森林組合	下田市河内399	23-6116
南伊豆町管工事組合	—	—
伊豆森林管理署	伊豆市牧之郷546-5	050-3160-6020
町内医療機関		
陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310

2-2 南伊豆町自主防災会一覧表

自主防災会名	会 長	自主防災会名	会 長
石廊崎区自主防災会	区 長	川合野区自主防災会	区 長
大瀬区 "	"	市之瀬区 "	"
下流区 "	"	平戸区 "	"
手石区 "	"	蛇石区 "	"
湊 区 "	"	天神原区 "	"
青市区 "	"	一町田区 "	"
下賀茂区 "	"	伊浜区 "	"
上賀茂区 "	"	落居区 "	"
一条区 "	"	西子浦区 "	"
石井区 "	"	東子浦区 "	"
加納区 "	"	妻良区 "	"
二条区 "	"	吉田区 "	"
毛倉野区 "	"	立岩区 "	"
岩殿区 "	"	吉祥区 "	"
下小野区 "	"	差田区 "	"
上小野区 "	"	入間区 "	"
青野区 "	"	中木区 "	"
		合 計	34区

2-3 記者クラブ名簿

令和5年2月現在

機関名	住 所	T E L	F A X
朝日新聞社 沼津市局	沼津市末広町 33	055-951- 1231	055-951- 1410
毎日新聞社 伊東通信部	伊東市竹の内 1-3-12 ベルプラス伊東 1201	0557-37- 5117	0557-37- 5119
読売新聞社 下田通信部	下田市蓮台寺 370-8	22-0253	22-0328
東京・中日新聞社 熱海通信局	熱海市田原本町 1-12	0557-81- 2824	0557-86- 0029
静岡新聞社 下田支局	下田市東本郷 2-7-25	25-0163	22-6785
伊豆新聞社 下田支社	下田市東本郷 2-9-15	22-2555	22-2556
NHK 下田報道室	下田市東中 7-4 丸二ビル 202 号	22-1255	22-3301
SBS静岡放送 下田支局	下田市東本郷一丁目 5-18 下田市役所 下田記者クラブ内	—	23-2477
テレビ静岡 下田通信部	下田市大賀茂 1273-12	—	—
静岡朝日テレビ 下田・賀茂地 域在住	松崎町岩科北側 982	54-0066	36-3171
静岡第一テレビ 下田支局	下田市 2 丁目 12-17	—	36-4087
下田有線テレビ放送	下田市東本郷 2-11-8	22-2443	23-5335
小林テレビ	下田市 1 丁目 2-23	22-5232	23-2120

2-4 自衛隊緊急時連絡先一覧表

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
富士学校 (富士)	企画室総括班長 又は 防衛業計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線 151-9000〉	2200 2234	2302
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線 153-9000〉	3230 ～ 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方總監部 (横須賀)	防災主任 又は作戦室	ホ ^ホ レーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 〈防災行政無線 156-9106〉	2543 2222	2222 2223
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保 護・災害対策 連絡調整員	部隊当直	静岡 054-261-3151	-	-

2-5 突発的災害に係る応急対策連絡表

(静岡県)

		静岡県防災行政無線		NTT有線
		地上系	衛星系	有線
賀茂地域局	電話	5-101-6010	8-101-6010	0558-24-2004
	FAX	5-101-6080	8-101-6080	0558-24-2008
県危機管理部	電話	5-100-6030	8-100-6030	054-221-2072
	FAX	5-100-6250	8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信 ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

3 第4次被害想定

3-1 第4次地震被害想定概要

1 地震被害想定実施の経緯と目的

昭和51年(1976年)に東海地震説が発表されてから45年余が経過した。この間、本県では、東海地震対策を県政の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に地震対策に取り組んできた。

効果的な地震対策を実施するためには、地震によって引き起こされる地震動や津波などの自然の外力と、それらをもたらす被害の様相を事前に予測しておくことが必要不可欠となる。

そのため、本県では、社会環境の変化や地震災害に関する科学的な知見の蓄積などに応じて、昭和53年(1978年)、平成5年(1993年)、平成13年(2001年)の3回にわたり、地震被害想定を実施し、地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらした。岩手・宮城・福島の東北3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。この大震災は、津波対策のあり方はもとより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定のある方に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

第4次地震被害想定(以下、「本想定」という。)では、これまで本県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに、東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象とすることとした。

2 本想定の特徴

(1) 二つのレベルの地震・津波を対象とする被害想定

本想定では表1に示すとおり、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定対象とした。

表1 想定の対象とした二つのレベルの地震・津波

区分	内容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

(2) 原子力災害との複合災害や富士山噴火との連続災害の想定

原子力災害との複合災害や富士山噴火が地震の前後に発生する連続災害の可能性も考慮した被害・対応シナリオ想定を行う。

(3) 東日本大震災等の教訓や、社会環境の変化、最新の科学的知見の反映

東日本大震災や平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震など第 3 次地震被害想定(静岡県(2001))以降に発生した地震・津波災害の教訓や、社会環境の変化、最新の科学的知見の反映に努める。

3 地震被害想定の対象とする地震・津波

本想定において対象とした地震・津波の設定等に関する考え方は、表 2 のとおりである。

表 2 本想定の対象とした地震・津波

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル 1 の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	大正型関東地震
レベル 2 の地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震

4 地震被害想定的前提条件

本想定における前提条件は表 3 のとおりである。

表 3 被害想定における前提条件等(県全域)

区 分	内 容
建物数	約 142 万棟(うち住宅 約 118 万棟)
人口	約 376.5 万人(平成 22 年国勢調査)
想定シーン	「冬・深夜」、「夏・昼」、「冬・夕方」
風速	平均風速よりやや強い風(5m/秒)
地震予知	駿河・南海トラフ沿いで発生する地震については、「予知なし」・「予知あり」
建物被害・人的被害	市町村単位で推計
津波避難行動	早期避難率の相違を考慮、津波避難ビルの活用を考慮

また、想定項目は主として次のとおりである。

- 自然現象（地震動、液状化、山・崖崩れ、津波など）
- 物的被害（建築物被害、火災、屋外転倒・落下物など）
- 人的被害
- ライフライン被害
- 交通施設被害
- 生活支障（避難者、物資、医療機能、住機能、し尿・ごみ・瓦礫など）
- 経済被害
- 被害・対応シナリオ

5 想定結果の概要（駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波）

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波による被害の想定結果は次のとおりである。

（1）地震動

比較的地盤が強固で、震度6弱～5弱となるケースが多い。

表4-1 レベル1の地震による震度区分別面積集計表
東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震（注）

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	0.0	0.0	7.6	108.4	0.4	0.0	116.4
割合(%)	0.0	0.0	6.5	93.1	0.3	0.0	100.0

（注）内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

表4-2 レベル2の地震による震度区分別面積集計表
南海トラフ巨大地震

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
（基本ケース）							
面積(k㎡)	0.0	0.0	7.6	108.4	0.4	0.0	116.4
割合(%)	0.0	0.0	6.5	93.1	0.3	0.0	100.0
（陸側ケース）							
面積(k㎡)	0.0	0.0	0.0	32.8	83.6	0.0	116.4
割合(%)	0.0	0.0	0.0	28.2	71.8	0.0	100.0
（東側ケース）							
面積(k㎡)	0.0	0.2	33.9	82.3	0.0	0.0	116.4
割合(%)	0.0	0.2	29.1	70.7	0.0	0.0	100.0

(2) 地盤の液状化

液状化発生の可能性が高い（ランク大ないし中）地域は、基本、陸側、東側のいずれのケースも、町土面積の5%程度であり、ケースによる相違はあまり見られない。

表5-1 レベル1の地震による液状化可能性ランク別面積集計表
東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震（注）

推定震度	大	中	小	なし	対象外	合計
面積(k m ²)	0.8	1.8	1.3	2.3	110.1	116.4
割合(%)	0.7	1.5	1.1	2.0	94.6	100.0

(注) 内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。
※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

表5-2 レベル2の地震による液状化可能性ランク別面積集計表
南海トラフ巨大地震

推定震度	大	中	小	なし	対象外	合計
(基本ケース)						
面積(k m ²)	0.8	1.8	1.3	2.3	110.1	116.4
割合(%)	0.7	1.5	1.1	2.0	94.6	100.0
(陸側ケース)						
面積(k m ²)	0.2	1.1	1.8	3.3	110.1	116.4
割合(%)	0.2	0.9	1.5	2.8	94.6	100.0
(東側ケース)						
面積(k m ²)	1.5	1.8	0.9	2.2	110.1	116.4
割合(%)	1.3	1.5	0.8	1.9	94.6	100.0

※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

(3) 津波

ア 津波の高さ

- レベル1の地震による最大津波高は、駿河湾内で3m～11m程度である。
- レベル2の地震による最大津波高は、駿河湾内で3m～11m程度である。
- 地震に伴う海底地すべり等の局所的な現象により、今回示した津波の高さを越える津波が発生することもありうる。

イ 津波の到達時間

- レベル1の地震による津波では、海岸分での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度である。
- レベル2の地震による津波では、海岸部での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度である。

ウ 津波浸水域

レベル1、レベル2の津波による浸水深別浸水面積は、表6-1、表6-2のとおりである。

表6-1 レベル1の津波による浸水深別浸水面積

	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
浸水面積(k m ²)	0.8	0.5	0.4	0.0	-
町域に占める割合(%)	0.7	0.4	0.3	0.0	-

表6-2 レベル2の津波による浸水深別面積

	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
(ケース①)					
浸水面積(k m ²)	3.3	2.9	2.5	1.9	0.6
町域に占める割合(%)	2.8	2.5	2.1	1.6	0.5
(ケース⑥)					
浸水面積(k m ²)	3.3	2.9	2.5	1.9	0.6
町域に占める割合(%)	2.8	2.5	2.1	1.6	0.5
(ケース⑧)					
浸水面積(k m ²)	3.4	3.1	2.7	2.1	0.8
町域に占める割合(%)	2.9	2.7	2.3	1.8	0.7

(4) 物的被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される建物被害は以下のとおり。

ア レベル1の地震・津波

表7-1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 【棟】

項目	予知なし		予知あり	
	全壊及び焼失	半壊	全壊及び焼失	半壊
地震動	約 10	約 70	約 10	約 70
液状化	約 20	約 60	約 20	約 60
人口造成地	—	—	—	—
津波	約 70	約 200	約 70	約 200
山・がけ崩れ	約 20	約 50	約 20	約 50
火災	—	—	—	—
建物被害総数	約 100	約 300	約 100	約 300

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

イ レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

表7-2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース① 【棟】

項目	予知なし		予知あり	
	全壊及び焼失	半壊	全壊及び焼失	半壊
地震動	約 10	約 60	約 10	約 60
液状化	約 20	約 20	約 20	約 20
人口造成地	—	—	—	—
津波	約 1,400	約 300	約 1,400	約 300
山・がけ崩れ	約 20	約 50	約 20	約 50
火災	—	—	—	—
建物被害総数	約 1,500	約 400	約 1,500	約 400

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

表7-3 南海トラフ巨大地震 地震動：陸側ケース、津波：ケース①

項目	予知なし		予知あり	
	全壊及び焼失	半壊	全壊及び焼失	半壊
地震動	—	約 10	—	約 10
液状化	約 10	約 20	約 10	約 20
人口造成地	—	—	—	—
津波	約 1,500	約 300	約 1,500	約 300
山・崖崩れ	—	約 10	—	約 10
火災	—	—	—	—
建物被害総数	約 1,500	約 300	約 1,500	約 300

「—」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

表7-4 南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース①

項目	予知なし		予知あり	
	全壊及び焼失	半壊	全壊及び焼失	半壊
地震動	約 20	約 200	約 20	約 200
液状化	約 20	約 20	約 20	約 20
人口造成地	—	—	—	—
津波	約 1,400	約 200	約 1,400	約 200
山・崖崩れ	約 30	約 70	約 30	約 70
火災	—	—	—	—
建物被害総数	約 1,500	約 500	約 1,500	約 500

「—」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(5) 人的被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される人的被害は以下のとおり。

ア レベル1の地震・津波

表8-1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重傷者数	— (—)	約10 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	軽傷者数	約20 (—)	約30 (—)	約20 (—)	約30 (—)	約10 (—)	約10 (—)	
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約100	約20	約20	約20	約10	約10
		重傷者数	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約10	—	—	—	—	—
	早期 避難率低	死者数	約200	約70	約90	約20	約10	約10
		重傷者数	約20	約10	約10	—	—	—
		軽傷者数	約30	約10	約10	—	—	—
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
ブロック塀 の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約100	約20	約20	約20	約10	約10
		重傷者数	約10	約10	—	—	—	—
		軽傷者数	約30	約30	約20	約10	約10	約10
	早期 避難率低	死者数	約200	約70	約90	約20	約10	約10
		重傷者数	約20	約20	約10	—	—	—
		軽傷者数	約50	約40	約30	約10	約10	約10
自力脱出 困難者数・ 要救助者数	地震動	—	—	—	—	—	—	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
 ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

イ レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

表8-2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重傷者数	— (—)	約10 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	軽傷者数	約20 (—)	約30 (—)	約20 (—)	— (—)	約10 (—)	約10 (—)	
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約10	—	—	—	—	—
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約10	約10	—	—	—
		軽傷者数	約20	約10	約10	—	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
ブロック塀 の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約10	—	—	—	—
		軽傷者数	約30	約30	約20	—	約10	約10
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約20	約10	—	—	—
		軽傷者数	約40	約40	約30	—	約10	約10
自力脱出 困難者数・ 要救助者数	地震動	—	—	—	—	—	—	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
 ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

表8-3 南海トラフ巨大地震 地震動：陸側ケース、津波：ケース①【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重傷者数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	軽傷者数	— (—)	約10 (—)	約10 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約10	—	—	—	—	—
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約10	約10	—	—	—
		軽傷者数	約20	約10	約10	—	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
ブロック塀 の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約10	約10	約10	—	—	—
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約10	約10	—	—	—
		軽傷者数	約20	約20	約20	—	—	—
自力脱出 困難者数・ 要救助者数	地震動	—	—	—	—	—	—	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
 ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

表8-4 南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース① 【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重傷者数	— (—)	約20 (—)	約10 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	軽傷者数	約40 (—)	約50 (—)	約40 (—)	約10 (—)	約20 (—)	約10 (—)	
津波	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約10	—	—	—	—	—
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約10	約10	—	—	—
		軽傷者数	約20	約10	約10	—	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
ブロック塀 の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者数	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,000	約700	約800	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約20	約10	—	約10	—
		軽傷者数	約50	約50	約40	約20	約20	約10
	早期 避難率低	死者数	約2,700	約1,600	約2,000	約300	約200	約200
		重傷者数	約10	約30	約20	—	約10	—
		軽傷者数	約60	約60	約50	約20	約20	約10
自力脱出 困難者数・ 要救助者数	地震動	—	—	—	—	—	—	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
 ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

(6) ライフライン機能支障

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定されるライフラインの機能支障は以下のとおり。

ア 上水道

表9-1 上水道機能支障<断水率・断水人口> (県計)

	給水人口 (千人)	断水率 (%)				断水人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約3,716	96	93	58	2	約3,584	約3,462	約2,144	約63
レベル2 (基本ケース)		96	93	58	7	約3,584	約3,464	約2,159	約250

イ 下水道

表9-2 下水道機能支障<機能支障率・機能支障人口> (県計)

	処理人口 (千人)	機能支障率 (%)				機能支障人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約2,236	12	53	7	0	約257	約1,176	約153	約9.6
レベル2 (基本ケース)		51	67	43	6	約1,143	約1,502	約969	約143

ウ 電力

表9-3 電力機能支障<停電率・停電軒数> (県計)

	需要家数 (千人)	停電率 (%)				停電軒数 (千軒)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約2,247	89	79	6	3	約1,996	約1,786	約129	約77
レベル2 (基本ケース)		89	80	8	5	約2,001	約1,795	約173	約122

エ 通信

表9-4 固定電話機能支障<不通回線率・不通回線数> (県計)

	回線数 (千人)	不通回線率 (%)				不通回線数 (千回戦)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約 883	90	81	6	1	約 748	約 677	約 54	約 4.7
レベル2 (基本ケース)		90	82	12	6	約 752	約 683	約 101	約 50

表9-5 携帯電話機能支障<停波基地局率、不通ランク> (県計)

	停波基地局率 (%)				不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	7	81	11	7	—	A	—	—
レベル2 (基本ケース)	11	82	16	12	—	A	—	—

※ 不通ランク 「A」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。
「B」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が40%を超える。
「C」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。
「—」: 上記ランクA、B、Cのいずれにも該当しない。

オ ガス

表9-6 都市ガス機能支障<供給停止率、供給停止戸数> (県計)

区 分	需要家数 (千戸)	供給停止戸数 (千戸)	供給停止率 (%)	復旧対象戸数 (千戸)
レベル1	約 494	約 380	77	約 189
レベル2 (基本ケース)	約 494	約 391	79	約 180

表9-7 LP ガス機能支障<機能支障率、要点検需要家数>

区 分	需要家数 (千戸)	機能支障率 (%)	要点検需要家数 (千戸)
レベル1	約 855	32	約 271
レベル2 (基本ケース)		35	約 298

表9-8 ライフライン復旧予測

	施設応急復旧日数(95%復旧)		備考
	レベル1	レベル2 (基本ケース)	
上水道	4週間程度	5週間程度	津波により被災した需要家は復旧対象から除外している
下水道	2週間程度	5週間程度	
電力	1週間程度	1週間程度	
固定電話	1週間程度	1週間程度	
携帯電話	1週間程度	2週間程度	
都市ガス	4週間程度	4週間程度	家屋被害の著しい需要家は復旧対象から除外している

(7) 交通機能支障

ア 道路施設（緊急輸送路）

①東西幹線道路

・橋梁損傷、建物の道路閉塞、津波浸水、山・崖崩れ等の影響で不通となる区間が発生する。

②その他道路

・地震動による橋梁損傷、倒壊建物による道路閉塞、津波の影響のため不通となる区間が発生する。

イ 港湾・漁港施設

・港湾施設被害、船舶やコンテナの被害、航路障害等の被害が発生する。また海底地盤が隆起する地域では、水深が不足することがある。
・発災初期は津波の危険及び復旧対応・航路啓開のため港湾が利用できないことが考えられる

ウ ヘリポート

・一部の防災拠点ヘリポートや市町防災ヘリポートでは震度6強以上の強い揺れを受ける可能性や津波が浸水するおそれがあるほか、離着陸場内に住民等が避難していたり、アクセス道路に被害が生じたりすること等により、輸送機能に支障が生じる可能性がある。

(8) 生活支障

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される生活支障は以下のとおり。

ア 避難者

表 10-1 避難者数（発災～1ヶ月後）【人】（県計）

区 分	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
レベル 1	833,766	502,134	331,632	1,221,752	613,963	607,789	836,665	250,999	585,665
レベル 2 (基本ケース)	1,047,006	645,499	401,507	1,272,015	680,321	591,694	1,011,714	303,514	708,200

イ 物資不足

表 10-2 給水、食料、毛布の不足量（市町備蓄のみで対応した場合）（県計）

区 分		住民分		観光・出張客分を考慮した場合
		1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計
レベル 1	給水（トン）	3,052	164,171	3,581
	食料（食）	2,394,077	6,092,927	3,237,801
	毛布（枚）	565,248		808,654
レベル 2 (基本ケース)	給水（トン）	3,156	164,426	3,685
	食料（食）	2,887,823	7,470,152	3,774,106
	毛布（枚）	627,779		878,562

ウ 医療機能支障

表 10-3 医療対応力不足数【人】（県計）

区 分	医療対応力不足数	
	入院対応	外来対応
レベル 1	約 30,000	約 21,000
レベル 2 (基本ケース)	約 37,000	約 25,000

エ 住機能（応急仮設住宅）

表 10-4 中期的住機能支障（発災後約1ヶ月～2年間）【世帯】（県計）

区 分	応急仮設住宅等の需要 ※		
	応急仮設住宅	借上げ型応急住宅	公営住宅の一時使用
レベル1	37,924 (59,212)	60,042 (60,044)	6,420 (6,420)
レベル2 (基本ケース)	43,636 (67,680)	60,044 (60,044)	6,420 (6,420)

※ アンケート結果に基づく推計（借り上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅の入居上限を考慮）

※ 上段：自宅が全壊・焼失した世帯の需要、下段：自宅が全壊・焼失、半壊した世帯の需要

表 10-5 長期的住機能障害（発災後約2年～数年以降）【世帯】（県計）

区 分	災害公営住宅の需要 ※			
	計	全壊世帯の需要	半壊世帯の需要	
			うち年収400万円未満	
レベル1	85,386	61,725	38,105	23,662
レベル2 (基本ケース)	92,202	66,183	41,371	26,019

オ し尿・ごみ・がれき

表 10-6 仮設トイレ不足量【基（仮設トイレ基数換算）】（県計）

区 分	市町の仮設トイレ等の備蓄のみで対応した場合	
	仮設・簡易トイレを活用	仮設・簡易・マンホールトイレを活用
レベル1	3,123	2,710
レベル2 (基本ケース)	4,429	4,257

表 10-7 災害廃棄物、津波堆積物【千トン】（県計）

区 分	合 計	災害廃棄物	津波堆積物
レベル1	30,786～31,675	29,995	791～1,680
レベル2 (基本ケース)	36,883～41,767	32,536	4,347～9,231

表 10-8 一般廃棄物（生活ごみ）【トン/月】（県計）

区 分	発災～3ヶ月後	3ヶ月後～半年後	半年後～1年後
家庭ごみ	95,000	94,000	94,000
粗大ごみ	20,000	9,500	7,200

(9) 経済被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される経済被害は表 11 のとおり。

表 11 経済被害【兆円】（県計）

区 分		直接的被害	間接的被害
予 知 な し	レベル1	20.30	3.90
	レ ベ ル 2	基本ケース	5.34
		陸側ケース	6.81
		東側ケース	5.46
予 知 あ り	レベル1	17.39	2.93
	レ ベ ル 2	基本ケース	3.20
		陸側ケース	4.31
		東側ケース	4.30

6 想定結果の概要（相模トラフ沿いで発生する地震・津波）

相模トラフ沿いで発生する地震・津波による被害の想定結果は次のとおりである。

(1) 地震動

富士川より西側の地域では、震度5弱以下となるケースが多い。

表 12-1 レベル1の地震による震度区分別面積集計表

大正型関東地震

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	0.0	0.0	0.0	0.0	25.6	90.9	116.4
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	78.1	100.0

表 12-2 レベル2の地震による震度区分別面積集計表

元禄型関東地震

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	0.0	0.0	0.0	0.8	49.3	66.4	116.4
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.7	42.4	57.0	100.0

(2) 地盤の液状化

液状化発生の可能性が高い（ランク大ないし中）地域は駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震に比べ、地震動自体があまり大きくないことから、かなり狭く、町土面積の3%以下である。

表 13-1 レベル1の地震による液状化可能性ランク別面積集計表
大正型関東地震

推定震度	大	中	小	なし	対象外	合計
面積(k m ²)	0.0	0.0	1.0	2.1	113.3	116.4
割合(%)	0.0	0.0	0.9	1.8	97.3	100.0

※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

表 13-2 レベル2の地震による液状化可能性ランク別面積集計表
元禄型関東地震

推定震度	大	中	小	なし	対象外	合計
面積(k m ²)	0.0	0.0	1.0	2.7	112.7	116.4
割合(%)	0.0	0.0	0.9	2.3	96.8	100.0

※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

(3) 津波

ア 津波の高さ

- レベル1の地震による最大津波高は、駿河湾内で3m～11m程度である。
- レベル2の地震による最大津波高は、駿河湾内で6m～16m程度である。

イ 津波の到達時間

- レベル1の地震による津波では、海岸分での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度である。
- レベル2の地震による津波では、海岸での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、レベル1の地震による津波とほぼ同等である。

ウ 津波浸水域

レベル1、レベル2の津波による浸水深別浸水面積は、表14-1、表14-2のとおりである。

表 14-1 レベル1の津波による浸水深別浸水面積
大正型関東地震

	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
浸水面積(k m ²)	0.3	0.1	0.0	-	-
町域に占める割合(%)	0.3	0.1	0.0	-	-

表 14-2 レベル2の津波による浸水深別面積

元禄型関東地震

	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
浸水面積(k m ²)	1.2	0.9	0.4	0.1	-
町域に占める割合(%)	1.0	0.8	0.3	0.1	-

(4) 物的被害

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される建物被害は次のとおり

ア レベル1の地震・津波（大正型関東地震）

表 15-1 大正型関東地震【棟】

項目	地震動	液状化	人口 造成地	津波	山・崖 崩れ	火災	建物被害 総数
全壊及び 焼失	-	-	-	-	-	-	約 10
半壊	-	-	-	約 30	-	-	約 40

「-」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

イ レベル2の地震・津波

表 15-2 元禄型関東地震【棟】

項目	地震動	液状化	人口 造成地	津波	山・崖 崩れ	火災	建物被害 総数
全壊及び 焼失	-	-	-	約 200	-	-	約 200
半壊	-	-	-	約 400	-	-	約 400

「-」：被害わずか

- 注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(5) 人的被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される人的被害は以下のとおり。

ア レベル1の地震・津波

表 16-1 大正型関東地震【人】

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動 ・転倒、屋内落下物)		死者数	— (—)	— (—)	— (—)
		重傷者数	— (—)	— (—)	— (—)
		軽傷者数	— (—)	約10 (—)	— (—)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
	早期避難率低	死者数	約10	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
火災		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	約10	—
	早期避難率低	死者数	約10	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	約10	—
自力脱出困難者数 ・要救助者数		地震動	—	—	—
		津波	—	—	—

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

イ レベル2の地震・津波

表 16-2 元禄型関東地震【人】

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動 ・転倒、屋内落下物)		死者数	— (—)	— (—)	— (—)
		重傷者数	— (—)	— (—)	— (—)
		軽傷者数	— (—)	約 10 (—)	— (—)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
	早期避難率低	死者数	約 200	約 200	約 200
		重傷者数	約 10	約 10	約 10
		軽傷者数	約 30	約 20	約 20
山・崖崩れ		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
火災		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	約 10	—
	早期避難率低	死者数	約 200	約 200	約 200
		重傷者数	約 10	約 10	約 10
		軽傷者数	約 30	約 20	約 20
自力脱出困難者数 ・要救助者数		地震動	—	—	—
		津波	—	—	—

「—」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(6) ライフライン機能支障

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定されるライフライン被害は次のとおりである。

ア 上水道

表 17-1 上水道機能支障<断水率・断水人口> (県計)

	給水人口 (千人)	断水率 (%)				断水人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約 3,716	21	9	6	0	約 793	約 337	約 207	—
レベル2		25	13	8	0	約 923	約 477	約 295	—

イ 下水道

表 17-2 下水道機能支障<機能支障率・機能支障人口> (県計)

	処理人口 (千人)	機能支障率 (%)				機能支障人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約 2,236	2	2	1	0	約 53	約 43	約 26	約 3.3
レベル2		12	12	10	1	約 271	約 262	約 215	約 32

ウ 電力

表 17-3 電力機能支障<停電率・停電軒数> (県計)

	需要家数 (千人)	停電率 (%)				停電軒数 (千軒)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約 2,247	33	5	0	0	約 735	約 117	約 4.9	約 4.9
レベル2		33	5	0	0	約 736	約 122	約 9.3	約 9.3

エ 通信

表 17-4 固定電話機能支障<不通回線率・不通回線数> (県計)

	回線数 (千人)	不通回線率 (%)				不通回線数 (千回線)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約 883	34	6	0	0	約 379	約 48	約 3.5	約 3.1
レベル2		34	6	1	1	約 280	約 53	約 7.5	約 6.6

表 17-5 携帯電話機能支障<停波基地局率、不通ランク> (県計)

	停波基地局率 (%)				不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	0	6	0	0	—	—	—	—
レベル2	1	6	1	1	—	—	—	—

※ 不通ランク 「A」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。
「B」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が40%を超える。
「C」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。
「-」: 上記ランクA、B、Cのいずれにも該当しない。

オ ガス

表 17-6 都市ガス機能支障<供給停止率、供給停止戸数> (県計)

区分	需要家数 (千戸)	供給停止戸数 (千戸)	供給停止率 (%)	復旧対象戸数 (千戸)
レベル1	約 494	約 19	4	約 12
レベル2		約 61	12	約 28

表 17-7 LP ガス機能支障<機能支障率、要点検需要家数>

区分	需要家数 (千戸)	機能支障率 (%)	要点検需要家数 (千戸)
レベル1	約 855	4	約 32
レベル2		6	約 52

表 17-8 ライフライン復旧予測

	施設応急復旧日数(95%復旧)		備考
	レベル1	レベル2	
上水道	1週間程度	2週間程度	津波により被災した需要家は復旧対象から除外している
下水道	数日間程度	3週間程度	
電力	数日間程度	数日間程度	
固定電話	数日間程度	数日間程度	
携帯電話	数日間程度	数日間程度	
都市ガス	数日間程度	1週間程度	家屋被害の著しい需要家は復旧対象から除外している

(7) 交通機能支障

ア 道路施設（緊急輸送路）

①東西幹線道路

- ・橋梁損傷、建物の道路閉塞、津波浸水、山・崖崩れ等の影響で不通となる区間が発生する。

②その他道路

- ・地震動による橋梁損傷、倒壊建物による道路閉塞、津波の影響のため不通となる区間が発生する。

イ 港湾・漁港施設

- ・港湾施設被害、船舶やコンテナの被害、航路障害等の被害が発生する。また海底地盤が隆起する地域では、水深が不足することがある。
- ・発災初期は津波の危険及び復旧対応・航路啓開のため港湾が利用できないことが考えられる

ウ ヘリポート

- ・ごく一部の防災拠点ヘリポートや市町防災ヘリポートでは震度6強以上の強い揺れを受ける可能性や津波が浸水するおそれがあるほか、離着陸場内に住民等が避難していたり、アクセス道路に被害が生じたりすること等により、輸送機能に支障が生じる可能性がある。

(8) 生活支障

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される生活支障は次のとおりである。

ア 避難者

表 18-1 避難者数（発災～1ヶ月後）【人】（県計）

区 分	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
レベル1	56,964	34,848	22,116	96,146	48,387	47,760	47,457	14,237	33,220
レベル2	111,648	69,015	42,633	150,590	76,234	74,356	82,914	24,874	58,039

イ 物資不足

表 18-2 給水、食料、毛布の不足量（市町備蓄のみで対応した場合）（県計）

区 分		住民分		観光・出張客分を考慮した 場合
		1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計
レベル1	給水（トン）	262	12,611	391
	食料（食）	63,327	341,168	540,359
	毛布（枚）	24,663		99,261
レベル2	給水（トン）	363	19,324	492
	食料（食）	182,754	632,651	686,164
	毛布（枚）	36,292		126,595

ウ 医療機能支障

表 18-3 医療対応力不足数【人】（県計）

区 分	医療対応力不足数	
	入院対応	外来対応
レベル1	—	—
レベル2	—	—

エ 住機能（応急仮設住宅）

表 18-4 中期的住機能支障（発災後約1ヶ月～2年間）【世帯】（県計）

区 分	応急仮設住宅等の需要 ※		
	応急仮設住宅	借上げ型応急住宅	公営住宅の一時使用
レベル1	1,801	2,483	1,058
	(2,938)	(4,413)	(1,812)
レベル2	3,328	4,588	1,956
	(5,033)	(7,484)	(3,086)

※ アンケート結果に基づく推計（借り上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅の入居上限を考慮）

※ 上段：自宅が全壊・焼失した世帯の需要、下段：自宅が全壊・焼失、半壊した世帯の需要

表 18-5 長期的住機能障害（発災後約2年～数年以降）【世帯】（県計）

区 分	災害公営住宅の需要 ※		
	計	全壊世帯の需要	うち年収 400 万円未満
レベル 1	6,550	3,217	2,130
レベル 2	10,940	5,946	4,046

オ し尿・ごみ・がれき

表 18-6 仮設トイレ不足量【基（仮設トイレ基数換算）】（県計）

区 分	市町の仮設トイレ等の備蓄のみで対応した場合	
	仮設・簡易トイレを活用	仮設・簡易・マンホールトイレを活用
レベル 1	17	0
レベル 2	76	52

表 18-7 災害廃棄物、津波堆積物【千トン】（県計）

区 分	合 計	災害廃棄物	津波堆積物
レベル 1	1,672～1,900	1,469	203～ 431
レベル 2	3,316～3,968	2,736	580～1,232

(9) 経済被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される経済被害は表 11 のとおり。

表 19 経済被害【兆円】（県計）

区 分	直接的被害	間接的被害
レベル 1	1.65	0.145
レベル 2	2.70	0.257

4 災害危険区域関係

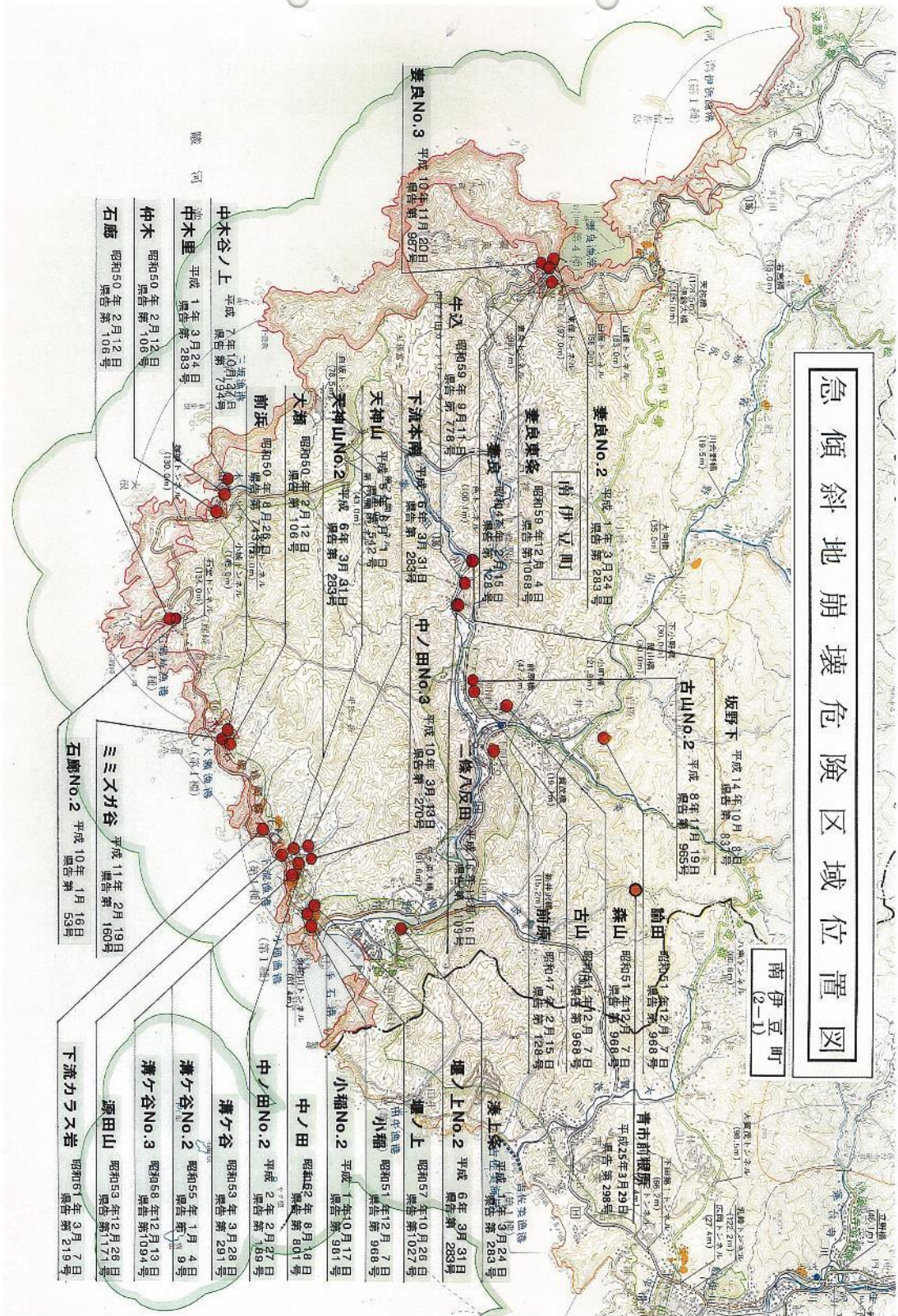
4-1 砂防指定地

土地の表示	水系名	河川名等	溪流名	告示年月日・番号	面積 (ha)	備考
蛇石	青野川	青野川	青野川	S43.02.06・建 123	5.20	
妻良	殿田川	殿田川	殿田川	S52.02.03・建 94	5.36	同左支川・ 右支川船山沢
妻良	殿田川	殿田川	西谷沢	S52.09.13・建 1269	0.37	
妻良	殿田川	殿田川	西ヶ谷沢	S56.04.24・建 933	1.48	
妻良	殿田川	殿田川	西ヶ谷沢	S63.02.15・建 194	0.34	
妻良	殿田川	殿田川	西ヶ谷沢	H03.01.07・建 10	0.37	
子浦	五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川	S53.01.21・建 44	1.66	
市之瀬	青野川	坂ノ尻川	坂ノ尻川	S59.12.24・建 1727	0.34	
石廊崎	伊波本川	登立川	石廊の沢	H05.11.09・建 2121	0.35	
青野	青野川	鈴野川	小林川	H09.06.11・建 1303	2.42	
石井・ 上賀茂		石井沢川		H12.05.16・建 1311	1.05	
青野		鈴野川 左支川		H15.01.10・国土交通省 告示第 21 号第 1 号	12.88	
石井		谷戸沢		H16.01.28・国土交通省 告示第 22 号第 1 号	12.89	
加納	青野川	二条川	加納北沢	H25.01.07・国土交通省 告示第 10 号第 12 号	0.98	
市之瀬	青野川	青野川	大日川	H27.8.18・国土交通省 告示第 947 号	33.33	
湊	青野川	前田川	湊北沢	H30.6.11・国土交通省 告示第 731 号	2.51	
加納	青野川	青野川	谷戸山沢	R02.05.22・国土交通省 告示第 607 号	0.52	
青市	青野川	鯉名川	志んど川	R02.05.22・国土交通省 告示第 607 号	0.51	

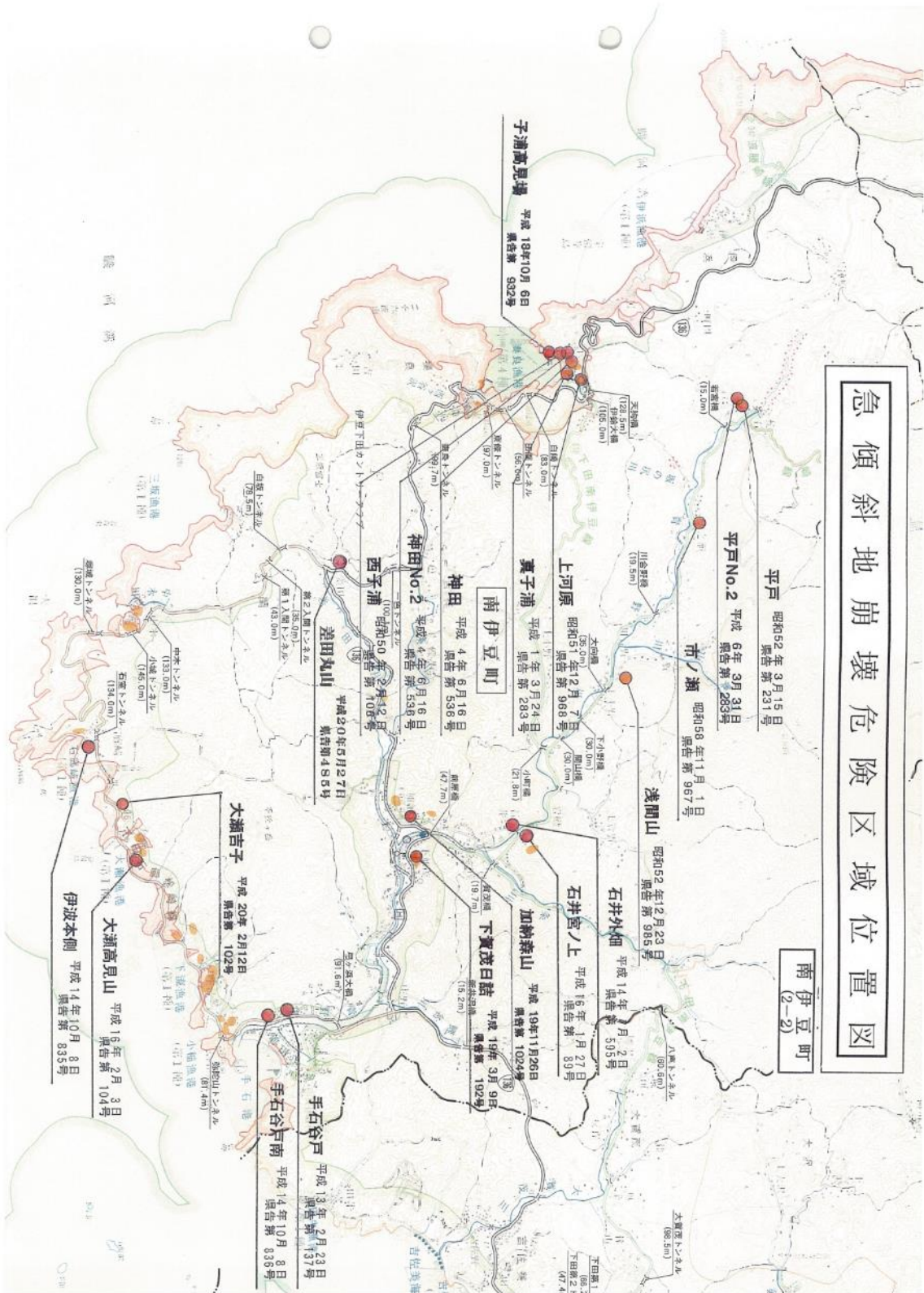
4-2 地すべり防止区域

土地の表示	指定年月日・番号	面積 (ha)	備考
伊浜	S51.10.29・建設省 1447	12.01	

4-3 急傾斜地崩壊危険区域



急傾斜地崩壊危険区域位置図



4-4 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

区域名	面積 (㎡)	指定年月日
前原	13,464	昭和47年2月15日
妻良	930	昭和47年2月15日
大瀬	3,006	昭和50年2月12日
仲木	6,321	昭和50年2月12日
石廊	3,935	昭和50年2月12日
西子浦	5,551	昭和50年2月12日
前浜	3,952	昭和50年8月26日
小稲	1,287	昭和51年12月7日
森山	1,883	昭和51年12月7日
古山	6,543	昭和51年12月7日
論田	2,947	昭和51年12月7日
上河原	6,615	昭和51年12月7日
平戸	4,980	昭和52年3月15日
浅間山	11,300	昭和52年12月23日
溝ヶ谷	5,800	昭和53年3月28日
源田山	1,570	昭和53年12月26日
溝ヶ谷 No. 2	600	昭和55年1月4日
堰ノ上	2,850	昭和57年10月26日
市ノ瀬	6,095	昭和58年11月1日
溝ヶ谷 No. 3	3,266	昭和58年12月13日
牛込	3,728	昭和59年9月11日
妻良東条	1,966	昭和59年12月4日
中ノ田	5,958	昭和62年8月18日
湊上条	1,008	平成元年3月24日
中木里	6,118	平成元年3月24日
妻良 No. 2	1,314	平成元年3月24日
真子浦	1,295	平成元年3月24日
小稲 No. 2	4,173	平成元年10月17日
中ノ田 No. 2	4,674	平成2年2月27日
神田	1,051	平成4年6月16日
神田 No. 2	721	平成4年6月16日
天神山	1,974	平成5年6月1日
天神山 No. 2	7,275	平成6年3月31日

平戸 No. 2	2, 237	平成 6 年 3 月 31 日
堰ノ上 No. 2	2, 250	平成 6 年 3 月 31 日
下流本南	3, 898	平成 6 年 3 月 31 日
下流カラス岩	5, 720	平成 6 年 3 月 31 日
中木谷ノ上	3, 584	平成 7 年 10 月 27 日
古山 No. 2	15, 311	平成 8 年 11 月 19 日
石廊 No. 2	12, 835	平成 10 年 1 月 16 日
中ノ田 No. 3	6, 947	平成 10 年 3 月 13 日
妻良 No. 3	987	平成 10 年 11 月 20 日
ミミズガ谷	2, 939	平成 11 年 2 月 19 日
手石谷戸	3, 572	平成 13 年 2 月 23 日
石井外畑	7, 782	平成 14 年 7 月 2 日
手石谷戸南	7, 906	平成 14 年 10 月 8 日
伊波本側	4, 139	平成 14 年 10 月 8 日
坂野下	29, 892	平成 14 年 10 月 8 日
石井宮ノ上	22, 474	平成 16 年 1 月 27 日
大瀬高見山	11, 088	平成 16 年 2 月 19 日
二條八反田	21, 632	平成 16 年 11 月 16 日
子浦高見場	2, 865	平成 18 年 10 月 6 日
下賀茂日詰	11, 171	平成 19 年 3 月 9 日
加納森山	9, 082	平成 19 年 11 月 26 日
大瀬吉子	8, 621	平成 20 年 2 月 12 日
差田丸山	4, 145	平成 20 年 5 月 28 日
森山	9, 082	平成 20 年 11 月 26 日
青市前根原	2, 931	平成 25 年 3 月 29 日

4-5 土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧表

(1) 土石流

箇所名	区域名	指定年月日
鯉名川右支川上沢	別当川右支川上沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川右支川下沢	青市川	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川北沢	青市川北沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川上沢-1	青木谷戸川A	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川上沢-2	青木谷戸川B	平成 25 年 3 月 25 日
蒲谷川	蒲谷川A～G（枝番計7）	平成 25 年 3 月 25 日
上組川	錦屋川	平成 25 年 3 月 25 日

鯉名川左支川北沢	蒲谷川左支川北沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川上沢- 1	久保条川 A	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川上沢- 2	久保条川 B	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川西沢	龍雲寺川	平成 25 年 3 月 25 日
七曲沢	白崩沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川右支川中沢- 1	別当川右支川中沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川右支川中沢- 2	別当川右支川下沢	平成 25 年 3 月 25 日
青市上沢	青市上沢	平成 25 年 3 月 25 日
青市中沢	青市中沢	平成 25 年 3 月 25 日
青市下沢	青市下沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川東沢	向井の谷戸川	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川中沢- 1	蒲谷川右支川東沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川中沢- 2	蒲谷川左支川西沢	平成 25 年 3 月 25 日
鯉名川左支川中沢- 3	橋ヶ谷川	平成 25 年 3 月 25 日
カニ谷戸沢	カニ谷戸沢	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂南沢	上賀茂南沢	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂北沢	上賀茂北沢	平成 26 年 3 月 14 日
角之谷戸沢	角之谷戸沢	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂中沢	上賀茂中沢	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂下沢	上賀茂下沢	平成 26 年 3 月 14 日
八声川	八声川	平成 26 年 3 月 18 日
一条川左支川	八声川左支川	平成 26 年 3 月 18 日
一条下沢	一条下沢	平成 26 年 3 月 18 日
中石谷川	中石谷川	平成 26 年 3 月 18 日
馬込上沢	馬込上沢	平成 26 年 3 月 18 日
馬込北沢	馬込北沢	平成 26 年 3 月 18 日
馬込中沢	馬込中沢	平成 26 年 3 月 18 日
馬込沢	馬込沢	平成 26 年 3 月 18 日
馬込下沢	馬込下沢	平成 26 年 3 月 18 日
馬込南沢	馬込南沢	平成 26 年 3 月 18 日
一条北沢 1	一条北沢 A	平成 26 年 3 月 18 日
一条西沢	一条西沢	平成 26 年 3 月 18 日
一条中沢	一条中沢	平成 26 年 3 月 18 日
一条南沢	一条南沢	平成 26 年 3 月 18 日
一条北沢 2	一条北沢 B	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 A	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 B	平成 26 年 3 月 18 日

大道山川	大道山川 C	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 D	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 E	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 F	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 G	平成 26 年 3 月 18 日
大道山川	大道山川 H	平成 26 年 3 月 18 日
一条上沢	一条上沢	平成 26 年 3 月 18 日
手石北沢-2	野本沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
日野南沢	大山川 A	平成 27 年 3 月 17 日
日野南沢	大山川 B	平成 27 年 3 月 17 日
日野南沢	大山川 C	平成 27 年 3 月 17 日
日野南沢	大山川 D	平成 27 年 3 月 17 日
湊西沢	逢耕地川 A	平成 27 年 3 月 17 日
湊南沢	逢耕地川支川	平成 27 年 3 月 17 日
鯉名川中沢	志んど川	平成 27 年 3 月 17 日
鯉名川下	堰ノ谷戸沢	平成 27 年 3 月 17 日
日野北沢	京出沢	平成 27 年 3 月 17 日
日野上沢	シモジ谷戸沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
手石西沢	向井条沢	平成 27 年 3 月 17 日
湊北沢-1	西谷沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
湊東沢	新田谷戸沢	平成 27 年 3 月 17 日
鯉名川南沢	大ジノ谷戸沢	平成 27 年 3 月 17 日
日野下沢	大山川支川	平成 27 年 3 月 17 日
湊上沢	逢耕地川 B	平成 27 年 3 月 17 日
湊下沢	逢耕地川 C	平成 27 年 3 月 17 日
日野東沢	辰ノ口沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
日野西沢	辰ノ口沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
日野中沢	シモジ谷戸沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
湊北沢-2	西谷沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
手石上沢-1	野本沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
手石上沢-2	大谷戸沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
手石中沢-1	大谷戸沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
手石中沢-2	鷺巣山沢	平成 27 年 3 月 17 日
手石下沢	宮ノ前川	平成 27 年 3 月 17 日
手石沢	小坂山沢 A	平成 27 年 3 月 17 日
手石沢	小坂山沢 B	平成 27 年 3 月 17 日
手石沢	小坂山沢 C	平成 27 年 3 月 17 日

手石南沢	土取川 A	平成 27 年 3 月 17 日
手石南沢	土取川 B	平成 27 年 3 月 17 日
手石南沢	土取川 C	平成 27 年 3 月 17 日
手石北沢-1	湯坂沢	平成 27 年 3 月 17 日
手石東沢	大日山沢	平成 27 年 3 月 17 日
下賀茂南沢 1	下賀茂原沢 A	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂東沢 1	下賀茂日詰沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂東沢 2	下賀茂寺谷戸沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂沢 1	下賀茂原沢 B	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂北沢 2	下賀茂朝倉沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂北沢 3	下賀茂九条沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂南沢 3	下賀茂佃沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂西沢	下賀茂小島沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂上沢	下賀茂賀茂磯沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂中沢	下賀茂中崎沢 A	平成 27 年 3 月 31 日
カラハン沢	郷戸川沢	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂下沢 1	下賀茂湯之本沢 A	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂下沢 2	下賀茂湯之本沢 B	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂沢 2	下賀茂加畑沢	平成 27 年 3 月 31 日
南野川下沢	下賀茂中崎沢 B	平成 27 年 3 月 31 日
南野川中沢	下賀茂山田沢	平成 27 年 3 月 31 日
加納上沢	芝田川支川 A	平成 27 年 3 月 31 日
加納上沢	芝田川支川 B	平成 27 年 3 月 31 日
谷戸山沢	谷戸山沢	平成 27 年 3 月 31 日
古山沢	古山沢 A	平成 27 年 3 月 31 日
古山沢	古山沢 B	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-1	山田川 A	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-1	山田川 B	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-1	山田川 C	平成 27 年 3 月 31 日
加納下沢	矢熊沢	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-2	権現川 A	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-2	権現川 B	平成 27 年 3 月 31 日
加納沢-2	権現川 C	平成 27 年 3 月 31 日
加納中沢	杉ノ久保沢	平成 27 年 3 月 31 日
加納西沢-2	阿原沢 A	平成 27 年 3 月 31 日
加納西沢-1	阿原沢 B	平成 27 年 3 月 31 日
下小野中沢	下小野中沢	平成 27 年 12 月 8 日

下小野東沢	下小野東沢 A	平成 27 年 12 月 8 日
下小野東沢	下小野東沢 B	平成 27 年 12 月 8 日
下小野西沢	下小野西沢	平成 27 年 12 月 8 日
下小野沢	下小野沢	平成 27 年 12 月 8 日
下小野南沢	関山川	平成 27 年 12 月 8 日
上小野南沢	上小野南沢 A	平成 27 年 12 月 8 日
上小野南沢	上小野南沢 B	平成 27 年 12 月 8 日
上小野下沢	小町川	平成 27 年 12 月 8 日
下小野下沢	下小野下沢	平成 27 年 12 月 8 日
上小野西沢	上小野西沢	平成 27 年 12 月 8 日
川合野上沢	川合野上沢	平成 27 年 12 月 8 日
川合野沢	滝山川	平成 27 年 12 月 8 日
下小野北沢	下小野北沢	平成 27 年 12 月 8 日
下小野上沢	下小野上沢	平成 27 年 12 月 8 日
川合野下沢	川合野下沢	平成 27 年 12 月 8 日
鈴野川左支川	鈴野川左支川	平成 27 年 12 月 8 日
小林川	小林川	平成 27 年 12 月 8 日
青野南沢	青野南沢	平成 27 年 12 月 8 日
奥山川右支川	奥山川右支川	平成 27 年 12 月 8 日
奥山川	本沢川	平成 27 年 12 月 8 日
奥山川左支川	奥山川左支川	平成 27 年 12 月 8 日
青野上沢	青野上沢	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川右支川	毛倉野川右支川 A	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川右支川	毛倉野川右支川 B	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川上沢	毛倉野川上沢	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川中沢	毛倉野川中沢	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川下沢	毛倉野川下沢	平成 27 年 12 月 8 日
柿ノ木田川	柿ノ木田川	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川	毛倉野川	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川北沢	毛倉野川北沢	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川左支川	毛倉野川左支川	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川西沢	毛倉野川西沢 A	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川西沢	毛倉野川西沢 B	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野川西沢	毛倉野川西沢 C	平成 27 年 12 月 8 日
三谷川	三谷川	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野東沢	百田川	平成 27 年 12 月 8 日
毛倉野南沢	白ヶ谷戸川	平成 27 年 12 月 8 日

岩殿沢	岩殿沢 A	平成 27 年 12 月 8 日
岩殿沢	岩殿沢 B	平成 27 年 12 月 8 日
披露川	広尾沢	平成 28 年 3 月 29 日
二条北沢-1	二条北沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
山田川	山田川	平成 28 年 3 月 29 日
谷戸洞川	二条北沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
二条南沢	二条南沢	平成 28 年 3 月 29 日
和泉川	二条西沢	平成 28 年 3 月 29 日
二条上沢-2	二条上沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
二条上沢 3	二条上沢-3	平成 28 年 3 月 29 日
鴨戸川 A	二条中沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
鴨戸川 B	二条中沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
鴨戸川 C	二条下沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
寺川	二条上沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
加納東沢	加納東沢	平成 28 年 3 月 29 日
犬戸川	加納南沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
神田谷川	石井沢	平成 28 年 3 月 29 日
遠梨川	谷戸沢	平成 28 年 3 月 29 日
石井上沢	石井上沢	平成 28 年 3 月 29 日
石井下沢	石井下沢	平成 28 年 3 月 29 日
石井中沢	石井中沢	平成 28 年 3 月 29 日
和泉川	山田川-2	平成 28 年 3 月 29 日
一条東沢	一条東沢	平成 28 年 3 月 29 日
鳥屋川	鳥屋川	平成 28 年 3 月 29 日
差田上沢	差田上沢	平成 28 年 3 月 29 日
隠居川	差田中沢	平成 28 年 3 月 29 日
青木川	差田下沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
差田下沢	差田下沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
大倉川	差田西沢	平成 28 年 3 月 29 日
上小野沢	上小野沢-3	平成 28 年 3 月 29 日
松尾川 A	上小野沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
松尾川 B	上小野沢-1	平成 28 年 3 月 29 日
上小野上沢	上小野上沢	平成 28 年 3 月 29 日
旭ヶ美野川	上小野沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
上小野中沢	上小野中沢	平成 28 年 3 月 29 日
三条越川	山條越沢	平成 28 年 3 月 29 日
石廊崎南沢	石廊崎南沢	平成 28 年 3 月 29 日

石廊崎北沢	石廊崎北沢	平成 28 年 3 月 29 日
石廊ノ沢 B	石廊ノ沢-2	平成 28 年 3 月 29 日
本瀬北沢	本瀬北沢	平成 28 年 3 月 29 日
本瀬南沢	本瀬南沢	平成 28 年 3 月 29 日
中木川	中木川	平成 28 年 3 月 29 日
三舛山川	三舛山川	平成 28 年 3 月 29 日
横道川	中木上沢	平成 28 年 3 月 29 日
中木中沢	中木中沢	平成 28 年 3 月 29 日
駒外沢	駒外沢	平成 28 年 3 月 29 日
中木下沢	中木下沢	平成 28 年 3 月 29 日
谷戸川	ヤト沢	平成 28 年 3 月 29 日
立岩上沢	立岩上沢	平成 28 年 9 月 30 日
ヤト沢	ヤト沢	平成 28 年 9 月 30 日
黒崎川	黒崎川	平成 28 年 9 月 30 日
宇正住沢	宇正住沢	平成 28 年 9 月 30 日
殿田川	殿田川	平成 28 年 9 月 30 日
殿田川	船山沢	平成 28 年 9 月 30 日
西ヶ谷沢	西ヶ谷沢	平成 28 年 9 月 30 日
西ヶ谷沢	幸田沢	平成 28 年 9 月 30 日
吉田沢	吉田沢	平成 28 年 9 月 30 日
立岩中沢	立岩中沢	平成 28 年 9 月 30 日
立岩下沢	立岩下沢	平成 28 年 9 月 30 日
妻良下沢	妻良下沢	平成 28 年 9 月 30 日
妻良中沢	妻良中沢	平成 28 年 9 月 30 日
妻良上沢	妻良上沢	平成 28 年 9 月 30 日
坂ノ尻川	坂の尻川	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬東沢	山の神川	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬上沢	市の瀬上沢	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬南沢-1	市の瀬南沢 A	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬南沢 1-1	市の瀬南沢 B	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬中沢-1	市の瀬中沢 A	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬下沢	市の瀬下沢	平成 28 年 9 月 30 日
平戸沢	平戸沢	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬北沢-1	千本楠川	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬北沢-2	大久保川	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬中沢-2	市の瀬中沢 B	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬西沢-1	矢名久保川 A	平成 28 年 9 月 30 日

市の瀬西沢 1-2	矢名久保川 B	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬西沢-2	市の瀬西沢	平成 28 年 9 月 30 日
市の瀬南沢-2	一町田川	平成 28 年 9 月 30 日
加納北沢-2	加納北沢 B	平成 28 年 9 月 30 日
下賀茂北沢-1	下賀茂北沢 A	平成 28 年 9 月 30 日
下賀茂南沢-2	下賀茂南沢 B	平成 28 年 9 月 30 日
南野川上沢	南野川	平成 28 年 9 月 30 日
大瀬川	大瀬川	平成 28 年 9 月 30 日
スガノ谷沢 A	菅の谷川 A	平成 28 年 9 月 30 日
スガノ谷沢 B	菅の谷川 B	平成 28 年 9 月 30 日
加納北沢-1	朝倉川	平成 28 年 9 月 30 日
大瀬東沢	吉子川	平成 28 年 9 月 30 日
青野西沢	青野西沢	平成 28 年 9 月 30 日
青野東沢	青野東沢	平成 28 年 9 月 30 日
ダイコ沢	だいご川	平成 28 年 9 月 30 日
下流沢	下流川	平成 28 年 9 月 30 日
入間北沢	観音寺川	平成 29 年 3 月 31 日
入間中沢	田んぼ川支川 A	平成 29 年 3 月 31 日
入間下沢	田んぼ川支川 B	平成 29 年 3 月 31 日
浜田ノ沢	溝口川	平成 29 年 3 月 31 日
差田東沢	咄山川	平成 29 年 3 月 31 日
差田南沢	差田川	平成 29 年 3 月 31 日
入間上沢	田んぼ川	平成 29 年 3 月 31 日
立岩沢	一色川	平成 29 年 3 月 31 日
一色北沢	入山川	平成 29 年 3 月 31 日
一色沢	寺川	平成 29 年 3 月 31 日
一色南沢	大阪川 A	平成 29 年 3 月 31 日
一色南沢	大阪川 B	平成 29 年 3 月 31 日
蝶ヶ野東沢	高尾川	平成 29 年 3 月 31 日
二条川右支川	長沢川	平成 29 年 3 月 31 日
吉祥沢	長沢川支川	平成 29 年 3 月 31 日
蝶ヶ野北沢	二条川支川 B	平成 29 年 3 月 31 日
蝶ヶ野南沢	二条川支川 C	平成 29 年 3 月 31 日
蝶ヶ野沢	谷戸沢川	平成 29 年 3 月 31 日
一色西沢	二条川支川 A	平成 29 年 3 月 31 日
下小野西沢上	下小野西沢 B	平成 29 年 7 月 11 日
上小野沢南 B	水無田川	平成 29 年 7 月 11 日

山田川－1	山田川D	平成29年7月11日
差田北沢	鳥屋川支川	平成29年7月11日
差田ノ沢	松尾川C	平成29年7月11日
二条東沢	大久保川	平成29年7月11日
二条下沢－2	鴨田川D	平成29年7月11日
加納南沢－1	犬戸川B	平成29年7月11日
青市上沢B	銭瓶川支川	平成29年7月14日
スガノ谷沢南	赤穂浦川	平成29年7月14日
スガノ谷沢南B	白坂川	平成29年7月14日
大瀬川東A	谷戸川	平成29年7月14日
大瀬川東B	大瀬川B	平成29年7月14日
奥山川北沢	番山川	平成29年7月14日
伊浜北沢南B	大沢川	平成29年7月14日
中石谷川中	大道山川支川	平成29年7月14日
中石谷川下	水久保川	平成29年7月14日
鯉名川北沢B	小沢川	平成29年7月14日
湊南沢北B	逢耕地川D	平成29年7月14日
蛇石川	五十鈴川	平成31年3月29日
石廊ノ沢1	伊波本川	平成31年3月29日
東子浦沢	白坂川	平成31年3月29日
五十鈴川	五十鈴川	平成31年3月29日
入山沢	入山川	令和2年3月13日
中島川	中島川	令和2年3月13日
伊浜南沢	若見沢川	令和2年3月13日
落居沢	落居川	令和2年3月13日
西子浦北沢	和久良川	令和2年3月13日
西子浦南沢	潮音寺川	令和2年3月13日
伊浜北沢	伊浜北沢	令和2年3月13日
小安川	小安川	令和2年3月13日
伊浜東沢	伊浜東沢	令和2年3月13日
大窪川	大窪川	令和2年3月13日
大日川	大日川	令和2年3月13日

(2) 急傾斜地の崩壊

箇所名	区域名	指定年月日
高見場	子浦高見場	平成19年7月6日
神田	神田・神田2	平成19年7月6日
西子浦	西子浦	平成19年7月6日

上河原	上河原	平成 19 年 7 月 6 日
真子浦	真子浦	平成 19 年 7 月 6 日
ミミズガ谷	ミミズガ谷	平成 19 年 7 月 6 日
前浜	前浜	平成 19 年 7 月 6 日
大瀬	大瀬	平成 19 年 7 月 6 日
伊波本側	伊波本側	平成 20 年 2 月 15 日
石廊	石廊	平成 20 年 2 月 15 日
中木	中木	平成 20 年 2 月 15 日
里	中木里	平成 20 年 2 月 15 日
谷ノ上	中木谷ノ上	平成 20 年 2 月 15 日
高見山	大瀬高見山	平成 20 年 2 月 15 日
前原	前原	平成 20 年 2 月 15 日
日詰	下賀茂日詰	平成 20 年 2 月 15 日
八反田	二條八反田	平成 20 年 2 月 15 日
上条向	大畠	平成 25 年 3 月 29 日
別当	上條・谷戸 A (枝番計 2)	平成 25 年 3 月 29 日
峯山	里條 A B (枝番計 2)	平成 25 年 3 月 29 日
里向	谷戸 B	平成 25 年 3 月 29 日
金ヶ谷戸	白土山	平成 25 年 3 月 29 日
折戸	久保田・平田 (枝番計 2)	平成 25 年 3 月 29 日
久保田向伊	口細	平成 25 年 3 月 29 日
平戸	鍛冶屋久保	平成 25 年 3 月 29 日
野辺	宇土取	平成 25 年 3 月 29 日
井戸ノ久保	青木谷戸 A	平成 25 年 3 月 29 日
折尾根	折尾根	平成 25 年 3 月 29 日
和田ノ谷	和田ノ谷	平成 25 年 3 月 29 日
青市	宮向井	平成 25 年 3 月 29 日
湊No.2	大ジノ谷戸	平成 25 年 3 月 29 日
成石No.2	青木谷戸 B	平成 25 年 3 月 29 日
定使田	志戸久保	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.2	東風・孫太夫田 A (枝番計 2)	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.3	伊之倉 A B C (枝番計 3)	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.5	野辺谷戸	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.6	向井田	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.7	高田	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.13	別当	平成 25 年 3 月 29 日

青市No.14	遠之木	平成 25 年 3 月 29 日
前根原	里條 B	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.15	大久保 A	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.16	大久保 B	平成 25 年 3 月 29 日
青市No.17	関平	平成 25 年 3 月 29 日
上ノ原	上ノ原	平成 26 年 3 月 14 日
論田	論田	平成 26 年 3 月 14 日
賀茂	賀茂	平成 26 年 3 月 14 日
笹原	蟹谷平	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂	賀茂辺	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂 No. 2	角之谷戸	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂 No. 3	大石ノ麓 A	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂 No. 4	大久保ノ入	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂 No. 5	蟹谷	平成 26 年 3 月 14 日
上賀茂 No. 6	大石ノ麓 B	平成 26 年 3 月 14 日
上條	上条	平成 26 年 3 月 18 日
神田	神田	平成 26 年 3 月 18 日
青市 No. 8	向田	平成 26 年 3 月 18 日
青市 No. 9	竹之裕	平成 26 年 3 月 18 日
青市 No. 10	滝之口	平成 26 年 3 月 18 日
青市 No. 11	平岩	平成 26 年 3 月 18 日
青市 No. 12	鈴原	平成 26 年 3 月 18 日
一条	谷戸	平成 26 年 3 月 18 日
一条 No. 2	上之段	平成 26 年 3 月 18 日
一条 No. 3	水久保	平成 26 年 3 月 18 日
一条 No. 4	大久保	平成 26 年 3 月 18 日
一条 No. 5	馬込段	平成 26 年 3 月 18 日
馬込	八声口 A	平成 26 年 3 月 18 日
馬込 No. 2	八声口 B	平成 26 年 3 月 18 日
馬込 No. 3	宝理戸 A	平成 26 年 3 月 18 日
馬込 No. 4	宝理戸 B	平成 26 年 3 月 18 日
湯坂	湯坂	平成 27 年 3 月 13 日
大谷戸	大谷戸	平成 27 年 3 月 13 日
小稲里条	小稲里条	平成 27 年 3 月 13 日
小稲 No. 2	咲ツ頭	平成 27 年 3 月 13 日
小稲 No. 3	浜ノ上	平成 27 年 3 月 13 日
手石	大日山	平成 27 年 3 月 13 日

長八山	宮ノ後	平成 27 年 3 月 13 日
宮ノ平	宮ノ平	平成 27 年 3 月 13 日
青市 No. 5	仲ノ峰	平成 27 年 3 月 13 日
シモジ谷戸	シモジ谷戸	平成 27 年 3 月 13 日
山戸	見返シ A	平成 27 年 3 月 13 日
向井条	向井条	平成 27 年 3 月 13 日
湊吸光山	吸光山 B	平成 27 年 3 月 13 日
西谷	西谷	平成 27 年 3 月 13 日
吸光山	吸光山 A	平成 27 年 3 月 13 日
ケンホウ(2)	ケンホウ B	平成 27 年 3 月 13 日
ケンホウ(1)	ケンホウ A	平成 27 年 3 月 13 日
上条	上条	平成 27 年 3 月 13 日
町谷戸	町谷戸	平成 27 年 3 月 13 日
湊	蔵ノ脇	平成 27 年 3 月 13 日
日野	辰ノ口	平成 27 年 3 月 13 日
日野 No. 2	大山	平成 27 年 3 月 13 日
湊 No. 3	釜向井	平成 27 年 3 月 13 日
湊 No. 4	道ヶ山	平成 27 年 3 月 13 日
青市 No. 4	見返シ B	平成 27 年 3 月 13 日
湯ノ本	湯之本 A	平成 27 年 3 月 31 日
湯ノ本	湯之本 B	平成 27 年 3 月 31 日
小島	小島	平成 27 年 3 月 31 日
九条	九条	平成 27 年 3 月 31 日
佃	佃 A	平成 27 年 3 月 31 日
佃	佃 B	平成 27 年 3 月 31 日
賀茂磯	賀茂磯	平成 27 年 3 月 31 日
中崎	中崎	平成 27 年 3 月 31 日
遠見	遠見	平成 27 年 3 月 31 日
水神	水神	平成 27 年 3 月 31 日
都殿	都殿	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂	向田	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂 No. 2	権現	平成 27 年 3 月 31 日
下賀茂 No. 3	東大山田	平成 27 年 3 月 31 日
立野	立野	平成 27 年 3 月 31 日
細谷	大瀬吉子	平成 27 年 3 月 31 日
大瀬 No. 2	細谷	平成 27 年 3 月 31 日
大瀬 No. 3	本瀬口	平成 27 年 3 月 31 日

大瀬 No. 4	本瀬口ノ上	平成 27 年 3 月 31 日
大瀬 No. 5	本瀬	平成 27 年 3 月 31 日
杉田	杉田	平成 27 年 3 月 31 日
森山	森山	平成 27 年 3 月 31 日
天神山	天神山	平成 27 年 3 月 31 日
古山	古山	平成 27 年 3 月 31 日
明釈寺	妙釈寺	平成 27 年 3 月 31 日
朝倉口	横峯	平成 27 年 3 月 31 日
横峰平	横峯平	平成 27 年 3 月 31 日
加納	山田	平成 27 年 3 月 31 日
毛倉野	大石	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.2	谷戸田 A	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.3	谷戸田 B	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.4	向山	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.5	門ノ久保	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.6	本久保	平成 27 年 12 月 4 日
毛倉野No.7	洞山	平成 27 年 12 月 4 日
大久保	旭峯	平成 27 年 12 月 4 日
岩殿	波止磯	平成 27 年 12 月 4 日
石井	瀧窪 A	平成 27 年 12 月 4 日
石井No.2	瀧窪 B	平成 27 年 12 月 4 日
石井No.3	實園	平成 27 年 12 月 4 日
下小野	地藏面	平成 27 年 12 月 4 日
川合野	上開戸	平成 27 年 12 月 4 日
川合野No.2	細脊戸	平成 27 年 12 月 4 日
下流カラス岩	下流カラス岩	平成 28 年 1 月 8 日
木房谷	星山	平成 28 年 1 月 8 日
白坂	白坂	平成 28 年 1 月 8 日
本瀬入	本瀬 A	平成 28 年 1 月 8 日
伊波本側No.2	伊波本	平成 28 年 1 月 8 日
敷地	敷地	平成 28 年 1 月 8 日
本瀬	大谷	平成 28 年 1 月 8 日
本瀬No.2	本瀬入 B	平成 28 年 1 月 8 日
石廊崎	松ヶ枝	平成 28 年 1 月 8 日
石廊崎No.2	梓風呂 A	平成 28 年 1 月 8 日
石廊崎No.3	梓風呂 B	平成 28 年 1 月 8 日
条ノ腰	条ノ腰	平成 28 年 3 月 1 日

手石谷戸	谷戸	平成 28 年 3 月 1 日
小稲	小稲	平成 28 年 3 月 1 日
咲ッ頭川 B	小稲No.4	平成 28 年 3 月 1 日
谷戸間	下流	平成 28 年 3 月 1 日
溝ヶ谷	溝ヶ谷	平成 28 年 3 月 1 日
石井宮ノ上	宮ノ上	平成 28 年 3 月 29 日
石井外畑	外畑	平成 28 年 3 月 29 日
野本	野本	平成 28 年 3 月 29 日
東	谷戸	平成 28 年 3 月 29 日
土羽根	土羽根	平成 28 年 3 月 29 日
堀京	堀京	平成 28 年 3 月 29 日
ウトウ坂	上小野	平成 28 年 3 月 29 日
正ノ田	上小野No.2	平成 28 年 3 月 29 日
花山 A	上小野No.3	平成 28 年 3 月 29 日
花山 B	上小野No.4	平成 28 年 3 月 29 日
高砂谷	上小野No.5	平成 28 年 3 月 29 日
大久保 A	上小野No.6	平成 28 年 3 月 29 日
大久保 B	上小野No.7	平成 28 年 3 月 29 日
中山 C	上小野No.8	平成 28 年 3 月 29 日
中山 D	上小野No.9	平成 28 年 3 月 29 日
金山	上小野No.10	平成 28 年 3 月 29 日
中脊	上小野No.11	平成 28 年 3 月 29 日
嘶	上小野No.12	平成 28 年 3 月 29 日
里	上小野No.13	平成 28 年 3 月 29 日
寺外	上小野No.14	平成 28 年 3 月 29 日
大松 A	上小野No.15	平成 28 年 3 月 29 日
大松 B	上小野No.16	平成 28 年 3 月 29 日
中山 A	差田No.2	平成 28 年 3 月 29 日
峰ヶ谷戸	差田No.3	平成 28 年 3 月 29 日
中山 B	差田No.4	平成 28 年 3 月 29 日
抱石	差田No.5	平成 28 年 3 月 29 日
小天狗	差田No.6	平成 28 年 3 月 29 日
立岩 (2)	岩下	平成 28 年 9 月 30 日
立岩 (2)	大狭 A	平成 28 年 9 月 30 日
立岩 (1)	妻良坂 A	平成 28 年 9 月 30 日
立岩 (1)	妻良坂 B	平成 28 年 9 月 30 日
立岩 (1)	妻良坂 C	平成 28 年 9 月 30 日

立岩(1)	赤藪	平成 28 年 9 月 30 日
立岩(1)	横道	平成 28 年 9 月 30 日
妻良東条	妻良東条	平成 28 年 9 月 30 日
殿田	殿田 A	平成 28 年 9 月 30 日
西ノ沢(3)	西谷	平成 28 年 9 月 30 日
妻良東条	妻良	平成 28 年 9 月 30 日
吉田	橋ノ谷	平成 28 年 9 月 30 日
立岩(3)	大狭 B	平成 28 年 9 月 30 日
立岩(4)	細谷	平成 28 年 9 月 30 日
妻良No.2	殿田 B	平成 28 年 9 月 30 日
妻良No.3	神ヶ久保 A	平成 28 年 9 月 30 日
立岩(5)	妻良細入	平成 28 年 9 月 30 日
妻良No.4	田向	平成 28 年 9 月 30 日
妻良No.5	外殿田	平成 28 年 9 月 30 日
中ノ田	中ノ田	平成 28 年 9 月 30 日
源田山	源田山	平成 28 年 9 月 30 日
西ノ原	西ノ原	平成 28 年 9 月 30 日
浅間山	浅間山	平成 28 年 9 月 30 日
青野	宮ノ上	平成 28 年 9 月 30 日
青木	青木	平成 28 年 9 月 30 日
青野	保角	平成 28 年 9 月 30 日
下流No.2	柳生	平成 28 年 9 月 30 日
市ノ瀬	仲村	平成 28 年 9 月 30 日
谷戸田	前瀬戸 A	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.2	若宮	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.4	前瀬戸 B	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.5	大窪山	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.6	五度平	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.7	横田	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.8	水久保	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.9	東洞	平成 28 年 9 月 30 日
市之瀬No.10	神田	平成 28 年 9 月 30 日
披露	披露	平成 28 年 9 月 30 日
牛込	牛込	平成 28 年 9 月 30 日
神田	神田	平成 28 年 9 月 30 日
成持	成持	平成 28 年 9 月 30 日
坂野下	坂野下	平成 28 年 9 月 30 日

二条	松尾	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.2	和泉	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.3	大倉口	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.4	城山	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.5	鴨田	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.6	石荒田	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.7	大畠	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.8	大門	平成 28 年 9 月 30 日
二条No.9	岩本	平成 28 年 9 月 30 日
坂野下 B	石荒田	平成 29 年 7 月 14 日
吉祥 C	三坪	平成 29 年 7 月 14 日
吉祥 F	一色谷戸	平成 29 年 7 月 14 日
入間 A	平戸	平成 29 年 7 月 14 日
入間 B	参宮田山	平成 29 年 7 月 14 日
入間 C	仏浦 C	平成 29 年 7 月 14 日
立岩 (1)	赤藪 B	平成 29 年 7 月 14 日
広浦	仏浦 A	平成 29 年 7 月 14 日
仏浦	仏浦 B	平成 29 年 7 月 14 日
下小野	惣ノ前	平成 29 年 7 月 14 日
段	段	平成 29 年 7 月 14 日
大窪	矢場山	平成 29 年 7 月 14 日
大窪	矢場山	平成 29 年 7 月 14 日
伊之倉 D	小峠	平成 29 年 7 月 14 日
手石 B	大日山 B	平成 29 年 7 月 14 日
谷戸 B	白岩	平成 29 年 7 月 14 日
坂野下 C	石荒田 B	平成 29 年 7 月 14 日
吉祥 D	西田	平成 29 年 7 月 14 日
坂野下 B	小天狗 B	平成 29 年 7 月 14 日
伊浜 B	山畑	平成 29 年 7 月 14 日
二条No. 7	洞 B	平成 29 年 7 月 14 日
差田	差田	平成 29 年 9 月 26 日
入間	入間	平成 29 年 9 月 26 日
上平石	上平石	平成 29 年 9 月 26 日
日向条	日向条	平成 29 年 9 月 26 日
仲見世	仲見世	平成 29 年 9 月 26 日
大馬石	大馬石	平成 29 年 9 月 26 日
仏山	仏山 A	平成 29 年 9 月 26 日

仏山No. 2	仏山B	平成 29 年 9 月 26 日
吉祥	吉祥A	平成 29 年 9 月 26 日
蝶ヶ野	蝶ヶ野	平成 29 年 9 月 26 日
吉祥No. 2	吉祥B	平成 29 年 9 月 26 日
吉祥No. 2	吉祥C	平成 29 年 9 月 26 日
向林	入山	平成 31 年 3 月 29 日
岡道	岡道	平成 31 年 3 月 29 日
落居 No. 2	貉ノ穴	平成 31 年 3 月 29 日
市之瀬 No. 3	鰻田	令和 2 年 3 月 13 日
谷戸 No. 2	西ノ谷	令和 2 年 3 月 13 日
前田	前田	令和 2 年 3 月 13 日
平戸	平戸	令和 2 年 3 月 13 日
小山比良	小山比良	令和 2 年 3 月 13 日
笠松	笠松	令和 2 年 3 月 13 日
赤羽根	赤羽根	令和 2 年 3 月 13 日
落居	落居	令和 2 年 3 月 13 日
伊鈴浜	伊鈴浜	令和 2 年 3 月 13 日

(3) 地滑り

箇所名	区域名	指定年月日
伊浜	伊浜	平成 29 年 9 月 22 日

4-6 水害・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

県の指定する警戒区域（イエローゾーン）又は特別警戒区域（レッドゾーン）内の要配慮者利用施設であって、以下の要件に該当する施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成と当該計画に基づく訓練を実施するものとする。

- ◎ 当該施設の建物又は敷地が、特別警戒区域（レッドゾーン）内にあるもの。
- 当該施設の建物が、警戒区域（イエローゾーン）内にあり、RC造のように極力強固な構造を有していないもの。

対象施設一覧

名称	所在地	土砂災害	洪水	津波
みなとの園	南伊豆町湊 638-1	◎	○	○
賀茂老人ホーム	南伊豆町下賀茂 15-1	◎	○	○

なんぶう館さくら	南伊豆町下賀茂 357-1	◎	○	
なんぶう館あおば	南伊豆町入間 4-2	○		
ケアセンターうばめがし通所介護事業所南伊豆	南伊豆町二條 339-1	○		
あしたば作業所	南伊豆町入間 6-1	○		
さしだ希望の里	南伊豆町入間 9-2	○		
南伊豆地域生活支援センターふれあい	南伊豆町青市 868-2	○		
三連水車デイサービスセンター	南伊豆町青市 1030-1	○		
あったかデイサービスセンター	南伊豆町下賀茂 177-1	○	○	
デイサービスあったか	南伊豆町下賀茂 462-16	○	○	
おっけいデイサービス	南伊豆町加納 932-3	○	○	
エクレシア南伊豆	南伊豆町加納 792	◎	○	
飯島医院	南伊豆町下賀茂 198	○	○	
白津医院	南伊豆町湊 1548	○	○	○
渡辺医院	南伊豆町上賀茂 346	○	○	
市之瀬診療所	南伊豆町市之瀬 507-7	○		
竹麻接骨院	南伊豆町湊 353-2	○		○
平野歯科医院	南伊豆町湊 337-2		○	○
なぎさ園	南伊豆町湊 674		○	○
みなとクリニック	南伊豆町湊 674		○	○
はらクリニック	南伊豆町青市 565-11	○		

【警戒区域：イエローゾーン】

水害・土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

【特別警戒区域：レッドゾーン】

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域

5 気象、気象予警報関係

5-1 警報・注意報発表基準一覧表

(静岡地方気象台) 令和5年6月8日現在

警報・注意報の種類		基準値		
気象	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 16	
		土砂災害	土壌雨量指数基準 111	
	洪水		流域雨量指数基準	青野川流域=21.4
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上：20m/s 海上：25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 10cm 山地：12時間降雪の深さ 20cm	
	波高	浪	有義波高	6.0m
		潮	潮位	1.5m
気象	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水		流域雨量指数基準	青野川流域=17.1
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	陸上：12m/s※2 海上：15m/s	
	風雪	平均風速	陸上：12m/s※2 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 5cm 山地：12時間降雪の深さ 10cm	
	波高	浪	有義波高	3.0m
		潮	潮位	1.1m
注意報	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上：100m 海上：500m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%		
	なだれ	1、降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2、積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合		

低	温	最	低	気	温	冬季：-4℃以下		
霜		早霜、晩霜期に最低気温-4℃以下						
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合						
記録的短時間大雨情報			1	時	間	雨	量	110mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 石廊崎特別地域気象観測所の観測値は 15m/s を目安とする。

※上記の基準をはるかに超える重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに以下の「特別警報」を公表する。

特別警報の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【雨を要因とする特別警報の指標】

○大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を公表

○大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を公表

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を公表。

○台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表

○温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表

【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を公表。

6 水防関係

6-1 南伊豆町水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。）以下「法」という。）第32条に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体たる南伊豆町が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体（法第2条）

水防の責任ある市町、水防事務組合をいう。

2 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理者である市町の長又は水防事務組合の管理者をいい、南伊豆町においては、南伊豆町長をいう。

3 消防機関

消防組織法第9条に規定する消防機関をいう。南伊豆町においては下田地区消防組合、南伊豆町消防団をいい、水防に関しては法第5条第3項により水防管理者の所管の下に行動する。

4 消防機関の長

南伊豆町においては、下田地区消防組合消防長をいう。

5 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、南伊豆町は静岡県知事より指定を受けている。

6 南伊豆町水防協議会（法第33条）

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、南伊豆町水防協議会設置条例（昭和57年条例第22号）に定めるところによる。

7 洪水予報（法第10条、法第11条）

静岡県知事が指定した河川において静岡県知事と気象庁長官が共同で洪水の恐れがあると認められるとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

8 特別警戒水位の水位情報（法第13条 法第13条第2項）

静岡県知事が指定した河川において、静岡県知事は特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）に達したとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

9 特別警戒水位の設定河川（水位情報周知河川）（法第13条 法第13条第2項）

静岡県知事が指定した洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川に特別警戒水位を定めて静岡県知事が指定した河川をいう。

第3節 水防の責任等

水防管理団体たる市町村は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第5条）
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (5) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

- (7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36.39.40条）
- (8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- ① 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- ② 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）
- ③ 通信網の点検
- ④ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ⑤ 雨量、水位観測を的確に行うこと
- ⑥ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25.26条）
- ⑦ 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）
- ⑧ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- ⑨ 警察官の出動要請（法第22条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 自衛隊の出動を依頼する（知事を經由する自衛隊法第83条）
- ⑫ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
- ⑬ 水防解除の指示
- ⑭ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

(9) 指定水防管理団体の義務

- ① 水防機関の整備（法第5条）
- ② 水防計画の策定（法第32条第1項）

毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

- ③ 水防計画の都道府県知事への協議（法第32条第2項）

水防計画を定め、または変更しようとするときは、都道府県知事に協議をしなければならない。

- ④ 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（32条第3項）
- ⑤ 水防団員の確保（法第34条）
- ⑥ 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第35条）

(10) 住民の義務

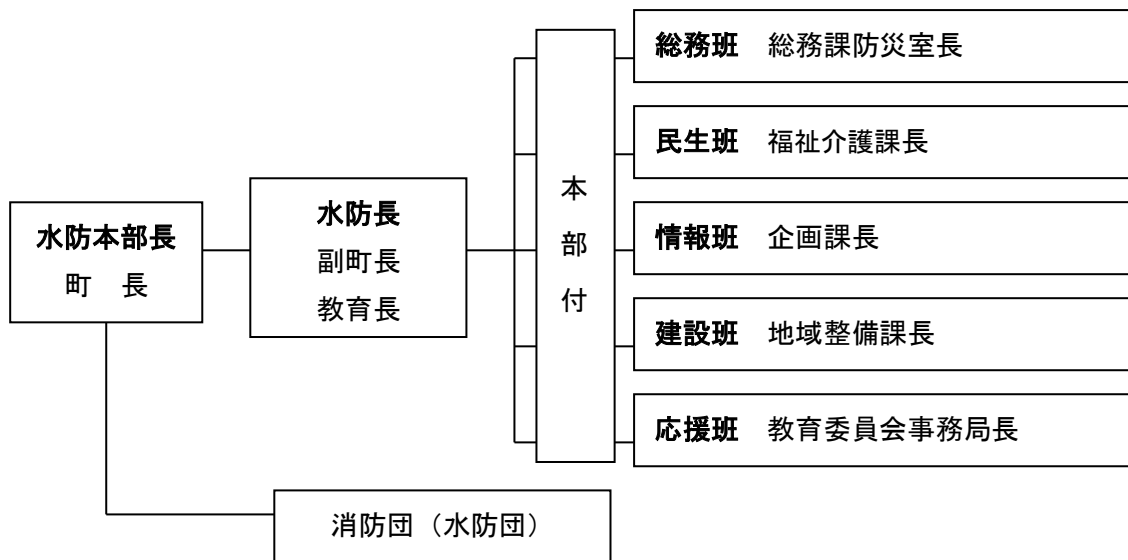
常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理の要請のある場合は、進んで水防に協力するように努めなければならない。

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体は、水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等により、洪水及び高潮の恐れがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。組織図は次表のとおりである。なお、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織図（災害対策本部未設置時）



水防事務分担

班名	班員	事務分掌
総務班	総務課員 議会事務局員	水防活動の総括に関する事 水防本部員の召集に関する事 県及び他官庁との連絡に関する事 公用負担に関する事 車両の調達・配車に関する事 町議会議員との連絡に関する事 避難誘導に関する事 救出・救助活動に関する事 気象情報の把握に関する事 ひ管の操作に関する事 現地水防資機材の把握と工法に関する事 水防活動員と状況の把握に関する事 水位及び巡視、警戒に関する事
民生班	福祉介護課員 健康増進課員 町民課員	避難所の開設に関する事 救助物資の調達配分に関する事 水害地の防疫活動に関する事 水害地の清掃に関する事 水害地の応急給水に関する事
情報班	企画課員 会計室員	水防・災害情報の収集及び記録に関する事 水防活動の把握及び記録に関する事 通報連絡に関する事 水防情報の広報に関する事 水防・水害状況写真に関する事
建設班	地域整備課員 商工観光課員 生活環境課員	水防本部運営に関する事 雨量及び水位の把握に関する事 水防資機材の調達・配分に関する事 河川・道路の点検、警戒及び管理に関する事 下水道管理に関する事 自主防災組織との連絡及び調整に関する事 農地・農業用水に関する事 排水機場に関する事 農業関係者との連絡調整に関する事 交通対策に関する事 交通指導員との連絡及び調整に関する事 滞留観光客の状況把握に関する事 滞留観光客の避難に関する事
応援班	教育委員会事務局員	上記各班の応援にあたる

水防本部長は、水防本部の職務を掌握し水防本部員の指揮監督をする。

水防長は水防本部長の命をうけ、水防本部の職務を処理し、水防本部長に事故があったときには、水防長のうち助役がその職務を代行する。

各班長は水防長の命をうけ、水防活動に必要な機能を動員してその職務処理する。

各班員は班長に指示に従い担当職務を遂行する。

水防機関

機 関 名	所 在 地	管轄区域及び河川	電 話
南伊豆町役場	下賀茂 315-1	町内全域	0558-62-6211
下田地区消防組合	下田市 6-1-14	町内全域	0558-22-1804
南伊豆分署	加納 595-3	町内全域	0558-62-3111
南伊豆町消防団本部	下賀茂 315-1	町内全域	0558-62-6211
南伊豆町消防団 第 1 分団	南中地区	下賀茂区、加納区 二條区、上賀茂区 石井区、一條区 青野川、一条川 二条川、南野川他	分団長連絡
南伊豆町消防団 第 2 分団	南上地区	毛倉野区、岩殿区 下小野区、上小野区 川合野区、青野区 市之瀬区、平戸区 蛇石区 青野川、奥山川 鈴野川、上小野川他	分団長連絡
南伊豆町消防団 第 3 分団	三浜地区	立岩区、吉田区 妻良区、東子浦区 西子浦区、落居区 伊浜区、一町田区 天神原区 殿田川、五十鈴川 子安川、中嶋川 大沢川他	分団長連絡
南伊豆町消防団 第 4 分団	三坂地区	差田区、入間区 中木区、吉祥区 差田川、二条川 中木川他	分団長連絡
南伊豆町消防団 第 5 分団	南崎地区	石廊崎区、大瀬区 下流区 本瀬川他	分団長連絡
南伊豆町消防団 第 6 分団	竹麻地区	手石区、湊区 青市区 前田川、鯉名川他	分団長連絡

体制

①水防本部

事象	体制	配備
気象庁より注意報発表	待機体制	防災室
気象庁より警報発表	準備体制	防災室（宿日直者増員）
警戒水位に達したとき	第1次配備体制	各班1／3の人員
水防活動が必要なとき	第2次配備体制	各班2／3の人員
完全な水防体制	第3次配備体制	各班全員

②消防機関

事象	体制	配備
気象庁より注意報・警報が発表され、初期活動を認めたとき	待機体制	自宅待機
河川が警戒水位に達したとき 高潮・津波の危険が予知されるとき	準備体制	消防団詰所へ集結
洪水、高潮、津波等の危険があり、 出動の必要を認めたとき	配備（出動）体制	配備、警戒、出動

第2節 消防機関

消防機関は、下田地区消防組合及び消防団とする。

消防団は、町内の各河川及び海岸で水防を必要とするところを警戒、防ぎよするものとする。また下田地区消防組合は、水災による人命の救出、救助、救急活動をするものとする。

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持ち区域の分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係分団長に通知するとともに第5章第7節で定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動に当らせるものとする。

地震による、堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、水位の変化と水門の状況を水防本部長に報告するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等の恐れを察したときは、直ちに、その状況を水防本部長に報告するとともに第2号信号を打鐘し、団員を招集し水防活動に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3号信号を打鐘し、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水等の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、水防本部長の避難の指示、勧告を待たずして第4号信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長ら報告するものとする。
- (5) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に順じて対応するものとする。

第3章 避難

第1節 避難の指示、勧告

1. 洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第22条に基づき、水防本部長の命を受けた水防本部員又は水防管理者はすみやかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を所轄する警察署長及び土木事務所長に通報し、隣接水防管理団体地域に影響のある場合には、その水防管理者に通報するものとする。

2. この通報は必要に応じ、同報無線及び広報車等で一般住民に通報するものとする。

第2節 避難のための立退き計画

1. 水防計画における危険箇所、避難場所、避難責任者（避難誘導者）等の避難立退き計画については南伊豆町地域防災計画を準用するものとする。

第4章 決壊時の処置

第1節 決壊溢水（被害情報）の通知

1. 堤防が破堤し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防本部長は速やかに地域住民、所轄の土木事務所長、警察署長に通報し、隣接水防管理団体地域に影響のある場合には、その水防管理者に通報するものとする。
2. この通報は必要に応じ、同報無線及び広報車等で一般住民に通報するものとする。

第2節 決壊後の処置

決壊箇所については、水防管理者、水防（消防）団長、消防機関の長、水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 水防機関の活動

第1節 水防本部の非常配備

水防本部長が管下の水防本部及び消防機関の各要員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

1. 水防本部長が水防に関係のある気象の注意報、警報等により、洪水及び高潮の恐れがあると認めたとき。
2. 水防本部長が気象担当者の状況判断により進言のあったとき。
3. 県水防本部その他の水防機関からの指令のあったとき。

第2節 水防本部員の水防配備

水防本部員、班員（水防事務担当者）の非常配備については、次のとおりとする。

常時勤務から非常時勤務への切替えを迅速確実に実施するとともに、勤務員をして適切に交替させ又は休養させ、長期にわたって非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領によって非常配備を行うものとする。

1. 待 機

気象庁より大雨、洪水、高潮注意報又は波浪警報が発せられ水防活動が予想されるときは、気象の状況判断により総務課防災担当者（気象担当者）2名を連絡員として待機させる。

連絡員は主として情報の受信、関係機関との連絡にあたり、所定の勤務場所をみだりに離れてはならない。

外部から災害発生等の情報が入った場合には、発信者の住所、氏名等を確認し、所定の用紙に記入し、水防本部長に報告し、次の態勢の移行等について指示を受けるものとする。

連絡員は情報等により、自ら現場に出勤したり離席してはならない。

また、津波、大雨、洪水等の警報が発令されたときは、速やかに水防本部員以上の上司に伝達しなければならない。

2. 準 備

大雨、洪水、高潮、津波警報が発表され水防活動が予想されるときは、水防本部長は気

象の状況判断により、準備・配備は出動に入る段階的なもので、主として気象担当者を中心に総務課全職員及び関係担当課職員（建設課等職員）をもって情報の受信、連絡、状況偵察及び配車、動員体制の調査にたる。

3. 出 動

出動の指令は、概ね次の状況により指令する。

(1) 第1次配備体制

今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕（3時間以上）があると認められたときに発令する。

第1次配備は水防機関人員の3分の1以上の人員を動員し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに召集その他の活動に移れる体制とする。

(2) 第2次配備体制

水防活動を必要とする事態が発生すると予想されるときに発令する。

この体制は水防機関の人員の3分の2以上を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく対処できる体制とする。

(3) 第3次配備体制

事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるときに発令する。

この指令は事態に応じて第1次配備指令から直ちに第3次配備指令を発する場合もあり、また予想される危険性が少なく全面出動を必要としないと認められるときは、第2次配備指令又は第3次配備指令を発しないこともある。第3次配備指令は水防機関所属人員全員を動員する完全な水防体制である。

第3節 消防機関に対する配備指令

1. 待 機

下田地区消防組合及び消防団の連絡員を本部に配置し、消防長又は団長はその後の情勢を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

2. 準 備

下田地区消防組合消防長及び消防団長は幹部職員、団員を南伊豆分署又は所定の詰所等に集結させ、配備計画にあたり水防本部長の指令により水防上重要な箇所の巡視等のため一部署員、団員を出動させる。

準備の指令は、次の状況の際に発令する。

(1) 河川の水位が警戒水位に達して、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

(2) 気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき。

3. 出 動

消防団の全員が所定の詰所に集結して警戒配備につく出動の指令は、次の状況の際に発令する。

(1) 河川の水位がなお上昇し、出動の必要が認められたとき。

- (2) 洪水、高潮、津波等の危険があると認められるとき。
- (3) 災害が発生し、消防団の出動を必要と認められたとき。
- (4) 住民からの要請があり、危険と認められたとき。

第4節 消防機関の事務報告

消防機関は待機から出動に至るまでの水防活動を実施したときには、その態勢を解除したときまでの期日、出動人員、活動状況、使用資機材等を特別の事情がない限り、2日以内に所定の様式により水防本部長に報告するものとする。

第5節 水防本部員の注意事項

1. 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、かつ水防指令の発令が予想されるときはできる限り不急の外出は避け、いつにても出動できるよう待機するとともに常に居所を明確にしておくものとする。
2. 出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合には命令なくしては部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
3. 作業中は終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
4. 作業中は私語を慎み言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
5. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防本部員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪事に最大の水防能力が発揮できるよう心掛けること。
6. 洪水時において堤防に異常が起きる時期は滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い。また、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を厳にすること。

第6節 消防団員の注意事項

1. 水防団員（消防団員）は出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
2. 作業中は終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
3. 作業中は私語を慎み言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
4. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防本部員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪事に最大の水防能力が発揮できるよう心掛けること。
5. 洪水時において堤防に異常が起きる時期は滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い。また、

水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を厳にすること。

第7節 水防信号及び標識並びに身分証明

1. 水防信号

法第13条の規定による水防信号(昭和31年静岡県規則第75号)は、次のとおりである。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○	約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○ー 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○ー 休止
第3信号	当該水防管理団体区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○ー 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー 約5秒 休止

注意 1. 信号は適当な時間継続すること。

2. 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2. 水防優先標識

水防優先通行車馬標識（昭和31年静岡県告示第939号）は、次のとおりである。

(1) 車馬標識



縦 60cm
横 90cm
水は赤色
生地は白色

(2) 腕章



縦 10cm
横 17cm
水は赤色
生地は白色

(3) 標燈形状適宜



水は赤色
生地は白色

3. 身分証票

(1) 水防本部員の身分証票は、次のとおりである。

(表)

(裏)

<p>南 伊 豆 町</p> <p>水</p>	<p>第 号</p> <p>水 防 公 務 証</p> <p>身 分</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p>	<p>心 得</p> <p>1. 記名以外の使用を禁ず。 2. 本証の身に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。 3. 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。 4. 本証は法第36条第2項による立入証である。</p>
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(縦・横 8 c m)

第8節 水防配備の解除

1. 水防管理者は、自らの区域内水防活動の必要がなくなると認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。
2. 水防要員及び消防団員は、1. による水防解除の指令があるまでは自ら判断等により勝手に部署を離れてはならない。
3. 水防解除後は人員、資材及び作業箇所を点検しその概要を直ちに報告する。
4. 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

第9節 災害対策本部への移行

水防法に基づく活動以外が予想され、又は発生したときには、水防本部員は災害対策本部設置について協議し、災害対策本部設置後はその組織に編入されるものとする。

第6章 協力応援

第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

1. 水防本部長は、水防上必要があるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。
応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。
2. 応援のために派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
3. 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防に関しあらかじめ相互に協定しておくものとする。

第2節 自衛隊の派遣要請

水防本部長は、災害に際し、自衛隊の派遣を必要とするときは知事にその旨要請するものとする。

第3節 警察官の出動要請

水防本部長は、浸水等住民に危険を及ぼす恐れがあると認められるときは警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

第4節 指定地方行政機関及び指定公共機関並びに指定地方公共機関への協力要請

水防本部長は、災害に際し、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し協力を必要とするときは、知事にその旨要請するものとする。

第7章 監視、警戒、重要水防箇所及び避難場所

第1節 重要水防箇所

1. 町内の河川で特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、次のとおりとする。

対象番号	河川名	指定	地先名	延長	注意を要する理由	注意度	水防工法
1	差田川	二級	南伊豆町二条地内	710m	断面狭小	B	土俵積

2. 土石流による重要性を有する危険箇所は、南伊豆町地域防災計画一般対策編資料編のとおりである。

3. 地震時津波による被害に注意を要する箇所は、南伊豆町地域防災計画地震対策編資料編のとおりである。

4. 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

第2節 避難場所

1. 重要水防箇所区域の住民の避難場所は、次のとおり若しくは、南伊豆町地域防災計画一般対策資料編のとおりとする

対象番号	河川名	地先名	避難場所
1	差田川	南伊豆町二条地内 (国道136号二条橋～西田橋下流200m)	法伝寺

2. 地震時津波危険箇所区域住民の避難場所は、南伊豆町地域防災計画地震対策編資料編のとおりである。

第3節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処理

1. 時間雨量50mm及び異常潮位による湛水注意箇所は、次のとおりとする。

位置	河川名	湛水面積	摘要
南伊豆町手石、下賀茂地内	青野川	335ha	

2. 水防上重要な水門等注意箇所は、次のとおりとする。

河川名	水門等の名称	位置	形状	種別	管理者
青野川	第二手石樋門	手石	H1.5 W1.5	鋼製 捲揚、手動	静岡県
〃	前田川水門	湊	H4.1 W3.1	アルミ合金製 捲揚、電、手動	〃
〃	手石樋門	手石	H2.0 W2.0	鋼製 捲揚、手動	〃
〃	湊樋門	湊	H2.0 W2.0	鋼製 捲揚、手動	〃
〃	上賀茂樋門	上賀茂	H2.0 W2.0	鋼製 捲揚、手動	〃
〃	加納樋門	加納	H2.0 W2.0	鋼製 捲揚、手動	〃
〃	神田谷川樋門	石井	H1.5 W1.5	鋼製 捲揚、手動	〃
〃	手石第一陸閘	手石	H1.2 W1.5	アルミ合金製 片開、手動	〃
〃	手石第二陸閘	手石	H1.0 W1.5	アルミ合金製 片開、手動	〃
〃	手石第三陸閘	手石	H1.0 W1.5	アルミ合金製 片開、手動	〃
一条川	一条川樋門	上賀茂	H1.0 W1.0	鋼製 捲揚、手動	〃

第8章 水防器具、資材及び設備の整備と輸送

第1節 設備資器材の整備

管下水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資器材及び器具の設備状況は、別表(1)のとおりである。

第2節 水防資器材の現地調達

水防本部長は、資材確保のため水防区域内近在の竹木等の所在、各農家、農協倉庫等の手持数量の概要を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は破損により不足を生じた場合は速やかに補充しておくものとする。

第3節 輸送の確保

1. 非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、必要に応じ町内自動車等を借上げ契約するものとする。
2. 庁内自動車の配置は別表(2)のとおりとし、その使用については配車責任者の指示に従い、決して無断使用等は慎むこと。
3. 水防本部長は必要に応じ、車輛係員を動員して輸送配車にあたらせるものとする。
4. 非常事態を考慮して、あらかじめ輸送経路等について警察署、下田地区消防組合と協議して定めておくものとする。
5. 南伊豆町災害対策本部が設置された場合は、これによるものとする。

第4節 優先通行

県知事の定める標識を有する車輛が水防のため出動するときは、車輛及び歩行者はこれに道を譲らなければならない。

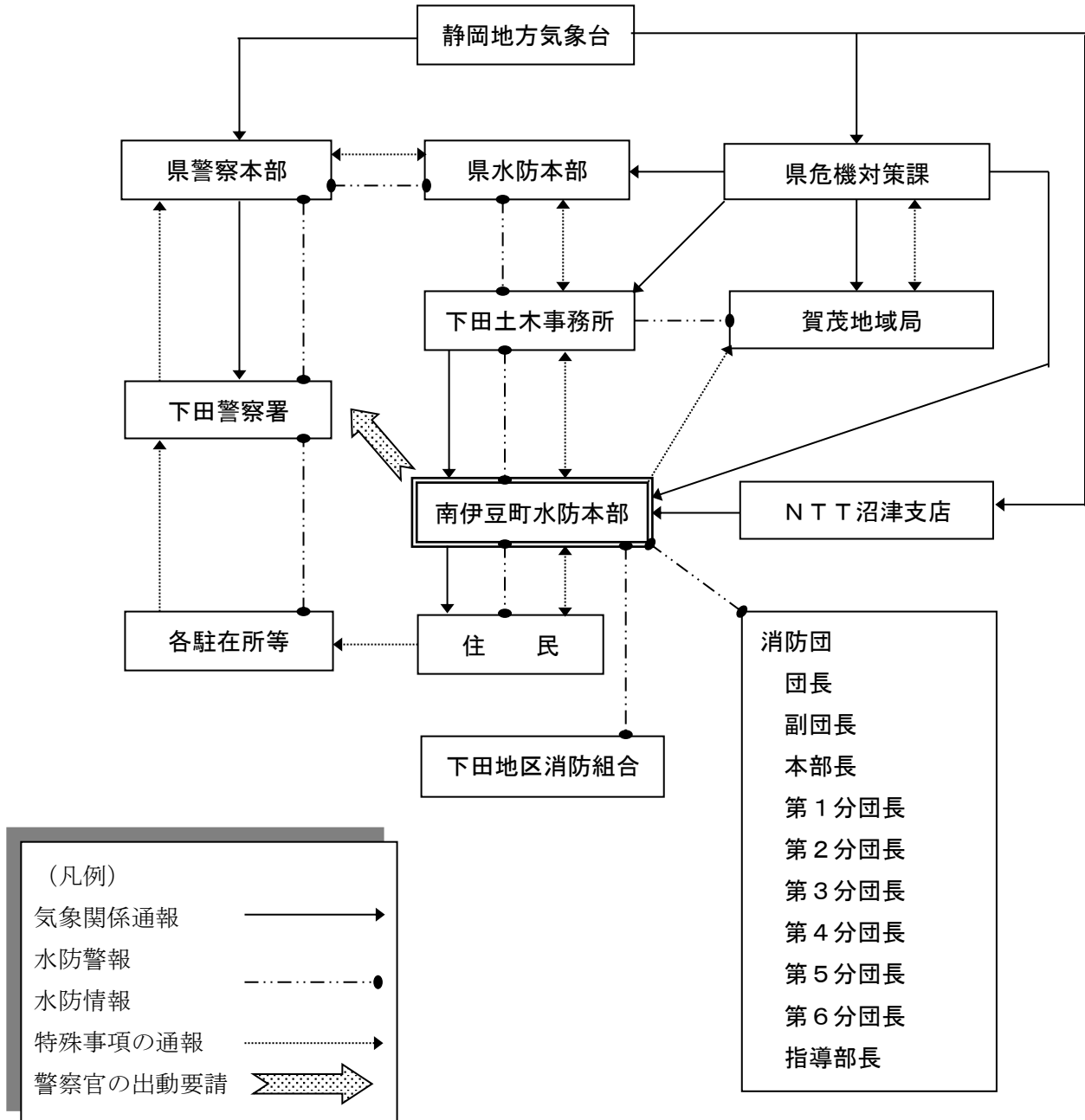
第5節 緊急通行

水防要員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に現地におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用地及び水面を通行することができる。

第9章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話及び電報等の通信系統は、次のとおりである。



第2節 災害時優先電話について

大規模災害が発生し、気象庁又は報道機関より被災状況が発表されると安否確認と緊急物資の支援を中心とした内容の通話が被災地に殺到します。

N T Tでは法律に基づき災害時優先電話を予め指定し、発災の予防もしくは救援と、交通、通信、電力、ガス、水道のライフラインの供給確保又は、秩序の維持のための通話の確保。

災害時優先電話の指定にあたっては、復旧活動に携わり又、ライフラインの供給確保のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話が行われる国や地方公共団体、ライフライン関係会社の一定の機関に限定している。

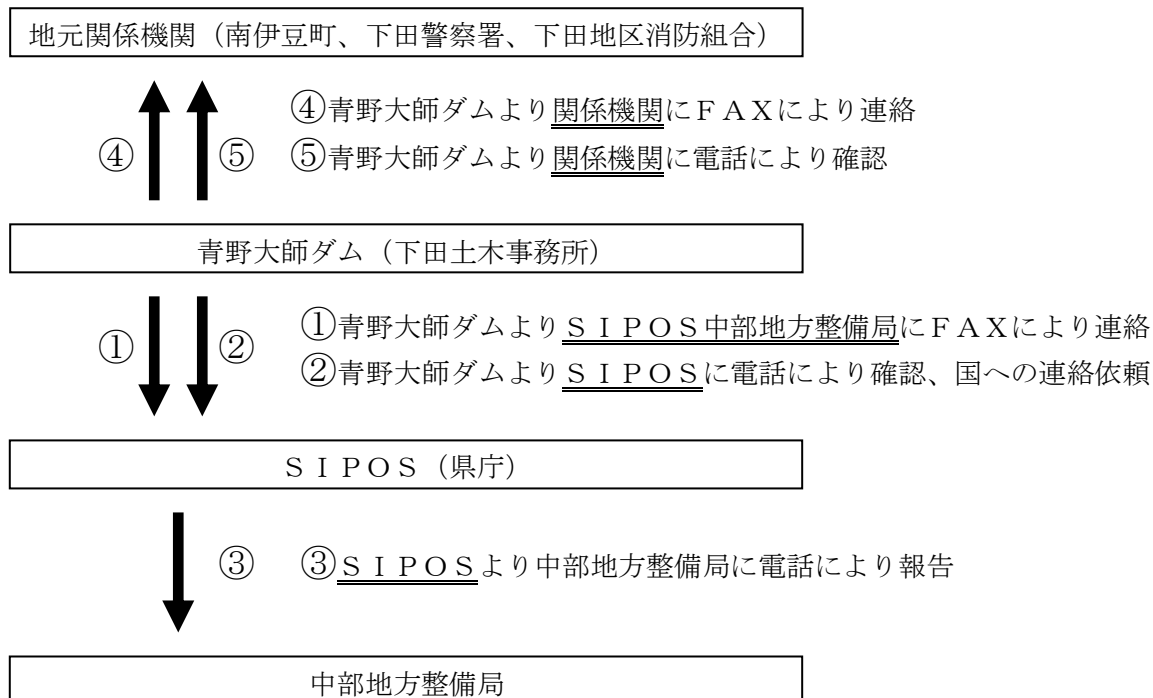
第3節 通信施設の使用

一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

1. 警察通信施設・・・・・・・・・・下田警察署
2. 静岡県関係通信施設・・・・・・・・下田土木事務所
3. 鉄道関係通信施設・・・・・・・・伊豆急各駅
4. 電力会社関係通信施設・・・・・・東京電力（株）沼津支店

第4節 青野大師ダム洪水調節に係る連絡体制について

連絡の流れ



報告内容は下田土木事務所（原則として青野大師ダム管理所）が様式に記入

第10章 観測通報

第1節 雨量の観測及び通報

1. 警戒雨量

- (1) 24時間以内に80ミリメートル以上の降雨のあったとき。
- (2) 連続して100ミリメートルの降雨のあったとき。
- (3) 前各号の通報発令の後、なお引き続き降雨のあったときは、30ミリメートルを超えるごとに通報すること。

2. 通報連絡

雨量観測責任者は気象担当者とし、次に定める要領によって水防本部長に通報するものとする。

(通報要領)

(1) 通報開始又は再開

雨量が警戒水位に達したとき又は水防本部長から指示されたとき若しくは他の水防機関から要請のあったときから開始又は再開する。

(2) 通報終了又は中止

雨量観測責任者は、自らの判断によりその必要がなくなったときに中止又は終了する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時による各1時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候その他を雨量観測責任者は水防本部長に通報するものとする。他の水防機関から要請のあった場合もこれに準ずるものとする。

(4) 随時通報

前各号の通報発信後30ミリメートル以上の降雨があったときは、その都度、その時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

(5) 雨量観測所

南伊豆町役場 南伊豆町下賀茂315-1 (役場庁舎、蛇石)

大峠局地レーダー雨量計

下賀茂 前原橋 (下田土木事務所)

※静岡県で管理する雨量観測データについては、砂防端末装置の他、静岡県ホームページ (<http://sipos.pref.shizuoka.jp>) にアクセスし、観測するものとする。

第2節 水位の観測及び通報

1. 通報連絡

水位観測責任者は、次に定める要領によって水防本部長に通報するものとする。

2. 通報の要領

(1) 通報開始又は再開

水位が上昇して通報水位に達したとき又は水防機関から指示されたときには、気象担当者は調査係に水位観測を指示し、通報を開始又は再開する。

(2) 通報終了又は中止

水位が下降し、通報水位以下になったとき又は気象担当者が自らの判断によりその必要が認められなくなったときは、通報を終了する。

(3) 水位観測所

前原橋水位観測所 南伊豆町下賀茂 通報水位3.0m警戒水位3.50m

※静岡県で管理する水位観測所については、静岡県ホームページ

(<http://sipos.pref.shizuoka.jp>) にアクセスし、観測するものとする。また、警戒水位に達した場合若しくは、故障等により観測不能の場合は、観測責任者である消防団第1分団に依頼し、観測するものとする。

3. 通報回数と時刻

特別の指示のない場合は、通報水位に達した時刻より通報水位以下になるまで各1時間ごとにその水位を通報するものとする。

第11章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体がその管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

第2節 公用負担の権限

水防上必要のあるときは、水防本部長、消防長、消防団長は次の権限を行使することができる。

1. 必要な土地の一時使用
2. 土石、竹木、その他の資材の使用
3. 土石、竹木、その他の資材の収用
4. 車両、その他の運搬器具又は器具の使用
5. 工作物、その他障害物の処分

第3節 公用負担の権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公 費 負 担 命 令 権 限 書	
第○分団分団長	
何 某	
右の者	の区域における水防法第28条第1項の
規定の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
南伊豆町水防管理者	印

第4節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
第	号		
目 的 物		種 類	員 数
負 担 内 容	使 用	収 用	処 分
	年 月 日		
	南伊豆町長	氏	名 印
	事務取扱者	氏	名 印
(切 り 取 り 線)			
第	号		
受 領 書			
公費負担命令書			
右受領した。			
	年 月 日		
		氏	名 印
		殿	

第12章 水防活動報告

第1節 水防本部各班の水防報告

水防が終結したときは、水防本部各班長は所属担当事項、人員被害状況等を水防本部長に報告するものとする。

第2節 県水防本部に対する報告

水防が終結したときは、水防本部長は次の事項を取りまとめ、別表（4）により水防実施後10日以内に下田土木事務所長を経由して県水防本部長に報告する。

1. 天候の状況
2. 洪水増減の状況
3. 水防本部員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
4. 堤防、その他の施設の異常の有無
5. 水防作業の状況
6. 使用資材の種類及び数量並びに消耗量
7. 水防法第21条の規定による公用負担下命の種類及び員数
8. 応援の状況
9. 居住者出動の状況
10. 警察関係の援助の状況
11. 現場指導の官公署氏名
12. 立退きの状況
13. 水防関係者の死傷
14. 殊勲者及びその功績
15. 殊勲消防団とその功績
16. 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第13章 その他

第1節 公務災害補償

水防要員又は消防団員が公務により死亡し、負傷若しくは病気にかかり、又は公務により負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害者となったときは、町の条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

第2節 平常時における監視点検

水防本部長は平時にあっても随時本部員及び消防機関員をして所轄区域の河川、水路等を巡視せしめ、水防上危険と認められる箇所を調査し、報告させるものとする。

第3節 備蓄資材の点検補充

備蓄資材は年2回（4月、9月）その員数と品質を点検し、保管名帳と照合し、その結果を水防本部長に報告するものとする。また、備蓄資器材に不足を生じたときはこれを補充しておかなければならない。

第4節 水防倉庫の管理

水防倉庫及び水防資器材は有事に備え、これを他に転用してはならないものとする。

第5節 南伊豆町水防協議会

南伊豆町の水防計画・緊急水防措置に関し調査審議する事務を南伊豆町水防協議会にてつかさどる。

これは条例で定めるものとする。

○南伊豆町水防協議会設置条例

〔昭和57年12月24日〕
〔条例第22号〕

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により設置する南伊豆町水防協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

第2条 協議会は、会長及び委員15名をもって組織する。

(調査審議事項)

第3条 協議会は、水防計画の樹立その外水防に関し必要な事項を調査審議する。

(会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故ある時は、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故ある時は、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、会長において特別の事由があると認めるときは、任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会議)

第7条 会長は会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に

関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）を適用する。ただし、委員中町の職員に対しては支給しない。

（補則）

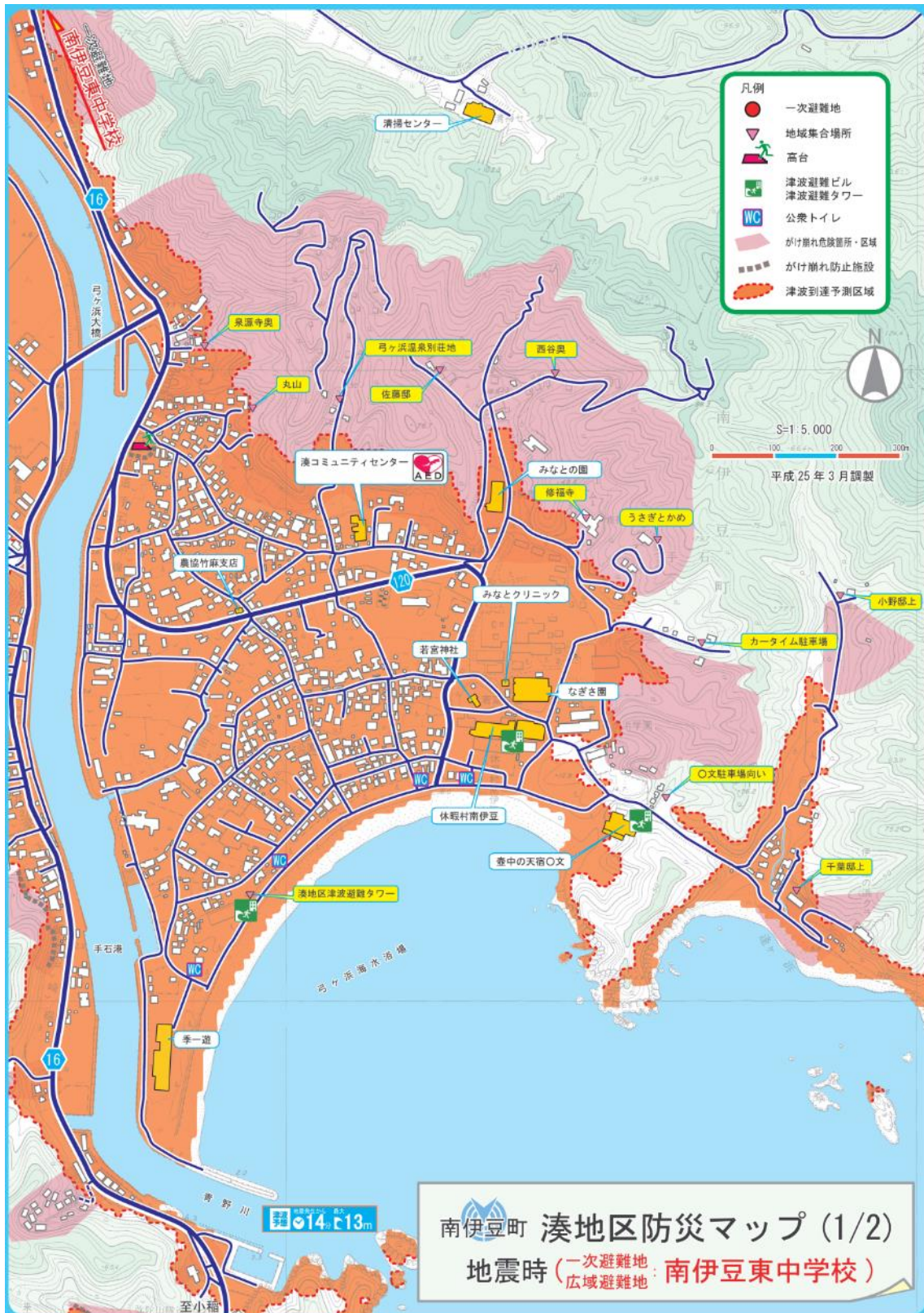
第 10 条 この条例に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

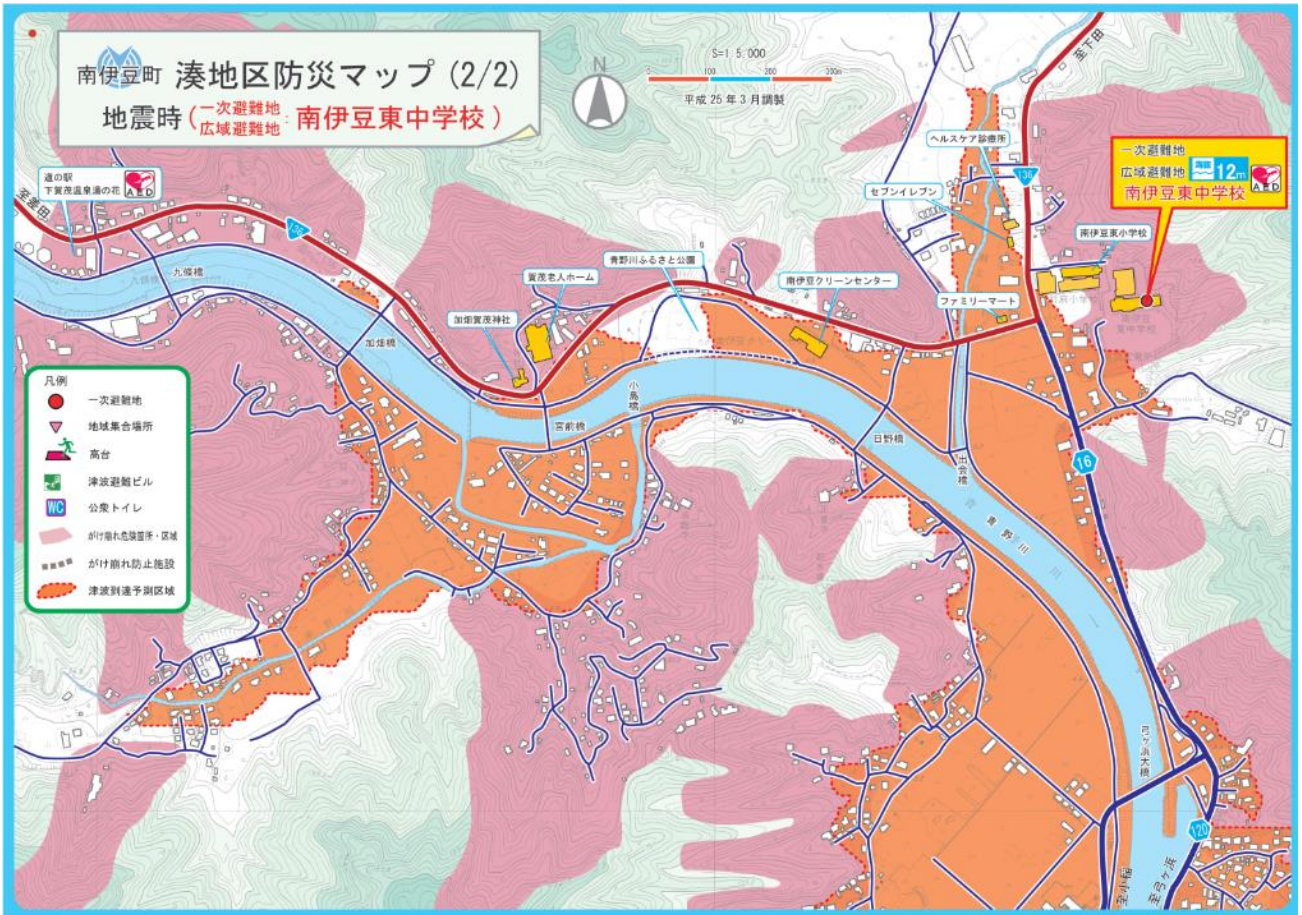
この条例は、公布の日から施行する。

6-2 津波危険区域

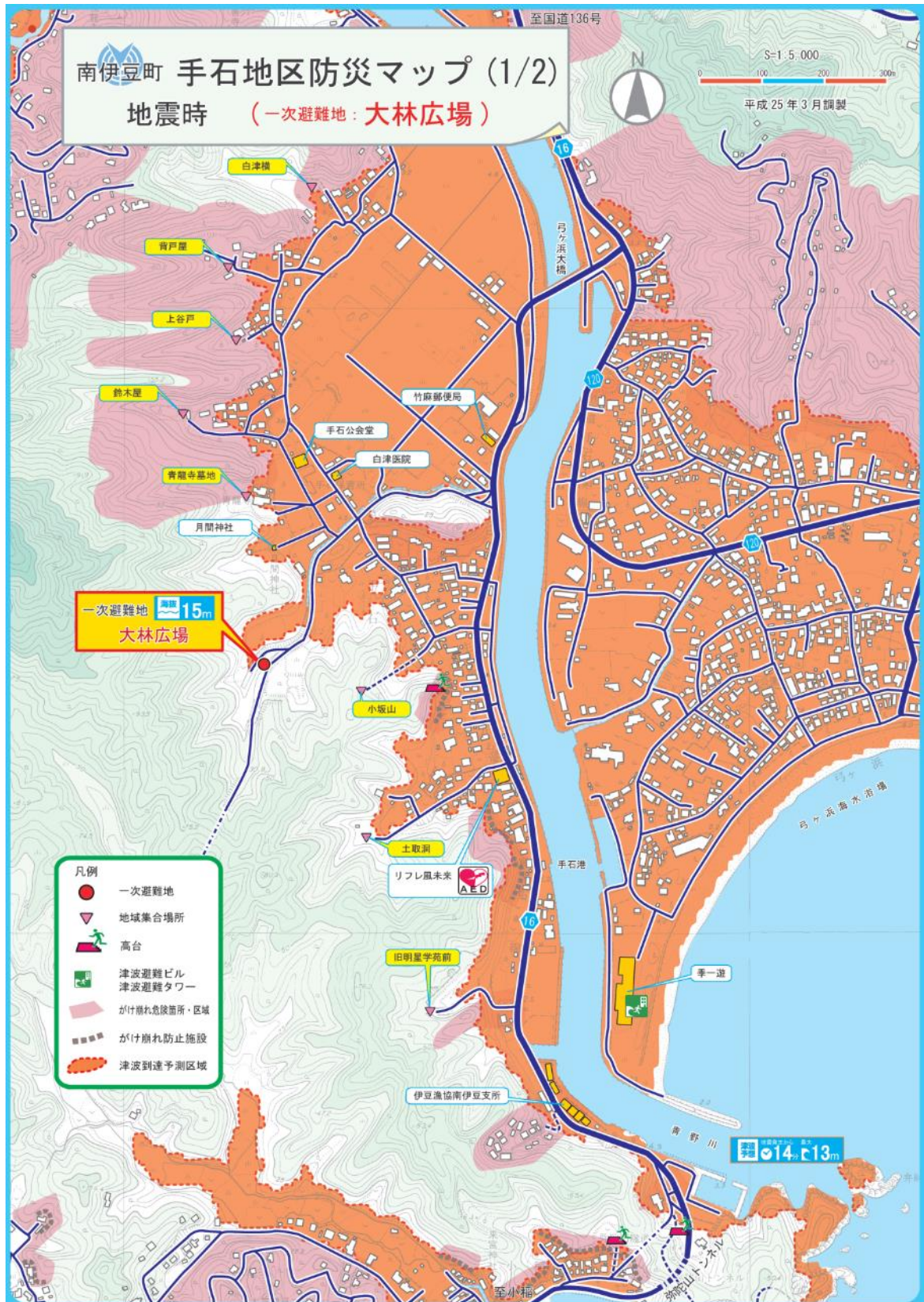
(1) 湊地区①



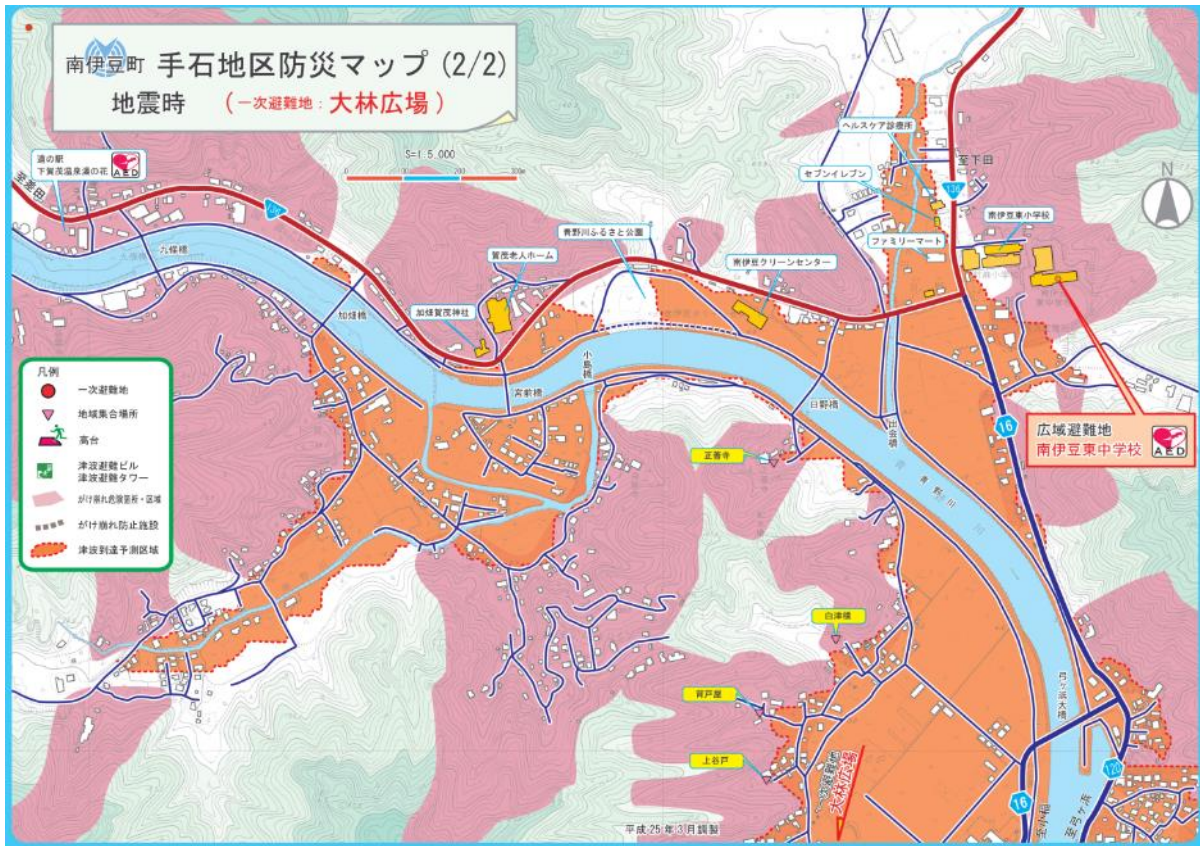
(2) 湊地区②



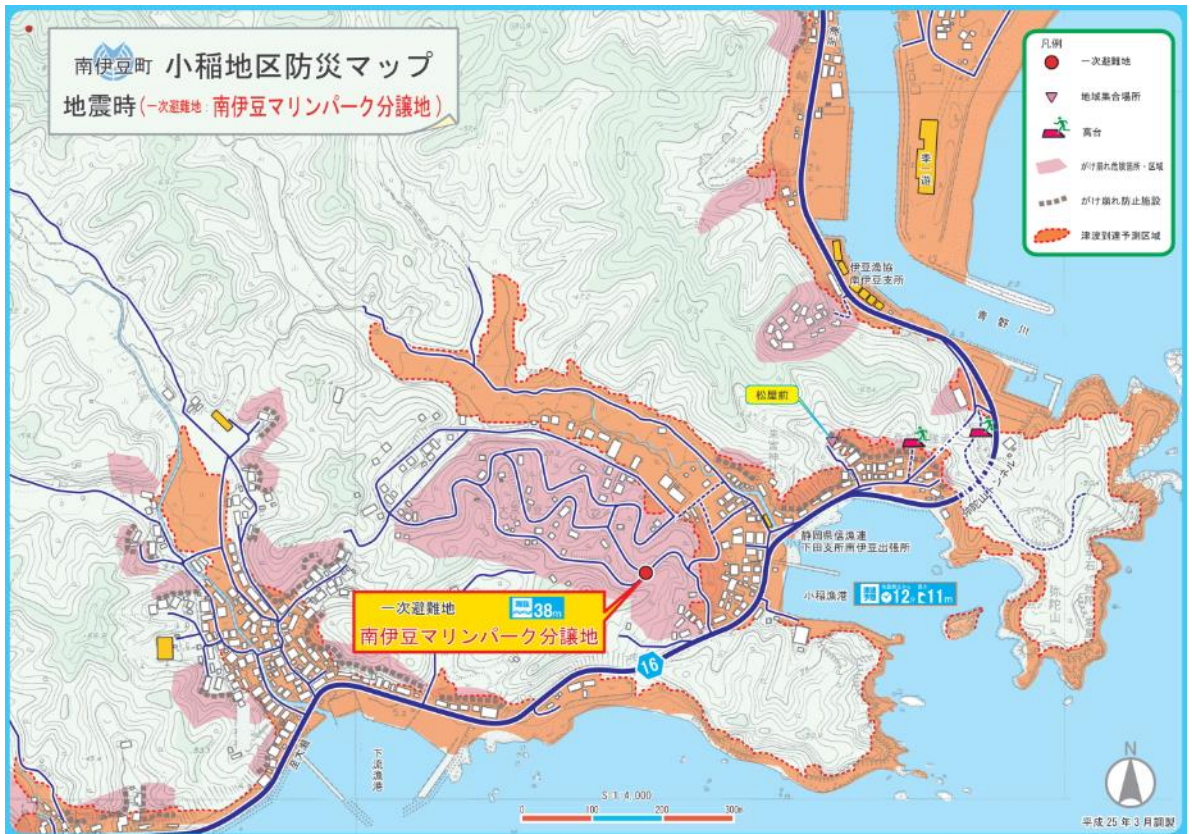
(3) 手石地区①



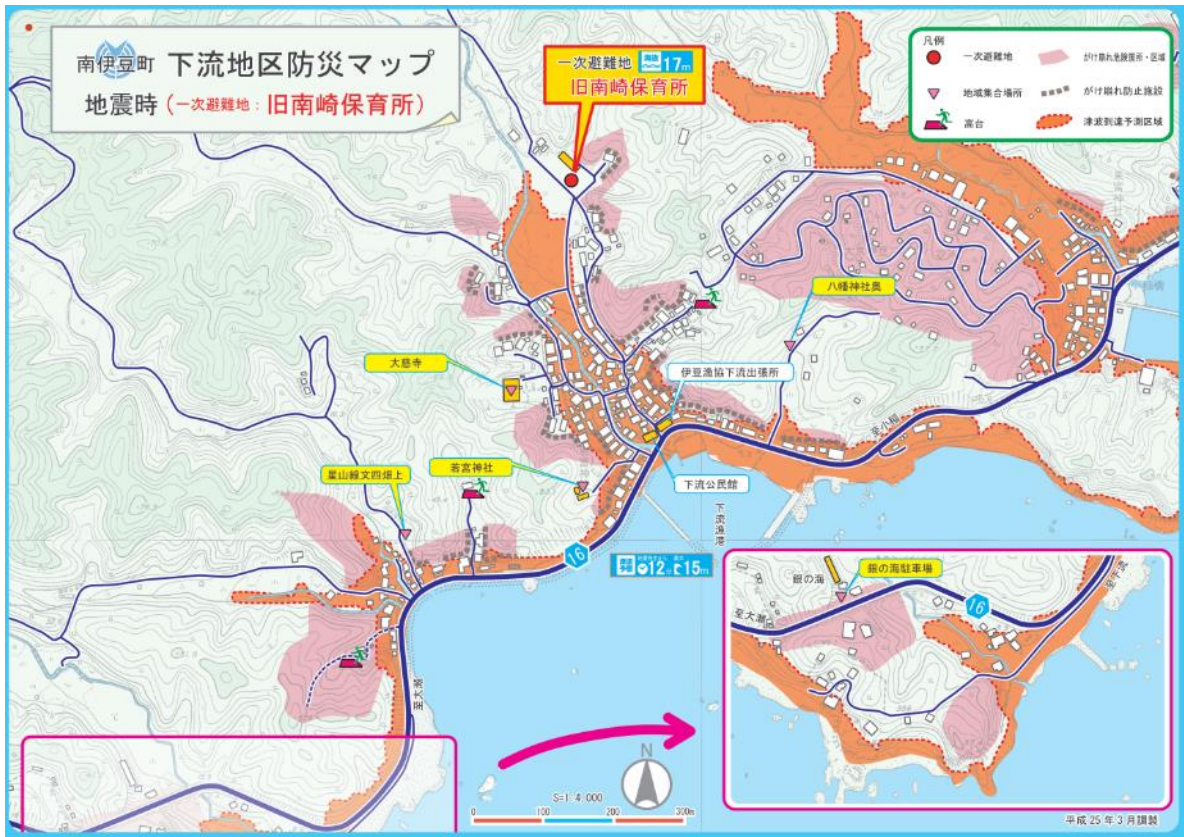
(4) 手石地区②



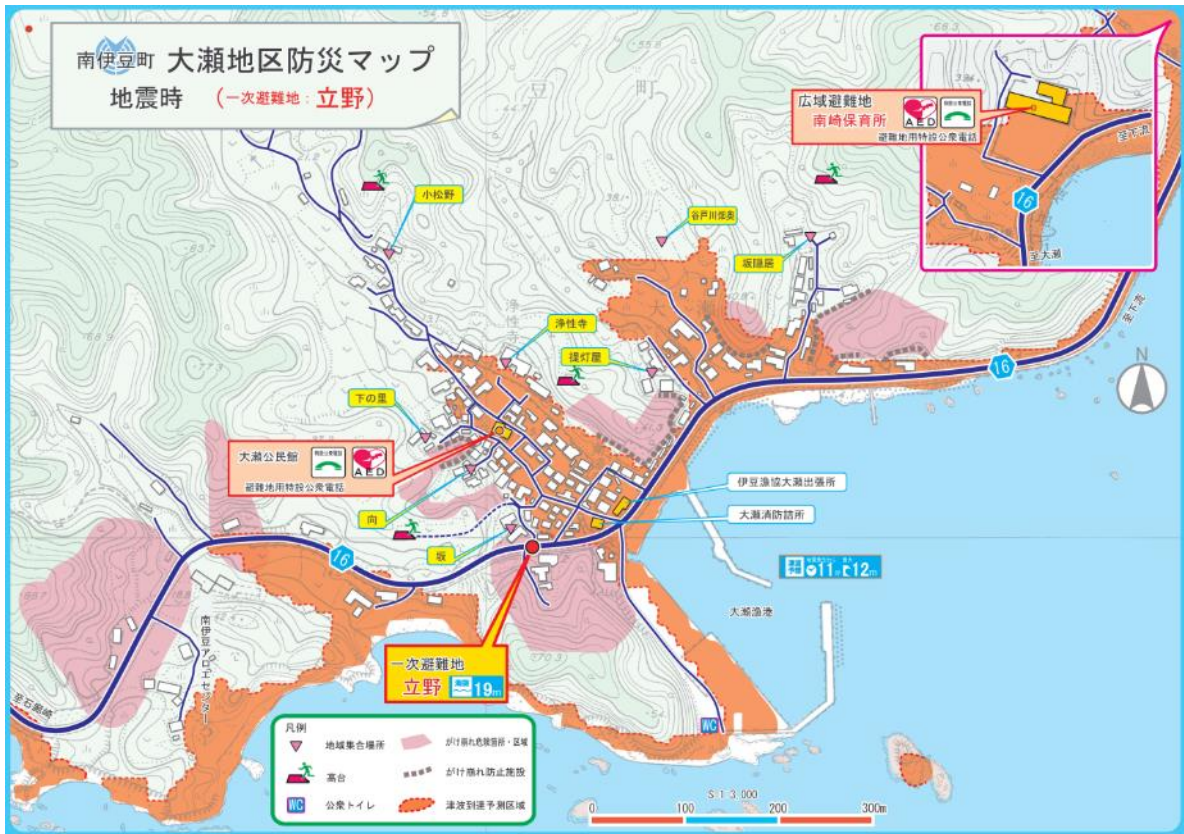
(5) 小稲地区



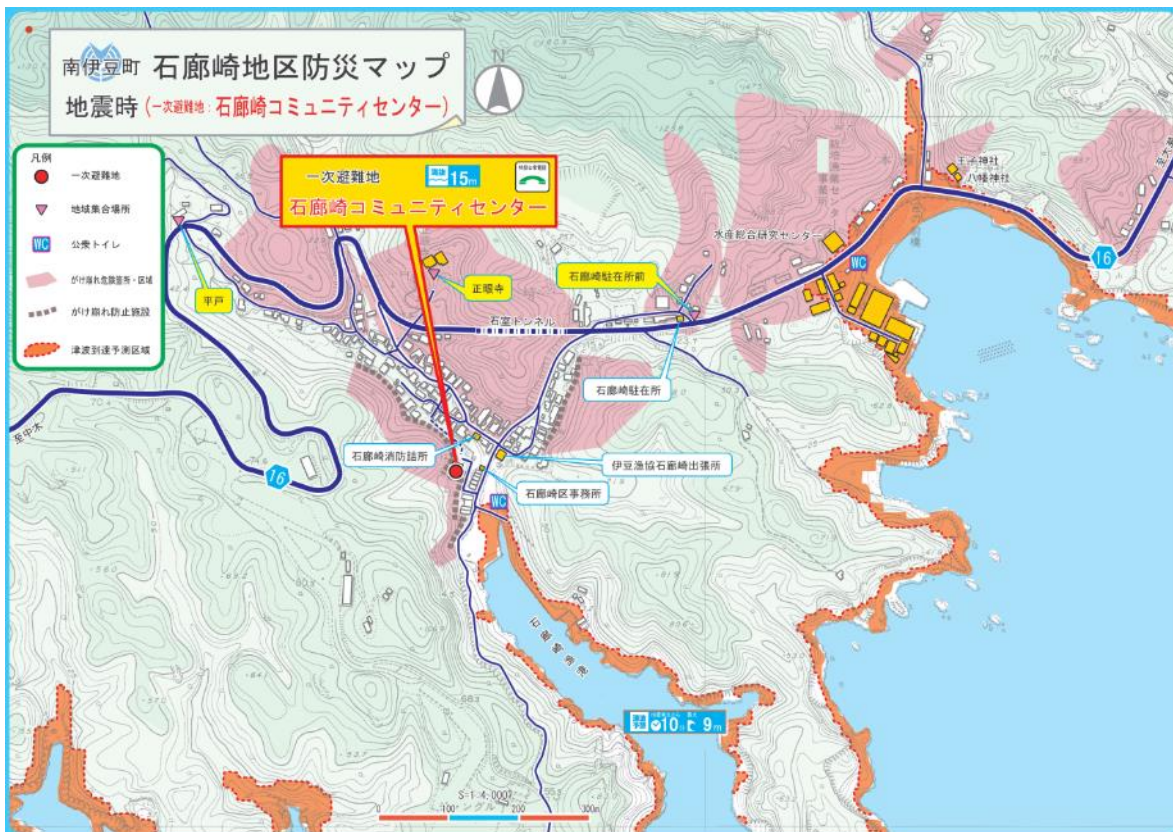
(6) 下流地区



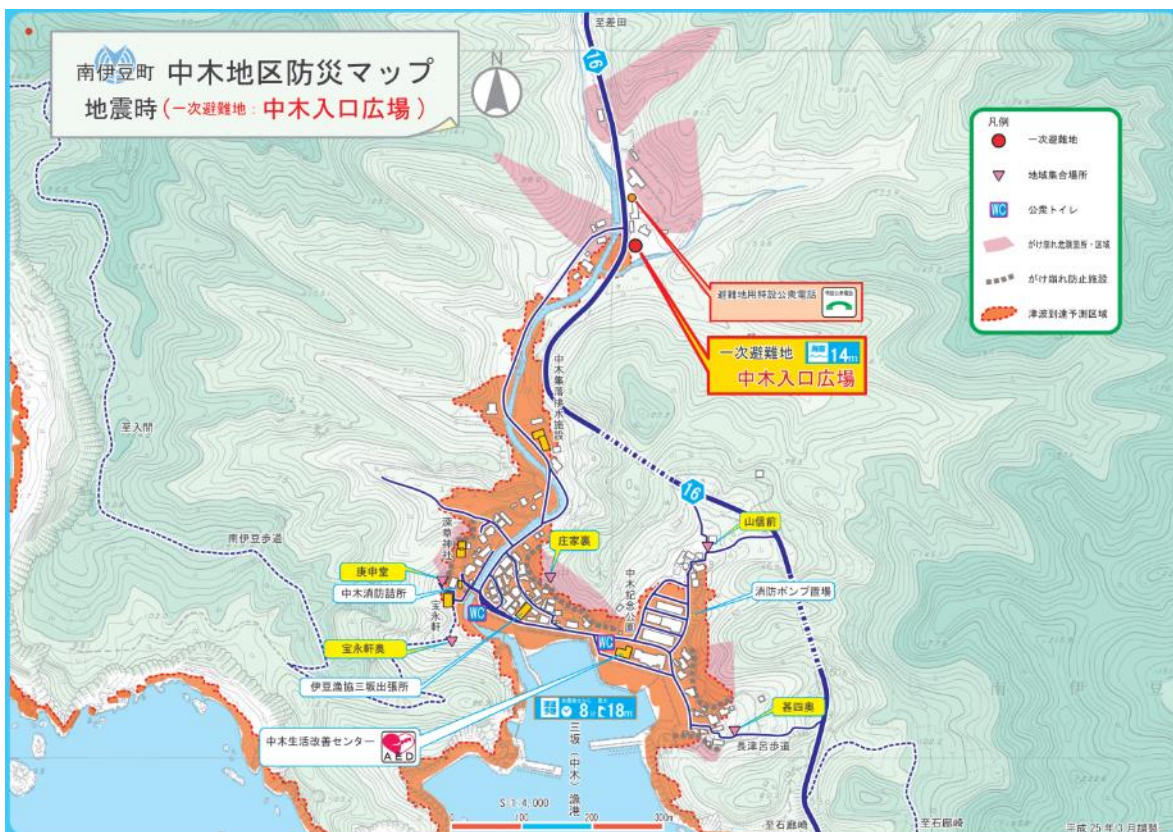
(7) 大瀬地区



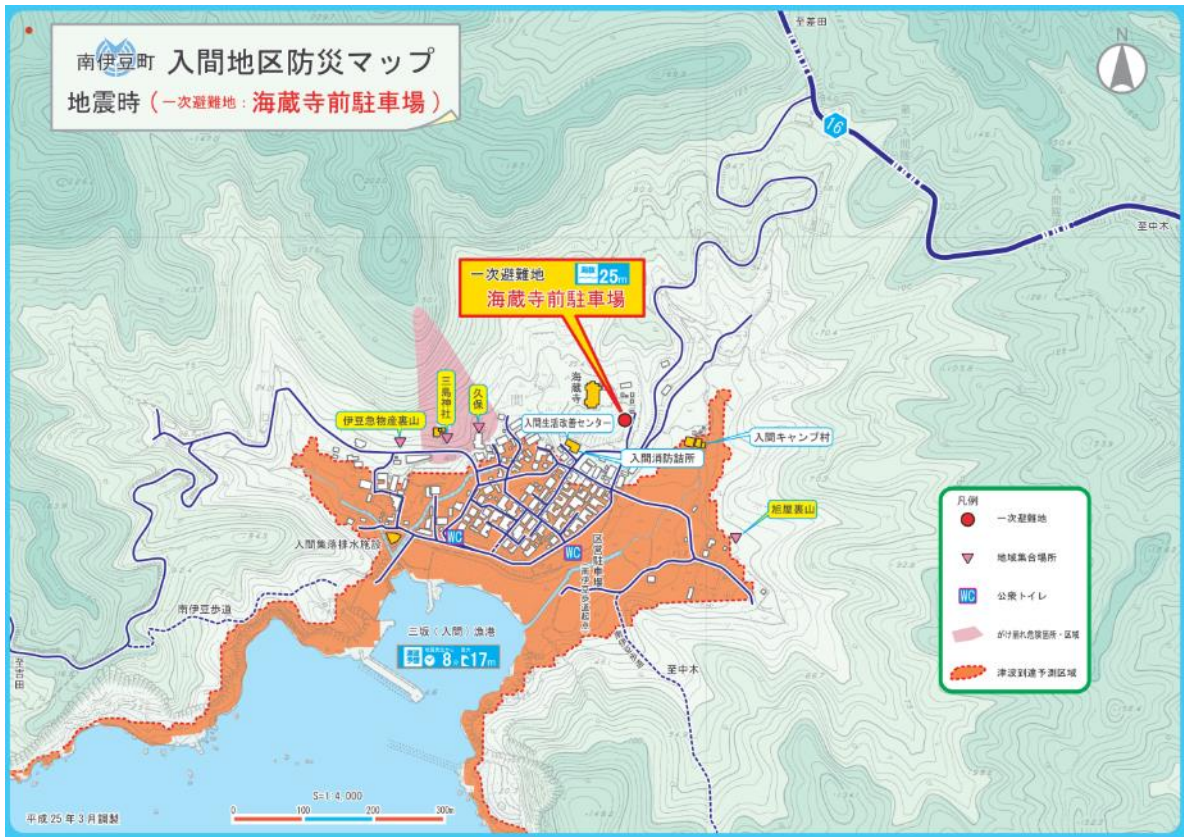
(8) 石廊崎地区



(9) 中木地区



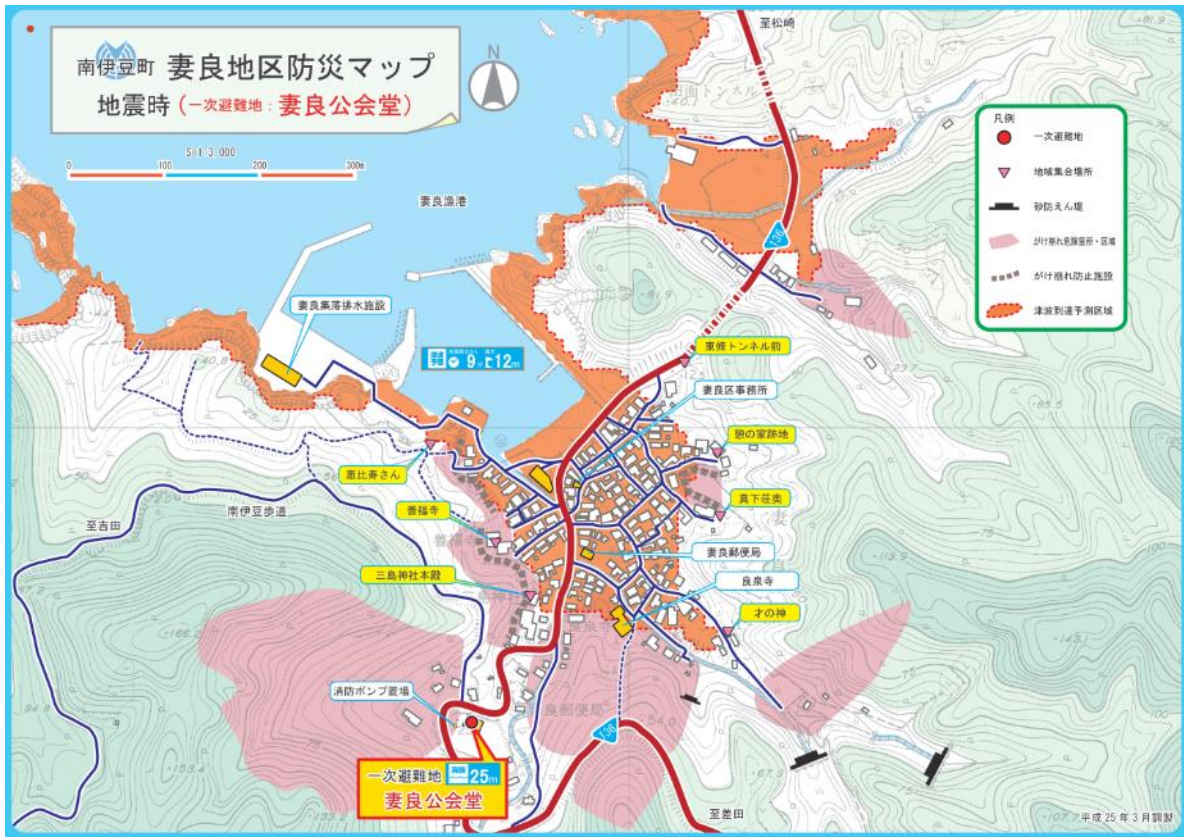
(10) 入間地区



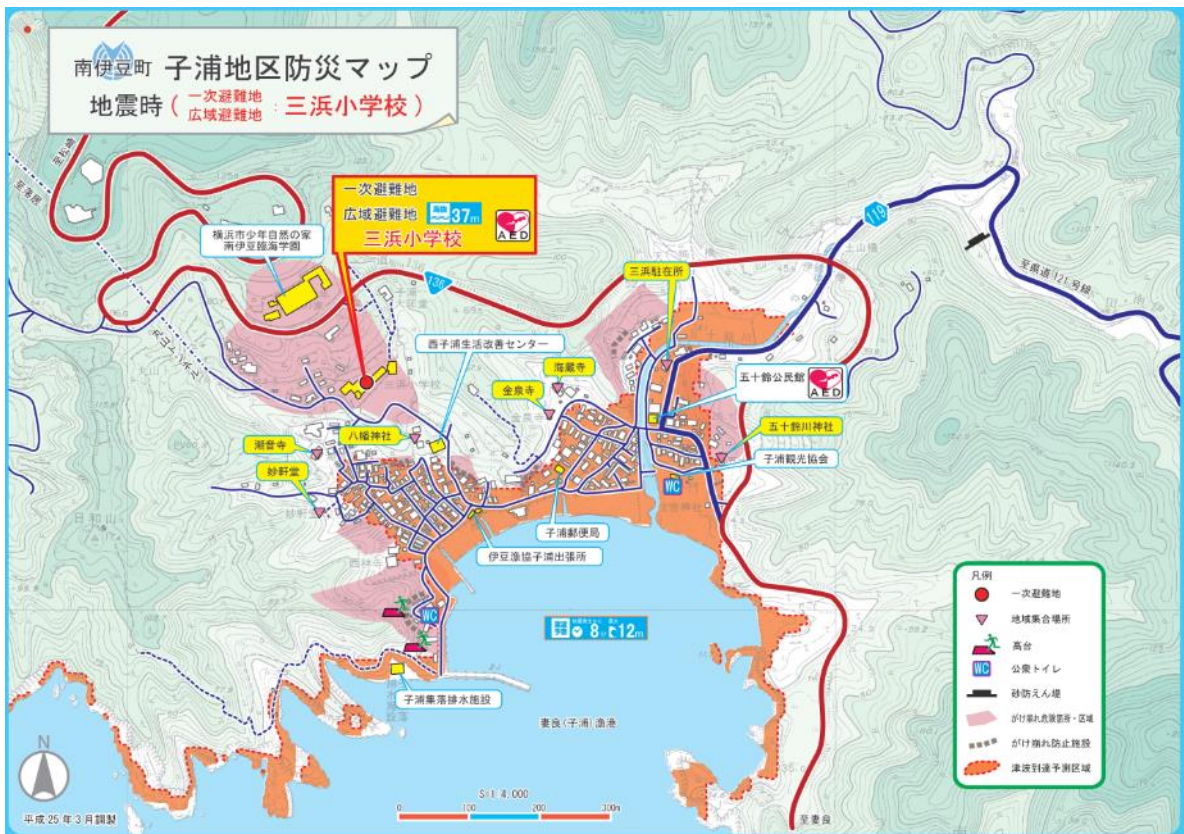
(11) 吉田地区



(12) 妻良地区



(13) 子浦地区



(14) 落居地区



(15) 伊浜地区



7 被害報告関係

7-1 被害報告

(一般災害用)

情報連絡票

受付番号
第 号

通報者 <input type="checkbox"/> 自主防・区 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 国・県 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	フリガナ 氏名	※できるだけフルネーム	受信者 氏名	※フルネーム(必須)
	連絡先	※連絡可能な固定電話と携帯電話の番号	受信日時 (24時間制)	年 月 日 :

情	件名	区分1 被害・対応・救助・物資・ライフライン・情報提供・その他		
		区分2 報告・要請・要望・依頼・その他 ()		
報	場所	位置情報 ゼンリン ページ () の ()		
		※できるだけ所在地番等、詳細位置を確認。不明は、目印、目標となる構造物(施設)を記入。		
G	内容	状況	道路・河川・橋梁・土地・構造物・人身・電気・ガス・水道・その他	
			幅 ()	高さ ()
対	策	対応先決定	庁内：総務課・企画課・地域整備課・商工観光課・生活環境課・健康増進課 福祉介護課・町民課・教育委員会・消防 関係機関 ()	
		対応方針	保留	緊急性なし・非対応案件
各	部	指示内容	() 班	本部長報告
		対応状況 対応結果	対応区分	町単独 関係機関 保留
班		日時	内 容	
		対応完了	年 月 日 :	完了 本部長報告

※時刻は24時間制で記入すること

8 通信関係

8-1 行政無線局配備一覧表

項番	局名称	呼出名称	配置場所	局の区別
1	行政南伊豆	ぎょうせい 200	災害対策本部	無線統制
2	行政南伊豆総務課	ぎょうせい 201	総務課防災室	半固定型
3	行政南伊豆水道	ぎょうせい 202	生活環境課浄水場	半固定型
6	南伊豆101	みなみいず 101	石廊崎区	携帯型
7	南伊豆102	みなみいず 102	大瀬区	携帯型
8	南伊豆103	みなみいず 103	下流区	携帯型
9	南伊豆104	みなみいず 104	手石区	携帯型
10	南伊豆105	みなみいず 105	湊区	携帯型
11	南伊豆106	みなみいず 106	青市区	携帯型
12	南伊豆107	みなみいず 107	一條区	携帯型
13	南伊豆108	みなみいず 108	上賀茂区	携帯型
14	南伊豆109	みなみいず 109	石井区	携帯型
15	南伊豆110	みなみいず 110	下賀茂区	携帯型
16	南伊豆111	みなみいず 111	加納区	携帯型
17	南伊豆112	みなみいず 112	二條区	携帯型
18	南伊豆113	みなみいず 113	毛倉野区	携帯型
19	南伊豆114	みなみいず 114	岩殿区	携帯型
20	南伊豆115	みなみいず 115	上小野区	携帯型
21	南伊豆116	みなみいず 116	下小野区	携帯型
22	南伊豆117	みなみいず 117	川合野区	携帯型
23	南伊豆118	みなみいず 118	青野区	携帯型
24	南伊豆119	みなみいず 119	市之瀬区	携帯型
25	南伊豆120	みなみいず 120	平戸区	携帯型
26	南伊豆121	みなみいず 121	蛇石区	携帯型
27	南伊豆122	みなみいず 122	天神原区	携帯型
28	南伊豆123	みなみいず 123	一町田区	携帯型
29	南伊豆124	みなみいず 124	伊浜区	携帯型
30	南伊豆125	みなみいず 125	落居区	携帯型
31	南伊豆126	みなみいず 126	西子浦区	携帯型
32	南伊豆127	みなみいず 127	東子浦区	携帯型
33	南伊豆128	みなみいず 128	妻良区	携帯型
34	南伊豆129	みなみいず 129	吉田区	携帯型
35	南伊豆130	みなみいず 130	立岩区	携帯型
36	南伊豆131	みなみいず 131	吉祥区	携帯型

項番	局名称	呼出名称	配置場所	局の区別
37	南伊豆132	みなみいず 132	差田区	携帯型
38	南伊豆133	みなみいず 133	入間区	携帯型
39	南伊豆134	みなみいず 134	中木区	携帯型
40	南伊豆135	みなみいず 135	南中小学校	携帯型
41	南伊豆136	みなみいず 136	南伊豆東小学校	携帯型
42	南伊豆137	みなみいず 137	南上小学校	携帯型
43	南伊豆138	みなみいず 138	南伊豆中学校	携帯型
44	南伊豆139	みなみいず 139	南伊豆東中学校	携帯型
45	南伊豆140	みなみいず 140	下田高校南伊豆分校	携帯型
47	南伊豆142	みなみいず 142	南伊豆認定こども園	携帯型
50	南伊豆145	みなみいず 145	災害対策本部	携帯型
51	南伊豆146	みなみいず 146	災害対策本部	携帯型
52	南伊豆147	みなみいず 147	災害対策本部	携帯型
53	南伊豆148	みなみいず 148	災害対策本部	携帯型
54	南伊豆149	みなみいず 149	災害対策本部	携帯型
55	南伊豆150	みなみいず 150	災害対策本部	携帯型
56	南伊豆151	みなみいず 151	災害対策本部	携帯型
57	南伊豆152	みなみいず 152	災害対策本部	携帯型
58	南伊豆153	みなみいず 153	災害対策本部	携帯型
59	南伊豆154	みなみいず 154	災害対策本部	携帯型
60	南伊豆155	みなみいず 155	災害対策本部	携帯型
61	南伊豆156	みなみいず 156	災害対策本部	携帯型
62	南伊豆157	みなみいず 157	災害対策本部	携帯型
63	南伊豆158	みなみいず 158	災害対策本部	携帯型
64	南伊豆159	みなみいず 159	災害対策本部	携帯型
68	南伊豆163	みなみいず 163	ハイゼットカーゴ(地域整備課)	車載型
69	南伊豆164	みなみいず 164	デリカD5(消防団本部車)	車載型
71	南伊豆166	みなみいず 166	エブリワゴン(総務課)	車載型
72	南伊豆167	みなみいず 167	ウイングロード(総務課)	車載型
73	南伊豆168	みなみいず 168	エスクード(災害対策車)	車載型
74	南伊豆169	みなみいず 169	クリッパー(生活環境課)	車載型
75	南伊豆170	みなみいず 170	アクティー(生活環境課)	車載型
76	南伊豆171	みなみいず 171	プロボックス(認定こども園)	車載型
77	南伊豆172	みなみいず 172	キャリー(総務課)	車載型

※配備場所の内、区の名前になっているものは情報連絡員用の無線機

8-2 南伊豆町同報無線行政無線設備管理運用規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は電波法令に定めるもののほか、南伊豆町防災行政無線の適正な管理及び運用方法を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 固定系とは、同報通信方式により通報を行う通信系をいう。
- (2) 移動系とは、単信方式による通信を行う通信系をいう。
- (3) 無線管理責任者とは、無線局の適正かつ能率的な利用を確保するため電波関係法令に定める各種手続きを行い無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する者をいう。
- (4) 通信取扱者とは、特殊無線技師（無線電話甲又は乙）の資格の無線従事者の操作範囲に属する無線設備のうち、その技術操作が相手方の無線従事者により管理されることとなっている技術操作を行う者をいう。
- (5) 無線機器の管理とは機器の配置、保管、点検及び整備等をいう。
- (6) 通信方法とは、無線機器の取り扱い、通信連絡の設定及び通信要領をいう。

(無線局の目的)

第3条 防災行政無線局は、町防災行政の責務を遂行するために必要な通報及び通信を行うことを目的とする。

(管理体制)

第4条 無線局は、総務課に無線管理責任者を置き、無線局の管理運用及び電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）に基づく諸手続き等について業務の統一処理を図るものとする。

2 無線局の管理責任体制は、次の各号によるものとする。

- (1) 無線管理責任者 総務課長
- (2) 無線管理係 総務課防災室防災係

(指導)

第5条 無線管理責任者は、無線機能を正常に維持し、かつ適正な通信の疎通を図るため、これの点検、整備、通信方法、その他について必要な指導を行わせなければならない。

(固定局及び基地局の無線機器の操作)

第6条 固定局及び基地局の無線従事者として選任されている者でなければこれを操作してはならない。

第2章 責務

(無線管理責任者の責務)

第7条 無線管理責任者は、無線管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて町長の指示を求め誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 無線管理責任者は無線局の管理運用若しくは無線機器の点検及び整備、又は無線機器の操作、若しくは取り扱いに関する監督を行うときは無線従事者及び無線管理係に対して必要な指示を与えなければならない。

3 無線管理責任者は研修計画及び通信訓練計画を作成しなければならない。

(無線従事者の責務)

第8条 無線従事者は法に基づき機能を十分発揮するよう適正な運用に努めるとともに無線業務日誌の記載等を適切に行わなければならない。

(通信取扱者の責務)

第9条 通信取扱者は無線機器の通信方法及び操作方法をよく熟知し適正な管理及び取り扱い技術の向上に努め、その機能を十分に発揮させなければならない。

(無線従事者による通信の管理)

第10条 無線従事者は法及びこれに基づく規則等に定められた通信方法により適正な通信が行われるよう管理しなければならない。

(無線従事者の配置及び勤務体制)

第11条 町長は無線局の運用形態に応じて無線従事者を適正に配置する義務を有する。

(無線の事業配備)

第12条 各地区の情報収集、伝達の為、自主防災会長宅に無線機を配備する。配備計画は、別表第1の通りとする。

第3章 運用

(無線局の構成)

第13条 無線局の構成は別表第2に定めるとおりとする。

(通信の種別及び優先順位)

第14条 無線通信は、通信内容の緩急と主要度に応じて非常災害時通信及び平常時通信に区分し、非常災害時通信は平常時通信に優先しその種別及び優先順位は次のとおりとする。

(1) 非常災害時通信

- ア 災害通報 災害の発生を通報する通信
- イ 指揮命令 災害現場における指揮命令
- ウ 現場報告 災害状況等の報告

(2) 平常時通信

- ア 訓練通信 訓練、演習時における通信
- イ 試験通信 無線機の機能試験のための通信

ウ 業務通信 業務連絡等の通信

(通信の原則)

第15条 通信は親局の統制又は指示を受けて行うものとする。

2 通信は簡単明瞭に行い無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

(固定系の運用)

第16条 固定系の運用事項は別に定める。

(移動系の運用)

第17条 移動系の運用について陸上移動局はこれを開局し、又は閉局しようとするときは、その旨親局（基地局）に通報しなければならない。

(呼び出し、応答の方法)

第18条 移動系における呼び出し応答の方法は次のとおりとする。

呼び出し	相手局呼出名称	3回以下
	こちらは	1回
自局呼出名称	相手局呼出名称	3回以下
	こちらは	1回
応答	相手局呼出名称	3回以下
	こちらは	1回
自局呼出名称	相手局呼出名称	1回
	どうぞ	1回
通話	通話事項……	
	どうぞ	1回

(通信統制)

第19条 無線管理責任者は無線局が次の各号に該当するときは、通話の正常かつ能率的な運用を確保するため、通信統制を行うよう指示するものとする。尚、通信統制は無線室及び災害対策本部室において無線管理係が行うものとする。

- (1) 災害が発生し、通信がふくそうしたとき。
- (2) 災害の発生のおそれがあり通信統制をする必要があると認めたととき。
- (3) 自己の通話を強要し指示に従わないとき。
- (4) その他必要と認めたととき。

第4章 災害時における通信体制

(指揮命令)

第20条 災害時における通信運用は防災計画に基づく災害対策本部長の命により無線管理責任者が通信管理係をして全通信担当者を指揮する。

(事前の措置)

第21条 無線管理責任者は、災害通信を行う必要が生じ又は発生すると予想されるときは、時間外でも関係職員を配置し、災害通信の円滑な運用をはかるよう機器及び回線を最良な状態にし

ておかなければならない。

(通信体制)

第22条 無線管理責任者は、次の各号の1に該当するときは直ちに通信管理係をして無線機を動作させ、職員の待機を命じ通信担当者に対して通信の確保に必要な措置をとらせなければならない。

- (1) 災害が発生し又は発生すると認められたとき。
- (2) 緊急の事態が発生し又は発生すると認められたとき。
- (3) 住民の申し出により特に必要と認めたとき。
- (4) その他無線管理責任者が必要と認めたとき。

2 通信管理係は前項に規定する命令を受けたときは直ちに無線機を動作させて待機しなければならない。

- (1) 災害に関連した各種警報及び注意報が発令し又は発令されると予想されたとき。
- (2) 町の区域内において緊急事態が発生し又は発生するおそれのあるとき。

3 無線管理責任者は、前2項の規定による待機の必要がなくなったときは直ちに通信管理係に通知し待機を解除しなければならない。

(陸上移動局の配置)

第23条 無線管理責任者は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは災害対策本部長の指示する場所に防災計画に基づく情報班員をして陸上移動局を配備し、情報の収集、伝達に当らせること。

(非常用電源の確保)

第24条 災害時における電源を確保するため発動発電機を町内各自主防等必要な場所に配備し災害通信に備えること。

第5章 管理

(通信訓練)

第25条 無線管理責任者は、災害時の通信を正常かつ能率的に運用するため災害その他実情に合った想定計画を立て6ヵ月に1回通信訓練を行わなければならない。

(職員の研修)

第26条 無線管理責任者は、無線設備が正常かつ能率的に利用されるよう6ヵ月に1度職員の研修を行わなければならない。

(関係書類の管理)

第27条 無線管理責任者は、法第60条の規定により備えつけを要する業務書類を管理しなければならない。

2 無線管理責任者は、無線業務日誌(様式2)を毎日検印するものとする。

(無線従事者の選解任届及び日誌抄録の提出)

第28条 無線管理責任者は法第51条の規定による無線従事者選解任届及び電波法施行規則(昭和

25年電波監理委員会規則第14号) 第41条の規定による無線業務日誌抄録の提出手続を遅滞なく行わなければならない。

(保守管理)

第29条 無線管理責任者は、無線管理係に対して無線機器の状況について毎月1回点検を実施させ、また異状を認めたときはすみやかに整備しなければならない。

2 精密点検は専門業者に委託して、年2回以上行うものとする。

3 無線管理責任者は、無線機器に障害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、専門業者に対して速やかに措置を行わせなければならない。

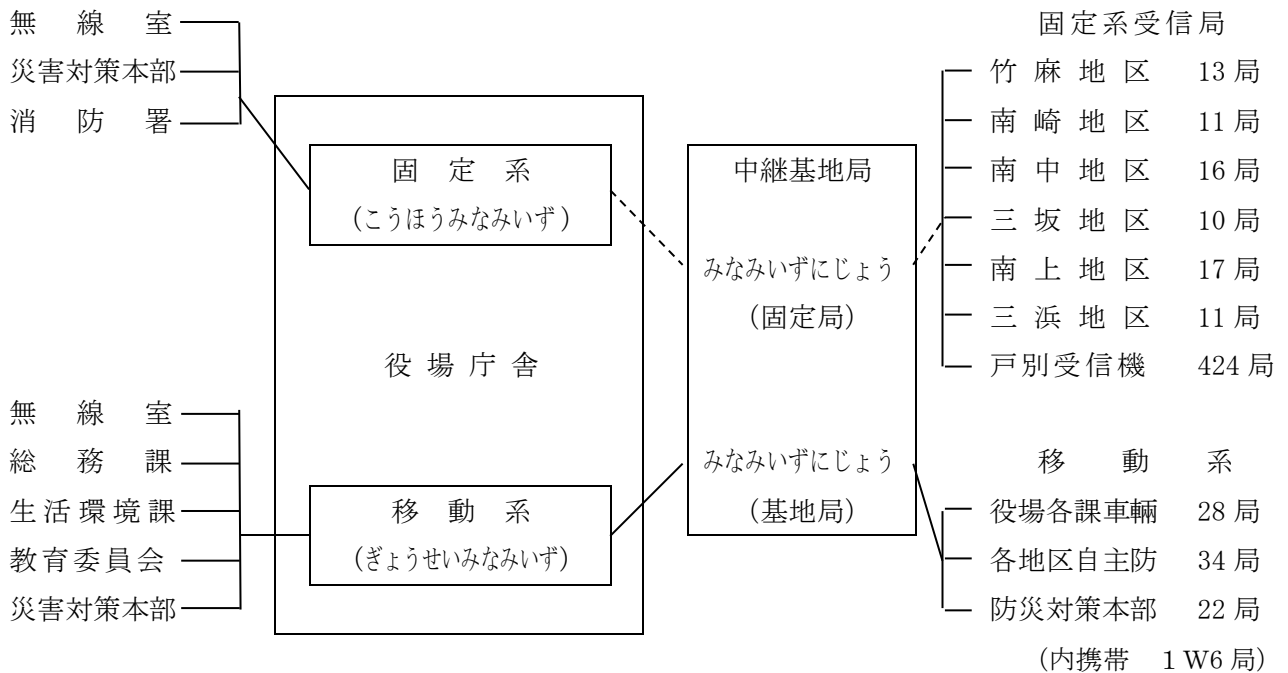
附 則

この規程は公布の日から施行する。

附 則

この規程は昭和63年12月1日から施行する。

別表第2 無線局の構成



8-3 南伊豆町同報系防災行政無線運用要綱

(平成 25 年 8 月 23 日要綱第 26 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか、同報系防災行政無線（以下「無線」という。）による通報に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報の種類)

第 2 条 無線による通報の種類は、一般通報、緊急通報及び時報通報とする。

(通報事項)

第 3 条 無線により通報できる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 大雨、洪水、火災、その他異常気象等の非常事態に関する事。
- (2) 地震、津波等の危険が予知され、それに関する情報が発表された場合
- (3) 町民の生命に関わる等の緊急かつ重要な事項
- (4) 町の広報に関する事項
- (5) 県その他の公共機関からの依頼による広報に関する事項
- (6) 時報通報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた事項

(通報時間)

第 4 条 無線による通報時間は、次のとおりとする。

- (1) 一般通報は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にするものとする。
- (2) 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行うものとする。
- (3) 時報通報は毎日定時とする。
- (4) 通報は、緊急通報の場合を除き、5 分以内に終了するように努めなければならない。

(通報申込み)

第 5 条 無線により通報する場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町の機関、県及びその他の公共機関が通報を希望するときは、同報無線通報依頼書(様式第 1 号)を無線管理者(総務課長)に提出しなければならない。
- (2) 無線管理者は、前号の規定による依頼を受けたときは、速やかに通報の可否を決定しなければならない。
- (3) 無線管理者は、前号の規定により通報しないことを決定したときは、その理由を明示し、依頼をした者に通知しなければならない。
- (4) 第 1 号の規定にかかわらず、特に緊急かつ重要な通報については、通報依頼書の提出を省略することができる。

(通報制限)

第 6 条 無線管理者は、特に理由があると認めた場合は、通報を制限することができる。

(通報方法)

第7条 通報に当たっては、受信対象者及び通報主体を明らかにした上で、簡潔かつ明瞭に行うものとする。なお、通報は、次に掲げる通報とする。

- (1) 緊急一斉通報 全ての屋外拡声子局及び戸別受信機を一斉に呼び出し、最大出力で通報する。
- (2) 一斉通報 全ての屋外拡声子局及び戸別受信機を一斉に呼び出し、通報する。
- (3) 地区別通報 特定の地域の屋外拡声子局及び戸別受信機を対象とし、地区別に通報する。
- (4) 個別通報 特定の地域を対象に、個別に屋外拡声子局を呼び出して通報する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]

8-4 災害時用公衆電話設置場所

設 置 場 所	災害時用公衆電話
湊コミュニティセンター	1
妻良区駐車場	1
旧三浜小学校	1
手石公会堂	1
石廊崎コミュニティセンター	1
大瀬区公民館	1
中木入口（区駐車場）	1
町営差田グラウンド	1
南上小学校	1
南中小学校	1
南伊豆東小学校	1
三坂地区防災センター	1
合 計	12

9 消火等施設

9-1 消防力の整備状況

種 別 \ 分団名	第1 分団	第2 分団	第3 分団	第4 分団	第5 分団	第6 分団	合計
消 防 ポ ン プ 自 動 車	2					2	4
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	2	4	3	3	3	1	16
小 型 動 力 ポ ン プ	4	5	5	3	3	3	23
ポ ン プ 口 数	8	5	5	3	3	7	31

10 輸送・交通関係

10-1 緊急輸送路一覧表

種別	名称	経路	備考
国道	国道136号	青市～伊浜	緊急輸送路図上の黒線
県道	県道下田南伊豆線	一條～上賀茂	緊急輸送路図上の緑線
県道	県道南伊豆松崎線	上賀茂～下賀茂	緊急輸送路図上の緑線

10-2 下田海上保安部保有船舶一覧表

所在地	電話番号
下田市3丁目18番23号	0558-23-0118

船名	t数	備考
しきね	1,300 t	
かの	335 t	
いづなみ	100 t	

10-3 防災ヘリポート設置予定場所

No.	所在地	防災ヘリポート名	対応可能機種	広さ(長さ×幅)
1	南伊豆町上賀茂 750	南伊豆中学校グラウンド	中型	80m×30m
2	南伊豆町入間 16	町営差田グラウンド	大型	80m×90m
3	南伊豆町入間 2383-1	伊豆下田カントリークラブ 駐車場	大型	20m×50m
4	南伊豆町下賀茂 1-1 付近	ふるさと公園	大型	150m×80m
5	南伊豆町大瀬 490-1 付近	大瀬漁港先端部	小型	30×98
6	南伊豆町石廊崎 55	石廊崎遊覧船乗場 北側駐車場	小型	33×36
7	南伊豆町入間 872 付近	入間漁港駐車場	小型	30×30
8	南伊豆町中木 40 付近	中木漁港駐車場	小型	33×60
9	南伊豆町子浦 1472	旧三浜小学校グラウンド	小型	34×50

10	南伊豆町妻良 572-4	妻良海釣り公園	小 型	36×54
11	南伊豆町子浦 7-2	子浦駐車場	小 型	30×36
12	南伊豆町伊浜 1593-1	一町田ヘリポート	中 型	18×18

10-4 ヘリポートの具備すべき条件

(東京航空局東京空港事務所)

1 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

区分		昼 間 使 用	夜 間 使 用
項目			
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 m 〔全長 9.30〕 〔全巾 8.05〕		
	UH-1H 中 型 m 〔全長 17.40〕 〔全巾 14.64〕		
	CH-47J 大 型 m 〔全長 30.18〕 〔全巾 16.26〕		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ 500m、進入表面のこう配 8分の1（7°）を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(1) 地表面

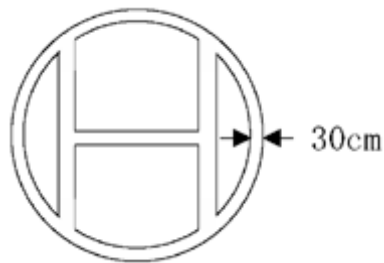
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着陸点

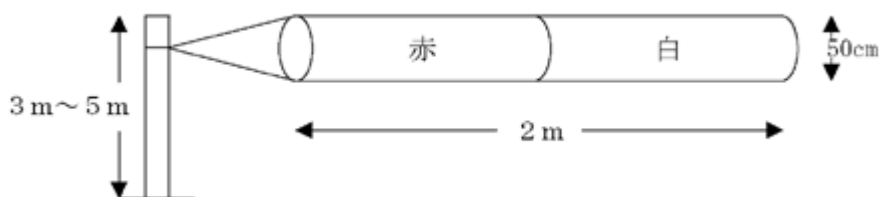
着陸点（直径 30 メートル）のほぼ中央に石灰等で直径 10 メートルの正円を画き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗をたてる。

(1) 布製

(2) 風速 25 メートル／秒速度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5 電話等、通話手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特にヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

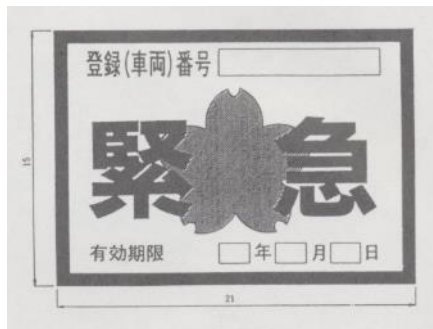
10-5 通行の禁止又は制限についての標示の様式



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

10-6 緊急通行車両の標識

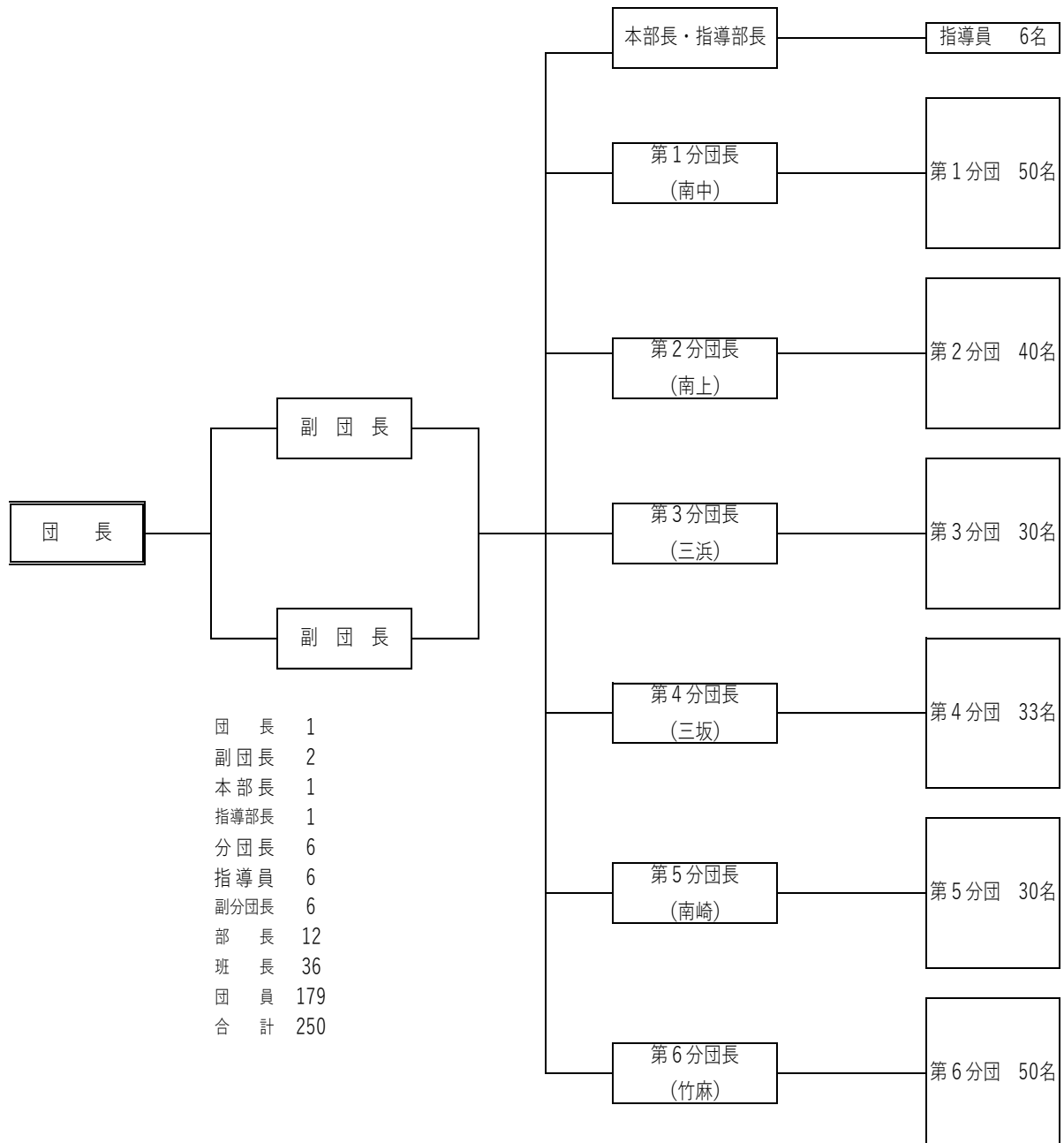


備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

11 要員の確保関係

11-1 消防団組織編成・連絡系統図



12 物資の備蓄

12-1 備蓄資機材一覧表

(1) 役場防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食	1箱=50食分	10箱	
2	携帯おにぎり五目おこわ	1箱=50食分	10箱	
3	携帯おにぎり 昆布	1箱=50食分	10箱	
4	毛布	10枚入	5箱	
5	ブルーシート		10枚	
6	テント	ワンタッチ式	10張	
7	土嚢袋	100枚入	4箱	
8	ライフジャケット		20枚	
9	shindaiwa 発電機	iEG5500M	2台	
10	Honda 発電機	EU16i	1台	
11	YAMAHA 発電機	EF6000TE	1台	JA用
12	投光器		4台	
13	浄水機		4台	
14	ベンクイック		2台	
15	レスキューセット		10セット	
16	遺体保存袋		40枚	

(2) 消防南伊豆分署裏防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 山菜おこわ炊出しセット	1箱=50食分	9箱	
2	アルファ米非常食 五目御飯炊出しセット	1箱=50食分	9箱	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
3	毛布	10枚入	10箱	
4	テント	組立式	10張	
5	スコップ		5本	
6	給水土嚢 ウォーターゲル	10入り × 4	17箱	
7	一輪車		2	車輪パンク、使用不能
8	浄水装置器		2台	
9	簡易トイレ	エマーレット	1台	
10	担架		4台	
11	簡易ベッド		3台	
12	メールクリーン	流出油処理剤	20缶	

(3) 差田グラウンド防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	ブルーシート	3.6 × 3.6M	±10枚	
2	ブルーシート	5.4 × 5.4M	30枚	
3	ロープケース	7.2 × 7.2M	17	
4	テント	組立式	3張	
5	土嚢袋		700枚	
6	浄水器		1	
7	段ボール間仕切り		10セット	
8	安全キャンドル		5箱	
9	懐中電灯		2本	
10	遺体保存袋		25枚	

(4) 南伊豆東中学校防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1箱=1人前50袋入り	10箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1箱=50食分	75箱	
3	アルファ米非常食 カレー炊き出しセット	1箱=50食分	25箱	
4	はんぶん米	1箱=50食分	25箱	
5	携帯おにぎり ワカメ	1箱=50食分	15箱	
6	携帯おにぎり 鮭	1箱=50食分	15箱	
7	缶入ソフトパン 黒糖	1箱=24個入	15箱	
8	非常用飲料水	1箱=2L×6本	200箱	
9	毛布	10枚入	18箱	
10	ブルーシート	1.8 × 1.8M	3枚	
11	ブルーシート	規格不明	1枚	
12	テント	組立式	7張	
13	カラーコーン		8個	
14	コーンバー		4本	
15	shindaiwa 発電機	iEG5500M	1台	
16	浄水器		3台	
17	暖ボール間仕切り		84セット	
18	避難所看板		3枚	
19	ベンクイック	S3型	3台	

(5) 南中小学校防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1箱=1人前50袋入り	90箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1箱=50食分	20箱	
3	アルファ米非常食 チキンライス炊き出しセット	1箱=50食分	5箱	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
4	アルファ米非常食 赤飯炊き出しセット	1箱=50食分	5箱	
5	はんぶん米	1箱=50食分	7箱	
6	携帯おにぎり ワカメ	1箱=50食分	5箱	
7	携帯おにぎり 鮭	1箱=50食分	5箱	
8	缶入ソフトパン コーヒー	1箱=24個入	15箱	
9	非常用飲料水	1箱=2L×6本	150箱	
10	テント	組立式	20張	
11	木槌		5本	
12	投光器		2台	
13	浄水器		4台	
14	スコップ		10本	
15	軍手		40	
16	shindaiwa 発電機	iEG5500M	2台	
17	投光器		2台	
18	暖ボール間仕切り		112セット	
19	レスキューセット	BOX型	1セット	
20	簡易ベッド		3台	
21	鋤簾		5本	
22	ショベル		15本	
23	ペンチ		4本	
24	縄		1本	
25	ノコギリ		5本	
26	担架		3台	
27	ブルーシート		59枚	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
28	鎌		10 枚	
29	ベンクイック	S3 型	4 台	

(6) 南上小学校防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1 箱=1 人前 50 袋入り	10 箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1 箱=50 食分	70 箱	
3	アルファ米非常食 ワカメ炊き出しセット	1 箱=50 食分	25 箱	
4	アルファ米非常食 チキンライス炊き出しセット	1 箱=50 食分	5 箱	
5	アルファ米非常食 赤飯炊き出しセット	1 箱=50 食分	5 箱	
6	携帯おにぎり ワカメ	1 箱=50 食分	5 箱	
7	携帯おにぎり 鮭	1 箱=50 食分	5 箱	
8	はんぶん米	1 箱=50 食分	18 箱	
9	非常用飲料水	1 箱=2L×6 本	150 箱	
10	毛布	10 枚入	57 箱	
11	テント	組立式	4 張	
12	軍手		20 組	
13	shindaiwa 発電機	iEG5500M	2 台	体育館下シャッター 倉庫に保管
14	ベンクイック	S3 型	3 台	
15	投光器		2 台	
16	浄水器		4 台	
17	ダンボールトイレ		20 台	
18	暖ボール間仕切り		186 セット	
19	担架		3 台	
20	安全キャンドル		5 箱	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
21	懐中電灯		2本	
22	拡声器		2個	
23	レスキューセット		1セット	

(7) 南伊豆東小学校防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	ブルーシート		35枚	
2	テント	組立式	20	
3	木槌		2本	
4	鎌		9本	
5	鍬		5本	
6	土嚢袋	50枚入り	500枚	
7	軍手		20組	
8	投光器		2台	
9	担架		1台	
10	シャベル		12本	
11	ツルハシ		5本	
12	ベンクイック		4台	

(8) 旧三浜小学校防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1箱=1人前 50袋入り	15箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1箱=50食分	30箱	
3	はんぶん米	1箱=50食分	10箱	
4	携帯おにぎり ワカメ	1箱=50食分	10箱	
5	携帯おにぎり 鮭	1箱=50食分	10箱	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
6	缶入ソフトパン オレンジ	1箱=24個入	15箱	
7	非常用飲料水	1箱=2L×6本	820箱	
8	毛布	10枚入	6箱	
9	投光器		2台	
10	浄水器		1台	
11	ベンクイック	S3型	3台	
12	暖ボール間仕切り		122セット	
13	担架		3台	
14	安全キャンドル		5箱	
15	懐中電灯		2本	
16	拡声器		2個	
17	レスキューセット		1セット	
18	遺体保存袋		25枚	
19	簡易ベッド		3台	

(9) 旧南崎認定こども園防災倉庫

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1箱=1人前50袋入り	2箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1箱=50食分	37箱	
3	アルファ米非常食 赤飯炊き出しセット	1箱=50食分	8箱	
4	はんぶん米	1箱=50食分	2箱	
5	非常飲料水	1箱=2L×6本	124箱	
6	毛布	10枚入	1箱	
7	ブルーシート		10枚	
8	テント	組立式	10張	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
9	shindaiwa 発電機	iEG5500M	2台	
10	投光器		1台	
11	浄水器		2台	
12	暖ボール間仕切り		89セット	
13	レスキューセット		1セット	
14	ベンクイック	S3型	2台	

(10) 三坂地区防災センター

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
1	アルファ米非常食 白飯スタンドパック	1箱=1人前50袋入り	255箱	
2	アルファ米非常食 白飯炊き出しセット	1箱=50食分	230箱	
3	アルファ米非常食 カレースタンドパック	1箱=1人前50袋入り	55箱	
4	アルファ米非常食 ワカメスタンドパック	1箱=1人前50袋入り	60箱	
5	アルファ米非常食 赤飯炊き出しセット	1箱=50食分	36箱	
6	はんぶん米	1箱=50食分	40箱	
7	携帯おにぎり ワカメ	1箱=50食分	10箱	
8	携帯おにぎり 鮭	1箱=50食分	10箱	
9	缶入ソフトパン プレーン	1箱=24個入	39箱	
10	フリーズドライご飯 白飯スタンドパック	1箱=1人前50袋入り	20箱	
11	フリーズドライご飯 カレースタンドパック	1箱=1人前50袋入り	20箱	
12	フリーズドライご飯 ワカメスタンドパック	1箱=1人前50袋入り	20箱	
13	非常用飲料水	1箱=2L×6本	4,212箱	
14	ブルーシート		10枚	
15	Shindaiwa 発電機		1台	
16	急速充電器		1台	

項番	品名	規格・サイズ	数量	備考
17	蓄電池セット		8台	
18	ベンクイック		3台	
19	ラップ式トイレ	トイパック II	25台	
20	遺体保存袋		50枚	
21	簡易ベッド		3台	
22	生理用品	10枚×2袋×18パック	19箱	
23	生理用品	30枚×2袋×18パック	18箱	
24	毛布	10枚入	42箱	

13 避難地・避難所関係

13-1 避難指示の種類

関係法令に基づいて、避難の指示を行う者は次のとおりである。

実施責任者	災害の種類	根拠法令
本部長	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命を受けた吏員	洪水・高潮・ 地すべり	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	洪水・高潮	水防法第 22 条
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条
海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条

13-2 自主防災組織ごとの第一次避難地・広域避難地

自主防災組織名		第一次避難地名	緊急指定避難場所 指定避難所（広域避難地）
石廊崎区	自主防災会	自主防災会の指定した避難地	旧南崎認定こども園
大瀬区	自主防災会	〃	旧南崎認定こども園
下流区	自主防災会	〃	旧南崎認定こども園
手石区	自主防災会	〃	南伊豆東中学校
湊区	自主防災会	〃	南伊豆東中学校
青市区	自主防災会	〃	南伊豆東中学校
石井区	自主防災会	〃	南中小学校
加納区	自主防災会	〃	南中小学校
二条区	自主防災会	〃	南中小学校
下賀茂区	自主防災会	〃	南中小学校
上賀茂区	自主防災会	〃	南中小学校
一条区	自主防災会	〃	南中小学校
蛇石区	自主防災会	〃	南上小学校
平戸区	自主防災会	〃	南上小学校
市之瀬区	自主防災会	〃	南上小学校
川合野区	自主防災会	〃	南上小学校
青野区	自主防災会	〃	南上小学校
下小野区	自主防災会	〃	南上小学校
上小野区	自主防災会	〃	南上小学校
岩殿区	自主防災会	〃	南上小学校
毛倉野区	自主防災会	〃	南上小学校
天神原区	自主防災会	〃	南上小学校
差田区	自主防災会	〃	三坂地区防災センター
吉祥区	自主防災会	〃	三坂地区防災センター
入間区	自主防災会	〃	三坂地区防災センター
中木区	自主防災会	〃	三坂地区防災センター
立岩区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
吉田区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
妻良区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
東子浦区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
西子浦区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
落居区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
伊浜区	自主防災会	〃	旧三浜小学校
一町田区	自主防災会	〃	旧三浜小学校

13-3 避難情報、災害危険別一覧表

令和5年3月末

避難対象区	災害危険別	避難情報の対象区域(○)印	世帯数	人口	備考
石廊崎区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	80	185	
大瀬区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	101	258	
下流区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	124	258	
手石区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	283	527	
湊区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	471	968	
青市区	がけ崩れ	○	243	542	
石井区	がけ崩れ	○	72	167	
加納区	がけ崩れ	○	319	575	
二條区	がけ崩れ	○	105	206	
下賀茂区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	513	880	
上賀茂区	がけ崩れ	○	163	347	
一條区	がけ崩れ	○	92	167	
蛇石区	がけ崩れ	○	36	71	
平戸区	がけ崩れ	○	22	39	
市之瀬区	がけ崩れ	○	75	164	
川合野区	がけ崩れ	○	36	88	
青野区	がけ崩れ	○	81	171	
上小野区	がけ崩れ	○	72	144	
下小野区	がけ崩れ	○	87	182	
岩殿区	がけ崩れ	○	13	29	
毛倉野区	がけ崩れ	○	76	169	
差田区	がけ崩れ	○	93	173	
吉祥区	がけ崩れ	○	165	290	
入間区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	57	145	
中木区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	66	133	
立岩区	がけ崩れ	○	27	58	
吉田区	津波、がけ崩れ	○	10	16	
妻良区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	95	180	
東子浦区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	46	85	
西子浦区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	74	116	
落居区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	14	20	
伊浜区	津波、がけ崩れ、延焼火災	○	96	181	
一町田区	がけ崩れ	○	23	37	
天神原区	がけ崩れ	○	47	81	
合計		34地区	3,877	7,652	

13-4 指定避難所一覧表

施設名	住所	延床面積	備考
旧南崎認定こども園	南伊豆町大瀬 7	2,610 m ²	
南伊豆東中学校	南伊豆町湊 1721	4,751 m ²	
南伊豆東小学校	南伊豆町湊 243	3,661 m ²	津波浸水時使用不可
南中小学校	南伊豆町上賀茂 80	4,412 m ²	
南上小学校	南伊豆町下小野 640	2,782 m ²	
旧三浜小学校	南伊豆町子浦 1472	2,398 m ²	
三坂地区防災センター	南伊豆町入間 69-2	370 m ²	

13-5 指定福祉避難所一覧表

施設名	住所	備考
社会福祉法人南伊豆厚生会 賀茂老人ホーム	南伊豆町下賀茂 15-1	
社会福祉法人南伊豆福祉会 さしだ希望の里	南伊豆町入間 9-2	
介護老人福祉施設 みなどの園	南伊豆町湊 638-1	津波浸水時使用不可
介護老人福祉施設 エクレシア南伊豆	南伊豆町加納 792	

14 医療関係

14-1 医療関係団体一覧表

◎町内医療機関

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
白津医院	415-0152	南伊豆町湊 1548	0558-62-3116
飯島医院	415-0303	南伊豆町下賀茂 198	0558-62-4500
下田メディカルセンター附属 みなとクリニック	415-0152	南伊豆町湊 674	0558-62-0005
市之瀬診療所	415-0325	南伊豆町市之瀬 507-7	0558-63-3670
ふれあい南伊豆ホスピタル	415-0151	南伊豆町青市 848	0558-62-1461
はらくクリニック	415-0151	南伊豆町青市 565-11	0558-62-5959

◎救護病院（賀茂圏域）

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
下田メディカルセンター	415-0026	下田市 6 丁目 4-10	0558-25-2525
伊豆今井浜病院	413-0503	河津町見高 178	0558-34-1123
伊豆東部総合病院	413-0411	東伊豆町稲取 17-2	0557-95-1151
熱川温泉病院	413-0304	東伊豆町白田 424	0557-23-0843
西伊豆健育会病院	410-3514	西伊豆町仁科 138-2	0558-52-2366

◎災害拠点病院（東部地区）

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
市立伊東市民病院	414-0055	伊東市岡 196-1	0557-37-2626
順天堂大学医学部付属静岡病院	410-2295	伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
三島総合病院	411-0801	三島市谷田字藤久保 2270	055-975-3031
沼津市立病院	410-0302	沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100
独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	411-8611	駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000
富士市立中央病院	417-8567	富士市高島町 50	0545-52-1131
富士宮市立病院	418-0076	富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151

◎応援班設置病院

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	設置数
市立伊東市民病院	414-0055	伊東市岡 196-1	0557-37-2626	3
国際医療福祉大学附属 熱海病院	413-0012	熱海市東海岸 13-1	0557-81-9171	3
順天堂大学医学部付属 静岡病院	410-2295	伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111	3
リハビリテーション 中伊豆温泉病院	410-2502	伊豆市上白岩 1000	0558-83-3333	1
NTT 東日本伊豆病院	419-0193	田方郡函南町平井 750	055-978-2320	1
三島総合病院	411-0801	三島市谷田字藤久保 2270	055-975-3031	2
沼津市立病院	410-0302	沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100	3
独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	411-8611	駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	3
県立静岡がんセンター	411-8777	駿東郡長泉町下長窪 1007	055-989-5222	3
裾野赤十字病院	410-1118	裾野市佐野 713	055-992-0008	1
富士市立中央病院	417-8567	富士市高島町 50	0545-52-1131	3
富士宮市立病院	418-0076	富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151	3

14-2 救護所

施設名	所在地
南伊豆中学校	南伊豆町上賀茂 744-1

15 衛生関係

15-1 清掃施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力	備考
ゴミ	清掃センター	南伊豆町湊 1696	30 t / 日	

15-2 し尿・ゴミの処分地一覧表

施設名	所在地	処理能力	備考
清掃センター	南伊豆町湊 1696	30 t / 日	
クリーンセンター	南伊豆町湊 1473	2,760 t / 日	

15-3 火葬施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力	備考
斎場	伊豆斎場組合 伊豆斎場	下田市 6-37-32	6 件 / 日	

15-4 遺体安置施設一覧表

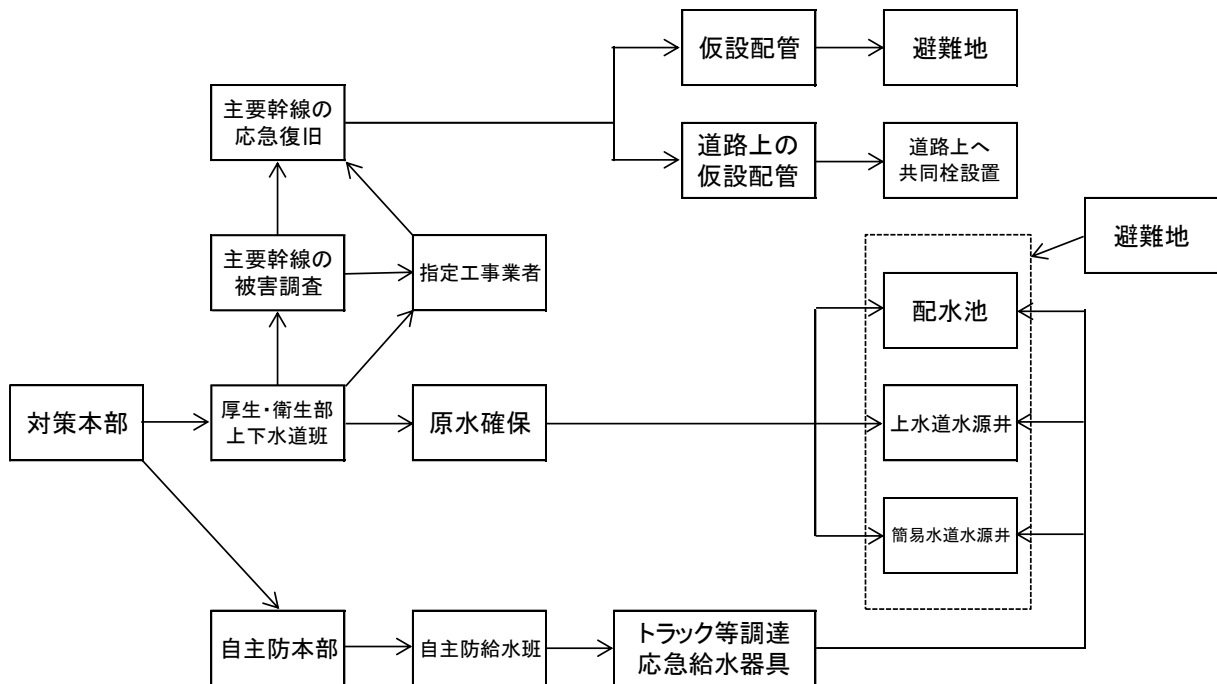
施設名	所在地	備考
南伊豆町武道館	南伊豆町加納 590-1	

16 ライフライン関係

16-1 南伊豆町指定給水装置工事事業者

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	飯泉設備工業	南伊豆町石井 283-1	62-2268	
2	(株)イナセツ南伊豆支店	南伊豆町下賀茂 92-1	62-0130	
3	(株)菊池設備工業	南伊豆町妻良 1062-1	67-0431	
4	(株)塩崎工業	南伊豆町湊 894-16	62-0283	
5	(有)藤原設備	南伊豆町青市 1051	62-1127	
6	(有)渡辺住宅設備南伊豆支店	南伊豆町下小野 198	62-2531	

16-2 応急給水活動フロー



16-3 水道施設の配水池貯水能力

施設名	貯水能力 (m ³)	配水池内の 滅菌の有無	備 考
上 水 道	4,008	有	9池 加 納 手 石 青 市
妻 良 簡 易 水 道	161	〃	既設簡易水道
大 瀬 簡 易 水 道	90	〃	〃
入 間 簡 易 水 道	57	〃	〃
仲 木 簡 易 水 道	83	〃	〃
石 廊 崎 簡 易 水 道	103	〃	〃
伊 浜 簡 易 水 道	140	〃	〃
下 流 簡 易 水 道	54	〃	〃
落 居 簡 易 水 道	21	〃	〃
吉 田 簡 易 水 道	10	〃	〃
子浦地区	150	〃	
南上地区	151	〃	
蛇石地区	31	〃	
毛倉野地区	60	〃	
二條地区	70	〃	
吉祥地区	123	〃	
一條地区	103	〃	
天神原地区	11	〃	

17 応急復旧関係

17-1 建設業者一覧表

No.	業者名	住所	電話番号
1	池野ブルドーザ(株)	南伊豆町加納 451	62-0859
2	(有)伊豆総合	南伊豆町手石 967-1	62-3000
3	恵比寿建設(株)	南伊豆町石井 2	62-0172
4	長田建設工業(株)	南伊豆町湊 320-4	62-0313
5	五味建設(株)	南伊豆町手石 766-2	62-1700
6	(株)西田	南伊豆町青市 1781-7	62-1712
7	(株)南伊豆造園土木	南伊豆町手石 861	62-4161
8	(有)山崎建設	南伊豆町青野 310-2	62-0963
9	(有)宇田建設南伊豆営業所	南伊豆町下賀茂 204-1	62-0695
10	(株)保坂	南伊豆町湊 1098-3	62-5533
11	南洲工営(株)	南伊豆町妻良 1017	67-0152

18 広域応援関係

18-1 自衛隊災害派遣集結地

施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
		区分	名称
町営差田グラウンド	南伊豆町入間 16	大型	同グラウンド

18-2 緊急消防援助隊活動拠点

施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
		区分	名称
下田高校南伊豆分校	南伊豆町石井 89-1	大型	南伊豆中学校グラウンド
町立南伊豆認定こども園	南伊豆町上賀茂 277	大型	南伊豆中学校グラウンド
道の駅下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂 157-1	大型	南伊豆中学校グラウンド
健康福祉センター	南伊豆町加納 790	大型	南伊豆中学校グラウンド
町営差田グラウンド	南伊豆町入間 16	大型	同グラウンド

18-3 警察活動拠点

施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
		区分	名称
道の駅下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂 157-1	大型	南伊豆中学校グラウンド
町立南伊豆認定こども園	南伊豆町上賀茂 277	大型	南伊豆中学校グラウンド
町営差田グラウンド	南伊豆町入間 16	大型	同グラウンド

18-4 災害ボランティア活動拠点

施設名	所在地	最寄りのヘリポート	
		区分	名称
健康福祉センター	南伊豆町加納 790	大型	南伊豆中学校グラウンド

19 災害協定等

19-1 消防相互応援協定書

第1条 この協定は、賀茂郡東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町との消防相互応援に関して定めるものとする。

第2条 この協定は災害時に際して各市町相互間の消防力を活用して災害時における人的及び物的被害を最小限に防圧し治安維持の完璧を期するをもって目的とする。

第3条 この協定により出動する消防団の相互応援は次の方法によるものとする。

- (1) 普通応援 普通応援とは、消防団の一部を要請により出動応援するものをいう。
- (2) 特別応援 特別応援とは、大火災又は非常災害が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、前号の定めにかかわらず、要請若しくは命令により出動応援するものをいう。

第4条 応援出動隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

第5条 応援出動隊の長は現場到着及び引揚時並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第6条 応援隊の使用した燃料その他の諸費及び事故（隊員、機械、その他）を生じた場合の経費はそれぞれ応援した市町の負担とする。

第7条 この協定に定めた事項以外のものが必要があるときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

第8条 この協定は昭和36年11月1日より実施する。

19-2 東部地区災害応援協定 災害時等の相互応援に関する協定

(主旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(要請の種類)

第3条 要請の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん及び提供
- (3) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 市町が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人数
- (3) 前条第2号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 前条第3号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町は、できる限りこれに応じ、応援を要請した市町(以下「要請市町」という。)の住民等の生命の安全確保に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、要請市町が負担するものとする。

- 2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援した市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回以上、関係市町の連絡のための会を開催して、状況等の報告をするとともに、地域防災計画やその他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定、市町が別に消防組織法(昭和22年法律226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではな

い。

(実施細部)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年12月27日から適用する。

附 則

この協定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定を証するため、この協定書18通を作成し、各市町村長記名押印の上、各自その一通を所持する。

平成17年4月1日

沼津市長	齋藤 衛
熱海市長	川口市雄
三島市長	小池政臣
伊東市長	鈴木藤一郎
御殿場市長	長田開蔵
下田市長	石井直樹
裾野市長	大橋俊二
伊豆市長	大城伸彦
伊豆の国市職務代理者	梅原 克
東伊豆町長	片野 武
河津町長	櫻井泰次
南伊豆町長	岩田 篤
松崎町長	深澤 進
西伊豆町職務代理者	山本正和
函南町長	芹澤伸行
清水町長	平井弥一郎
長泉町長	柏木忠夫
小山町長	長田 央

19-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じ

たものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市
静岡県	熱海市
静岡県	三島市
静岡県	富士宮市
静岡県	伊東市
静岡県	富士市
静岡県	御殿場市
静岡県	下田市
静岡県	裾野市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	河津町
静岡県	南伊豆町
静岡県	松崎町
静岡県	函南町
静岡県	清水町

静岡県	長泉町
静岡県	小山町
静岡県	芝川町
静岡県	富士川町
神奈川県	小田原市
神奈川県	南足柄市
神奈川県	中井町
神奈川県	大井町
神奈川県	松田町
神奈川県	山北町
神奈川県	開成町
神奈川県	箱根町
神奈川県	真鶴町
神奈川県	湯河原町
山梨県	富士吉田市
山梨県	身延町
山梨県	道志村
山梨県	西桂町
山梨県	忍野村
山梨県	山中湖村
山梨県	鳴沢村
山梨県	富士河口湖町

19-4 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、とりまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

- (4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数
 - (5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間
 - (6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項
- 2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。
 - 3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
 - 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

（応援の実施）

- 第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。
- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

（自主的活動）

- 第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。
- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被災状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
 - (2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
 - (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

（訓練等の実施）

- 第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

（協定書の見直し）

- 第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

19-5 南伊豆町及び杉並区の災害時相互援助に関する協定

南伊豆町と杉並区との交流は、昭和49年に、杉並区が区立小学校に在籍する病虚弱児童を対象とした全寮施設「南伊豆養護学園」を南伊豆町湊に開設したことに端を発する。その後、昭和55年に、杉並区が「弓ヶ浜学園(現：弓ヶ浜クラブ)」を開設し、区立小学校の移動教室が行われるなど、南伊豆町と杉並区は、これまで様々な交流の実績を積み重ねてきたところである。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における自治体間の結びつきによる水平的支援の輪が、被災地への支援に大きな力となることを再認識したところである。

そこで、南伊豆町と杉並区は、これまでの交流を発展させ、災害によりいずれかの自治体が被災した場合、他方の自治体はできる限りの支援を行うこととし、災害時相互援助に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 南伊豆町及び杉並区(以下「両自治体」という。)は、地震等の災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体(以下「援助自治体」という。)に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- | | |
|-------|---------------|
| ア 食料品 | オ 応急対策用資機材 |
| イ 飲料水 | カ 医療品 |
| ウ 日用品 | キ その他生活に必要な物資 |
| エ 燃料 | |

(2) 人的援助

- | | |
|---------|---------------|
| ア 職員の派遣 | イ ボランティアのあっせん |
|---------|---------------|

(3) 被災者支援

- ア 避難住民の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるものや負担区分

が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議の上、負担について定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく連絡担当部署とし、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに相互に意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成24年9月14日

南伊豆町長

杉並区長

【立会人】

南伊豆町議会議長

杉並区議会議長

19-6 災害時相互応援協定（塩尻市）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の趣旨に基づき、この協定を締結した南伊豆町と塩尻市に係る災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できないときに、被災市町が要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町は、できるだけこれに応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援をすすんで行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協力して定めるものとする。

(適用日)

第9条 この協定は、平成7年10月14日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年10月14日

南伊豆町長 菊池 利郎
塩尻市長 三沢 光宏

19-7 災害時における相互応援に関する協定書（忍野村）

静岡県賀茂郡南伊豆町と山梨県南都留郡忍野村（以下「協定自治体」という。）は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定自治体のいずれかの町村域において、大規模な災害が発生した場合に、大規模な災害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当課に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された場合は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、原則として被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による応援に要した費用は、法令に基づき求償が行われるものや負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体の協議の上、負担について定めるものとする。

する。

(災害補償等)

第7条 第2条の規定により、派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、応援する自治体が負担する。

(応援の自主出動)

第8条 大規模な災害による通信の途絶等により被災自治体との連絡ができない場合は、要請を待たず自主的に応援活動を行う事ができるものとする。

2 前項の応援については、被災自治体から応援の要請があったものとみなす。

3 応援に要した経費の負担及び災害補償については、第6条及び前条の規定を準用する。

(連絡担当課)

第9条 協定自治体は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当課は、応援の円滑化を図るため、相互の情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに相互に意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、両町村長が押印のうえ、各1通を保管する。

平成29年2月7日

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315番の1

南伊豆町長 梅本 和熙 ㊟

山梨県南都留郡忍野村忍草1514番地

忍野村長 天野 多喜雄 ㊟

19-8 災害時相互応援協定（南相馬市）

（趣旨）

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意味は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、南相馬市及び忍野村（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第3条 前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（1）物的援助

- ア 食料品
- イ 生活必需品
- ウ 応急対策用資機材
- エ 医療品

（2）人的支援

- ア 職員の派遣
- イ ボランティアのあっせん

（3）被災者支援

- ア 避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月11日

南相馬市長

門馬 和夫 ⑩

南伊豆町長

岡部 克仁 ⑩

19-9 災害時における相互応援に関する協定書（壬生町）

壬生町（以下「甲」という。）南伊豆町（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲又は乙の区域において、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受け入れ等の応援を相互に行うことにより、甲乙両地区住民の生命の安全と、生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、被災地区側の長の判断により次に掲げる事項について、要請することができる。

- (1) 食糧品、生活物資等の救援物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受け入れのための施設の提供
- (4) その他災害対策上必要となる事項

（責務）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請があった場合は、相互信頼に基づき、当該要請に応えるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1号及び第3号に規定する事項について要請があった場合において、当該要請に応えるために要した経費については、原則として被災自治体の負担とする。ただし、応援自治体と被災自治体との協議により応援自治体が負担することとしたものについては、この限りでない。

2 前項の経費以外に要した経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（相互協力）

第5条 甲及び乙は、災害予防活動その他一般防災事務についても相互に協力するように努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため甲及び乙は、災害協定締結後速やかに書面をもって、連絡責任者を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに書面を持って相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第9条 甲及び乙は、双方の住民が観光、文化、教育等の交流を深め、両地区の友好に寄与するよう相互に協力するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和4年2月17日

甲 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号
壬生町
壬生町長 小 菅 一 弥

乙 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1
南伊豆町
南伊豆町長 岡 部 克 仁

19-10 南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書

南伊豆町災害対策本部（以下「対策本部」という。）と、〇〇自主防災会とは、次のとおり南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 地震・津波等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた地区及び住民（以下「被災地区等」という。）に対し、対策本部からの要請にこたえ、被害を受けていない自主防災会が友愛的精神に基づき被災地区等に対する応援対策を円滑に実施する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 集会所や住民所有の避難所となり得る施設等の提供
- (2) 供給可能な食糧・飲料水及び生活必需品並びに資機材等の提供
- (3) 避難者への生活管理支援のためのボランティアの斡旋
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に対策本部又は被災地区等から要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 対策本部は、次の事項を明らかにし、被災地区等を応援する自主防災会長あてに要請するものとする。

- (1) 被災者数及び避難所等の使用開始予定時刻
- (2) 応援期間
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（経費の負担）

第4条 この協定により被災地区等に対して提供された食糧・飲料水及び生活必需品については、町が経費を負担するものとする。

（訓練等の実施）

第5条 この協定の実効性を確保するため、自主防災会は南伊豆町が実施する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（効力等）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名捺印の上各自その1通を所持する。

年 月 日

南伊豆町長（災害対策本部長）

〇〇自主防災会長

(参考：第3条関係)

年 月 日

応 援 要 請 書

〇〇自主防災会長 様

南伊豆町災害対策本部
本部長（町長） 〇〇〇〇

南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書第3条により、下記のとおり応援を要請します。

記

要 請 日 時		年 月 日	時 分
要 請 担 当	所 属 名		
	職 氏 名		
	電 話 番 号		
	F A X		
被 害 の 状 況			
応 援 の 内 容		応援期間	年 月 日 ~ 月 日
そ の 他 特 記 事 項			

20 関係法令及び規約等

20-1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令抜粋）

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じ、それぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。（注 適用基準世帯数 30 世帯）
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯（注 2,500 世帯）の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯（注 適用基準世帯数の 1/2 の 15 世帯）の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯（注 12,000 世帯）の住家が滅失したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。
- (5) 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口				住家滅失世帯数
5,000	人未満			30
5,000	人以上	15,000	人未満	40
15,000	人以上	30,000	人未満	50
30,000	人以上	50,000	人未満	60
50,000	人以上	100,000	人未満	80
100,000	人以上	300,000	人未満	100
300,000	人以上			150

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口				住家滅失世帯数
1,000,000	人未満			1,000
1,000,000	人以上	2,000,000	人未満	1,500
2,000,000	人以上	3,000,000	人未満	2,000
3,000,000	人以上			2,500

(令別表第3)

市町村の区域内の人口				住家滅失世帯数
5,000	人未満			15
5,000	人以上	15,000	人未満	20
15,000	人以上	30,000	人未満	25
30,000	人以上	50,000	人未満	30
50,000	人以上	100,000	人未満	40
100,000	人以上	300,000	人未満	50
300,000	人以上			75

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口				住家滅失世帯数
1,000,000	人未満			5,000
1,000,000	人以上	2,000,000	人未満	7,000
2,000,000	人以上	3,000,000	人未満	9,000
3,000,000	人以上			12,000

住家の滅失等の認定及び単位

住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上、70%未満のもの 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上、50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	浸水がその住家の床上に達した程度のもの 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

世帯及び住家の単位

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

20-2 被害程度の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。この場合、専門技術的な視野に立って処理しなければならない面もあり、第一線機関である市町村や福祉事務所の関係職員にとって多くの困難を伴っているようであるので、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要であろう。

被害の認定基準については、次のとおりである。

- ①「**住家**」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、なお、土蔵、小屋であっても、現実に人が居住しているものは住家とみなす。
 - (1) 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画さらた建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
 - (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ基の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
 - (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住宅の一部として固定された設備を含む。
- ②「**世帯**」とは、生計を1にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
- ③「**死者**」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
- ④「**行方不明**」とは、当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者。
- ⑤「**負傷者**」とは、当該災害により負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。

「負傷者」のうち「**重傷者**」とは、1カ月以上の治療を要する見込みの者をいい、「**軽傷者**」とは、1カ月未満で治療できる見込みの者。
- ⑥「**全壊(焼)**」、「**流失**」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- ⑦「**半壊(焼)**」、とは、住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には破損部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- ⑧「**床上浸水**」とは、その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、

土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができない状態となったもの。

⑨「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

⑩「一部破損」とは、全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし窓ガラスが2～3枚割られた程度のもは除く。

被害の認定基準は、以前、消防庁、警察庁、建設省、厚生省と、各々判断基準が異なっており、行政上種々の混乱を起こしていたが、昭和43年6月、この混乱を防ぐため、これら関係省庁の基準を統一することとなったのである。参考までに次に示す。

被害程度の認定基準

被害区分	認 定 基 準
死 者	1 当該災害が原因で死亡し死体を確認した者 2 死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
行方不明	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者
重 傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
軽 傷	1ヶ月未満で治療できる見込みの負傷
焼 失 〔全壊〕 〔全焼〕 〔流失〕	1 損失部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも →被害面積方式 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも→被害価格方式 3 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
半 壊 半 焼	1 損失部分の床面積がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は、土砂・竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも (窓ガラスが2～3枚割られた程度のもは除く)
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかは問わない
非住家	住家以外の建築物をいう
棟	1 「棟」とは、1つの建築物をいう 2 母屋より延べ面積の小さい建築物(同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等)が付着している場合は同一棟とみなす 3 渡り廊下のように2つ以上の母屋に付着しているものは折半してそれぞれの母屋の附属建物とみなす
1 戸	住家として居住することに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含

	めた一群の建物単位
世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 生計を一にしている実際の生活単位をいう 2 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば 2 世帯となる 3 寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舍等を 1 世帯として取り扱う

20-3 災害救助法費用限度額

(内閣府) R5年6月現在

救助の種類	費用の限度額																																														
避難所の設置	[基本額] 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。																																														
応急仮設住宅の供与	[基本額] ○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額																																														
炊出し、その他による食品の給与	1 1人 1日当たり 1,230円以内																																														
飲料水の供給	当該地域における通常の実費																																														
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td> <td>夏</td> <td>19,200円</td> <td>24,600円</td> <td>36,500円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800円</td> <td>41,100円</td> <td>57,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100円</td> <td>13,200円</td> <td>18,800円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td> <td>夏</td> <td>43,600円</td> <td>55,200円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>66,900円</td> <td>84,300円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td> <td>夏</td> <td>15,400円</td> <td>19,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>22,300円</td> <td>28,100円</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	全壊、全焼、流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	冬	31,800円	41,100円	57,200円	半壊、半焼、床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	冬	10,100円	13,200円	18,800円	区 分		4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊、全焼、流失	夏	43,600円	55,200円	8,000円	冬	66,900円	84,300円	11,600円	半壊、半焼、床上浸水	夏	15,400円	19,400円	2,700円	冬	22,300円	28,100円	3,700円
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯																																											
全壊、全焼、流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円																																											
	冬	31,800円	41,100円	57,200円																																											
半壊、半焼、床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円																																											
	冬	10,100円	13,200円	18,800円																																											
区 分		4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																											
全壊、全焼、流失	夏	43,600円	55,200円	8,000円																																											
	冬	66,900円	84,300円	11,600円																																											
半壊、半焼、床上浸水	夏	15,400円	19,400円	2,700円																																											
	冬	22,300円	28,100円	3,700円																																											
被災した住宅の応急修理	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり																																														

	① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内
学用品の給与	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生児童 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円
埋葬	1 体当たり 大人（12 歳以上）219,100 円以内 小人（12 歳未満）175,200 円以内
死体の搜索	当該地域における通常の実費
死体の処理	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金
障害物の除去	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内

20-4 災害救助事務手順表

本表は、市町における災害救助事務の一般的な信仰手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や各市町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

事項 段階	市町村における実施事項		留意事項
	実施項目	内容	記録事項
事前 対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ避難所等、関係施設との協定締結 3 管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること

	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保(事業者・団体等) 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との救助協定
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を想定した調査班を設けて、調査責任者をおく 2 市町内各地区に情報連絡責任者及び調査立会人を確保しておく 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明・訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・調査班の編成 ・調査立会人の確保 ・災害り災者調査原票(様式1の1)等の調査用紙、報告用紙の常備
災害発生直後	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員(市町職員2人で1班)による調査の実施 災害り災者調査原票(様式1の1)の作成 ① 被害程度(人的、物的) ② 家族状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員等が応援する場合も市町が主体性を保つこと ・住家被害については建築技術関係者等による判定 ・巻尺(床上浸水等の測定)、カメラ(被災現場写真撮影用)、本部との連絡用携帯無線機(携帯電話等)等を利用 ・②、③は段階的に処理すること
	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県方面本部への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には特に速やかに方面本部へ報告	

災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する。(適用基準による) 2 救助法適用の判断をした場合は、市町用の意思を確認し、市町当局(責任者)より県方面本部(地域局)へ救助法適用要請を行う 3 必要に応じ県職員等の応援要請 	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調(様式1の2)及び災害発生報告
	救助記録日計票の作成	救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	(様式4)
	避難所の開設	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理 	概要を電話、FAXで報告 開設日時・場所・収容人数(様式7)
	り災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員(消防団等)の動員 2 機械・器具の借上げ(必要に応じ県支部へ応援要請) 3 必要に応じ自衛隊等への派遣要請(→県支部) 	り災者名・救助の実施日・方法(様式15)
	住家被害認定調査体制の構築及び調査の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等に基づき、住家被害認定調査体制を構築し、調査スケジュール等を調整する。 2 必要に応じ県職員等の応援要請 	
	炊出し、その他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧の応急調達(必要に応じ県支部への調達要請) 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊出しの協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、市町職員、応援要員分は別に処理 ・炊き出し場所・場所別給与人員(様式9)

	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法（様式10）
医療・助産	救護班の編成（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請（→県方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	・派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時（様式12）
	救護班によらない医療の実施	1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の捜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存	（様式20・様式20の2）
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先を確認	（様式19）
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	・様式（様式1の3）
	被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入（配分）計画作成→購入→給与	各世帯別の肥大状況、給与品配布状況を作成する。それらに基づき、（様式6）をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入（配分）計画作成→購入→給与	（様式18）
	障害物の除去	1 対象世帯の選定（調査原票による） 2 実施計画（人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する（被災者の申請に基づくのではない）。
	義援金受付開始	1 県と連絡をとり対応	

	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 取りあえず電話報告、後で文書報告	・災害中間報告、肥大状況調（様式1の2）、救助種別実施状況（様式6～22の2）、救助費概要額調（様式2）添付
災害救助法適用後・第三段階	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置（建設型仮設住宅）	不動産関係団体に提供可能な賃貸住宅等の情報提供依頼（県）→市町に対し、提供可能な賃貸住宅等の情報提供（県）→入居者選定（市町）	
	住宅の応急修理	1 対象世帯の選定→実施計画→大工、左官等雇上	業者委託も可（様式16）
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは救助期間内に申請（→県健康福祉センター）	電話連絡→後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定申告	文書報告	災害確定報告、被害状況調（様式1の2）、救助種別実施状況（様式6～22の2）、救助費概算額調（様式2）添付
繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	・領収書（支出票）写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。	

20-5 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 5 月 25 日条例第 17 号)

改正 昭和 50 年 10 月 8 日条例第 15 号

昭和 53 年 1 月 15 日条例第 1 号

昭和 53 年 4 月 1 日条例第 14 号

昭和 56 年 6 月 24 日条例第 17 号

昭和 57 年 10 月 2 日条例第 21 号

昭和 62 年 6 月 11 日条例第 13 号

平成 3 年 10 月 9 日条例第 26 号

令和元年 10 月 1 日条例第 16 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民

災害により被害を受けた当時、南伊豆町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (イ) 配偶者
- (ロ) 子
- (ハ) 父母
- (ニ) 孫
- (ホ) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた災害死亡者1人につき500万円を、その他の災害死亡者1人につき250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)がない場合 150万円

(イ) 家財の損害を受けた場合 250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害を受けた場合 150万円

(イ) 住居が半壊した場合 170万円

(ウ) 住居が全壊した場合(ニの場合を除く) 250万円

(エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」とし、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(規則で定める場合は、5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月8日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年1月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日より適用する。

附 則 (昭和53年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日より適用する。

附 則 (昭和56年6月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年10月2日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条・第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 6 月 11 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年 10 月 9 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 5 条及び第 10 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害に関して適用し、第 13 条第 1 項の規定については同年 5 月 26 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（令和元年 6 月 7 日条例第 5 条）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

20-6 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 49 年 5 月 25 日規則第 3 号)

改正 昭和 57 年 10 月 19 日規則第 6 号 令和元年 10 月 1 日規則第 5 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名・性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日に属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第 7 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別紙様式第 3 号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別紙様式第 4 号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（別紙様式第 5 号。以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 町長は前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める者を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 19 日規則第 6 号）

この規則は公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

別紙様式第 1 号（規則第 5 条第 2 項関係）

診断書

[別紙参照]

別紙様式第 2 号（規則第 6 条関係）

災害援護資金借入申込書

[別紙参照]

別紙様式第 3 号（規則第 8 条第 1 項関係）

災害援護資金貸付決定通知書

[別紙参照]

別紙様式第 4 号（規則第 8 条第 2 項関係）

災害援護資金貸付不承認決定通知書

[別紙参照]

別紙様式第 5 号（規則第 9 条関係）

災害援護資金借用書

[別紙参照]

別紙様式第 6 号（規則第 12 条関係）

繰上償還申出書

[別紙参照]

別紙様式第 7 号（規則第 13 条第 1 項関係）

償還金支払猶予申請書

[別紙参照]

別紙様式第 8 号（規則第 13 条第 2 項関係）

支払猶予承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 9 号（規則第 13 条第 3 項関係）

支払猶予不承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 10 号（規則第 14 条第 1 項関係）

違約金支払免除申請書

[別紙参照]

別紙様式第 11 号（規則第 14 条第 2 項関係）

違約金支払免除承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 12 号（規則第 14 条第 3 項関係）

違約金支払免除不承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 13 号（規則第 15 条第 1 項関係）

災害援護資金償還免除申請書

[別紙参照]

別紙様式第 14 号（規則第 15 条第 3 項関係）

災害援護資金償還免除承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 15 号（規則第 15 条第 4 項関係）

災害援護資金償還免除不承認通知書

[別紙参照]

別紙様式第 16 号（規則第 17 条関係）

氏名等変更届

[別紙参照]

20-7 地震防災応急計画作成義務施設等

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号)

政令第4条の号数	施設又は事業の種類	届出先
一	<p>不特定多数人(30~50人)が出入りする防火対象物</p> <p>(一) イ. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p> ロ. 公会堂又は集会場</p> <p>(二) イ. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p> ロ. 遊技場又はダンスホール</p> <p>(三) イ. 待合、料理店その他これらに類するもの</p> <p> ロ. 飲食店</p> <p> ハ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p> ニ. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p> <p>(四) 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場</p> <p>(五) イ. 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの</p> <p>(六) イ. 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除</p>	<p>消防長</p> <p>(消防本部を置かない町村では町 村長)</p>

	<p>く。)</p> <p>(i) 診療科名中に特定医療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2) (i)において同じ。) を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二講第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれかにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(ii) 四人以上の患者を入院させる施設を有すること。</p> <p>(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p> <p>(八) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(九) イ. 公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの ロ. イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</p> <p>(十) 車両の停車場≒又は船舶若しくは航空機の発着場</p> <p>(十一) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(十二) イ. 工場又は作業場 ロ. 映画スタジオ又はテレビスタジオ</p> <p>(十三) イ. 自動車車庫≒又は駐車場 ロ. 映画スタジオ又はテレビスタジオ</p> <p>(十五) 前各項に該当しない事業場</p> <p>(十六の二) 地下街</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>(十六の三) 建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下街に面して設けられたものと街頭地下道を合わせたもの((一)(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)</p> <p>(十七) 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要美術品として認定された建造物</p> <p>(十八) 延長五十メートル以上のアーケード</p> <p>(十九) 市町村長の指定する山林</p> <p>(二十) 総務省令で定める舟車</p>	
二	<p>前段(六)項ロ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が在するものに限る。)で、当該防砂対象物に出入りし、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人数」という。)が十人以上のもの</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条第一項に規定する複合用途防火対象者のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十一)項まで、(十三)項イ又は(十五)項に掲げる防火対象物(不特定かつ多数の物が出入りするものに限る。)の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員(同令第一条の二第三項第一号イに綺麗する収容</p>	<p>消防長 (消防本部を置かない町村では町村長)</p>
三	危険物の規制に関する政令(昭和三十四年	消防長

	政令第三百六号)第三十七条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所	(消防本部を置かない町村にあっては知事)
四	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第三条の許可に係る製造所	県知事
五	高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の許可に係る事業所(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。)	県知事
六	毒物及び劇物(取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。))を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設(当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては二十トン以上、劇物にあっては二百トン以上のものに限る。)	県知事
十一	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項の旅客不定期航路事業	海運局長
十二	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)	陸運局長
十三	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設	50人以上消防長(市町村長) 50人未満県知事 ただし、幼、特殊については30人以上消防長、30人未満知事

十四	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	<p>身体障害者更正援護施設のうち収容施設 児童福祉施設（母子寮、児童厚生施設を除く） 救護施設、更生施設 精神薄弱者援護施設 老人福祉施設、老人保健施設 有料老人ホーム 30人以上消防長（町村長） 30人未満県知事</p>
十六	港湾法第二条第五項第八号の貯木場	県知事
十七	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道	県知事
十九	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業	通商産業大臣
二十	水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条六項に規定する専用水道	県知事

二十一	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業	通商産業大臣
二十三	前各号に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）以外の工場等で、当該工場等に勤務する者の数が1,000人以上のもの	消防長（町村長）

20-8 防災訓練災害補償制度の概要

目的

町が主催又は指導する防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により傷害を受けた場合における災害補償について、財団法人日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済」に加入することにより、自主防災組織の育成強化を図ることを目的とする。

1 対象となる訓練

町が主催する防災訓練に参加した自主防災組織及び自主防災組織が自主的に行う防災訓練で、町に計画等の届出のあったもの

2 補償の内容

区 分	限 度 額
損害賠償死亡一時金	5,000 万円を限度
損害賠償傷害一時金	※1 を参照
災害補償死亡一時金	700 万円
災害補償後遺傷害一時金	※2 を参照
入院療養補償…入院日数(90 日を限度)一日につき	3,500 円を限度
通院療養補償…通院日数(事故発生から 90 日以内)一日につき	2,500 円を限度
休業補償…休業日数(90 日を限度)一日につき	3,000 円を限度

別表

等級	てん補金額 ※1	てん補金額 ※2
1・2	5,000 万円を限度	700 万円を限度
3・4	4,000 万円を限度	550 万円を限度
5・6	3,000 万円を限度	400 万円を限度
7・8	2,000 万円を限度	300 万円を限度
9・10	1,500 万円を限度	200 万円を限度
11・12	1,000 万円を限度	130 万円を限度
13・14	500 万円を限度	70 万円を限度

3 掛金

町が全額負担する。

20-9 南伊豆町災害見舞金支給要綱

(平成 10 年 7 月 9 日要綱第 8 号)

改正 平成 24 年 7 月 6 日要綱第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が支給する災害見舞金（以下「見舞金」という。）について必要な事項を定める。

(災害の種類及び支給額)

第 2 条 見舞金は、町内に発生した火災、風水害、震災及び非常災害による罹災世帯又はその遺族等で葬祭を行う者（以下「遺族等」という。）に対し、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる限度額以内で支給する。ただし、災害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたときは支給額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 1 世帯 100,000 円以内
- (2) 住家の半焼又は半壊 1 世帯 50,000 円以内
- (3) 住家の一部破損又は床上浸水 1 世帯 30,000 円以内
- (4) 死亡（当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者を含む。） 1 人 100,000 円以内
- (5) 負傷（1 ヶ月以上の入院を要する見込みの負傷） 1 人 50,000 円以内

2 前項第 1 号から第 3 号の規定に該当する場合は、現実にその建物を直接居住の用に供しているものに限るものとし、当該世帯に支給する。

3 前項に規定する世帯が借家、借間又は同居等で、被害を受けた住家が自己の所有でない場合は、第 1 項第 1 号に該当するときは、50,000 円以内、第 2 号又は第 3 号に該当するときは、それぞれ 20,000 円以内とする。

4 南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年南伊豆町条例第 17 号）が適用される災害の場合は、第 1 項第 4 号の規定に該当する者は、これを除く。

(被害等の認定)

第 3 条 町長は、被害の程度を判定し、支給額を決定する。

2 町長は、非住家又は宅地の著しい被害についても必要と認めるときは、前項の規定を準用することができる。

(支給要件)

第 4 条 見舞金の支給を受けることのできる者は、災害発生時に本町の住民基本台帳に登録されていた者又は遺族等でなければならない。

(支給の制限)

第 5 条 見舞金は、当該被災者の故意若しくは重大な過失により災害が生じたとき又は特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めるときは、支給しない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

附 則（平成24年7月6日要綱第27号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

20-10 ○○区自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、○○防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、○○に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導応急対策に関すること。
- (4) 避難所における運営に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、○○区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 人
- (2) 副会長 人
- (3) 防災委員 若干人
- (4) 幹事 人
- (5) 監査役 人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、一年とする。ただし、再選することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、警戒宣言発令時及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故のあるときはその職務を行う。

3 防災委員は、会務の運営にあたる。

4 幹事は、会長を補助し、会務の運営にあたる。

5 監査役は、次の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、とくに必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会がとくに必要と認めた事。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 警戒宣言時及び地震等の発生時における情報の収集伝達の、出火防止、初期消火、救出、救護及び避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

- 第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

20-11 南伊豆町地震・津波対策アクションプログラム 2014

1 南伊豆町地震・津波対策アクションプログラム2014策定の背景

本町では、昭和51年の東海地震説の発表以来、同報無線の整備、公共施設の耐震化、物資及び資機材の備蓄など様々な防災対策を推進してきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な津波により、未曾有の被害がもたらされました。

この教訓を踏まえ、平成25年6月と11月に「静岡県第4次地震被害想定」が発表され、南海トラフ巨大地震による津波被害が予想されるため、「南伊豆町 地震・津波対策アクションプログラム2014」を策定することとなりました。

多くの沿岸地域を有している本町においては、東北地方太平洋沖地震クラスの津波に対し、ハードとソフトの両面からの防災対策に取り組むことが求められ、また、行政のみならず、町民、地域、事業所及び各種団体との「協働」の視点も加えられています。

このアクションプログラムは、計画期間が令和4年度までとなっていますが、令和5年度以降も継続して事業を実施していくことで、災害に強いまちづくりを進めます。

(1) 静岡県第4次地震被害想定

国は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震が、従来の想定をはるかに超える巨大な地震であり、その後、大津波で甚大な被害となったことを踏まえ、今後の地震・津波の想定に当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきであるとの考え方の下、南海トラフで発生する巨大地震に関する検討を行い、平成24年8月内閣府は「南海トラフ巨大地震の被害想定」として、震度や津波の自然現象や人的・物的被害を公表しました。

この発表を基に、静岡県では今後の地震・津波対策の基礎資料とする「静岡県第4次地震被害想定」の第1次報告として平成25年6月に、震度分布や津波浸水域、人的・物的被害状況を、平成25年6月に第2次報告としてライフライン等の被害状況を11月に発表しました。今後、町丁目ごとの詳細な状況を発表することとなっています。

(2) 想定する地震

東海・東南海・南海の三連動及び単独で発生する地震と南海トラフで発生する巨大地震について、二つのレベルの地震・津波を想定しています。

区分	内容	想定地震
レベル1の地震・津波	発生頻度が約100年～150年と比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	東海・東南海・南海の三連動及び単独で発生する地震
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	南海トラフで発生する巨大地震

(3) 南伊豆町における地震被害想定

南伊豆町内の地震被害想定は、地震の揺れによる被害は少なく、津波によって甚大な被害がもたらされる想定となっています。

(死者数が最大となるケース：冬・深夜・早期避難率低)

項 目		第4次被害想定			
		レベル1		レベル2	
震度分布	震度7	0.0 k m ²	0.0 %	0.0 k m ²	0.0 %
	震度6強	0.0 k m ²	0.0 %	0.2 k m ²	0.2 %
	震度6弱	7.8 k m ²	6.6 %	33.7 k m ²	29.2 %
	震度5強	107.7 k m ²	92.8 %	81.8 k m ²	70.6 %
	震度5弱	0.4 k m ²	0.6 %	0.0 k m ²	0.0 %
津波高	最 大	7 m		26 m	
	平 均	5 m		15 m	
建物被害 (全壊棟数)	揺れ	10 棟	0.2 %	20 棟	0.3 %
	液状化	20 棟	0.3 %	20 棟	0.3 %
	人口造成地	0 棟	0.0 %	0 棟	0.0 %
	津波	70 棟	1.2 %	1,500 棟	23.1 %
	山崖崩れ	20 棟	0.3 %	30 棟	0.3 %
	火災	0 棟	0.0 %	0 棟	0 %
	合計	120 棟	1.8 %	1,570 棟	24.0 %
人的被害 (死亡者数)	建物倒壊	0 人	0.0 %	0 人	0.0 %
	津波	100 人	1.1 %	2,700 人	28.4 %
	山崖崩れ	0 人	0 %	10 人	0.1 %
	火災	0 人	0 %	0 人	0.0 %
	合計	100 人	1.1 %	2,710 人	28.5 %
上水道 (断水率)	直後	100 %		100 %	
	1日後	97 %		98 %	
	7日後	56 %		62 %	
	1ヶ月後	0 %		0 %	
下水道 (下水処理機能 支障率)	直後	2 %		100 %	
	1日後	2 %		100 %	
	7日後	2 %		87 %	
	1ヶ月後	0 %		14 %	
電力 (停電率)	直後	89 %		91 %	
	1日後	78 %		82 %	
	7日後	1 %		21 %	
	1ヶ月後	1 %		21 %	
通信 固定電話 【携帯電話】 (不通回線率)	直後	89 %		93 %	
	1日後	78 %		86 %	
	7日後	2 %		39 %	
	1ヶ月後	2 %		39 %	

2 南伊豆町地震・津波アクションプログラム2014の概要

(1) 基本理念

「静岡県第4次被害想定」を踏まえ、町民の生命を守ることを重視し、各種団体が協働して、ハードとソフトの両面から、各アクションを可能な限り組み合わせて、防災体制の充実・強化を図ります。

想定される最大の「南海トラフ巨大地震」の被害をできる限り軽減する「減災」を実現し、町民誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。

(2) 目標

各アクションを有効に組み合わせることで、減災を積極的に推進していきます。

長期に渡って実施が必要なアクションは、令和5年度以降も継続的に推進します。

- ① 犠牲者ゼロを目指す。
- ② 災害時の医療救護体制の確立を目指す。
- ③ 安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3) 方針

アクション プログラム 2014	① 犠牲者ゼロを目指す。	
	建物倒壊	住宅の耐震化・家具の固定等のハード対策と要援護者避難計画や防災訓練及び防災教育等のソフト事業を併せて推進する。
	津波	河川・海岸の堤防整備等のハード対策と津波避難計画、防災訓練等のソフト対策を併せて推進する。
平成26年度 から 令和4年度	崖崩れ	急傾斜地崩壊防止施設整備等のハード対策と土砂災害避難計画、防災訓練等のソフト対策を併せて推進する。
	② 災害時の医療救護体制の確立を目指す。	
	迅速な医療救護によって、傷病者を救える体制を整備する。 救護所の見直し、医療救護計画の策定、災害時における医薬品の確保	
令和5年度以降	③ 安心して暮らせる地域づくりを推進する。	
	町民が地震・津波に対して、安心して暮らせる環境を整備する。 三坂地域防災センターの整備、河川・海岸の津波対策施設の整備 情報伝達の強化	
アクションプログラム2014で完了できない事業について、引き続き整備を進める。		

(1) 計画期間

平成26年度から令和4年度までの9年間とします。

ただし、目標を達成し、これを維持していくものは、最終年度に（維持）を付記していません。

※静岡県のアクションプログラムでは、計画期間が平成25年度から令和4年度までの10年間となっています。南伊豆町のアクションプログラムも、今後の見直しや進捗管理の整合性を図るため、最終年度を合わせています。

(2) アクションと個別目標

① アクション 減災を達成するため、84のアクションを盛り込みました。

② 目標指標 アクションごとに具体的な取組み及び達成すべき数値目標、達成時期を定めました。

(3) アクション実施の考え方

① 減災対策を推進して「犠牲者ゼロ」を目指し、「安心して暮らせる地域を創る」ため、町は各アクションを積極的に取り組みます。

② 「自助」、「共助」、「公助」の観点から、町民、事業所等が実施主体となるアクションも盛り込みました。

③ 建築物等の耐震化や津波からの早期避難など、町民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」が重要であることから、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策を推進します。

④ 自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して対策を進める「共助」の取り組みを推進します。

⑤ 町は、様々なハード・ソフト事業を組み合わせた防災・減災対策を「公助」として推進するとともに、地域や家庭の「自助」、「共助」も積極的に支援します。

(4) 今後の取組み

① 各アクションは定期的にローリングを実施して、実施効果や達成状況の検証を行い、その結果を踏まえて必要に応じ、アクション項目や対策の手法、目標等の見直しを行います。

② この「地震・津波対策アクションプログラム2014」は、社会情勢や国・県が提供する最新の科学的知見等を鑑み、常に見直しを図ります。

4 施策体系

I 地震・津波から命を守る〈60〉

- 1 建築物等の耐震化を進めます〈11〉
 - (1) 住宅等の耐震化〈4〉
 - (2) 公共建築物等の耐震化〈5〉
 - (3) 公共構造物等の耐震化〈2〉
- 2 命を守るための施設等を整備します〈18〉
 - (1) 津波を防ぐ施設の整備〈2〉
 - (2) 津波から逃げる環境の整備〈10〉
 - (3) 津波に備える体制の整備〈1〉
 - (4) 避難地・避難路の確保〈3〉
 - (5) 土砂災害防止施設等の整備〈1〉
 - (6) 緊急輸送路等の整備〈1〉
- 3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します〈13〉
 - (1) 防災拠点等の強化〈3〉
 - (2) 情報収集・連絡体制の強化〈2〉
 - (3) 消防力の充実・強化〈6〉
 - (4) 広域支援の受け入れ体制の強化〈2〉
- 4 医療救護体制を強化します〈7〉
 - (1) 災害時の医療救護体制の充実・強化〈7〉
- 5 災害時の情報伝達体制を強化します〈5〉
 - (1) 迅速・的確な情報伝達〈5〉
- 6 地域の防災力を強化します〈8〉
 - (1) 自主防災組織の活性化〈1〉
 - (2) 町民等の防災意識の高揚、防災教育の充実〈1〉
 - (3) 防災訓練の充実・強化〈2〉
 - (4) 災害時要援護者の避難体制の整備〈1〉
 - (5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化〈3〉

II 避難後の町民生活を守る〈15〉

- 7 避難生活の支援体制を充実します〈10〉
 - (1) 避難所運営体制の整備〈5〉
 - (2) 被災者の健康支援体制の整備〈2〉
 - (3) 災害時要援護者の支援体制の整備〈2〉
 - (4) 地域やボランティアとの連携強化〈1〉
- 8 緊急物資等を確保します〈5〉
 - (1) 緊急物資の備蓄促進〈5〉

III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる〈7〉

- 9 災害廃棄物などの処理体制を確保します〈1〉
 - (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保〈1〉
- 10 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます〈6〉
 - (1) 被災者の迅速な生活再建の支援〈2〉
 - (2) 地域の迅速な復旧、復興の推進〈2〉
 - (3) 遺体への適切な対応〈2〉

5 地震・津波対策アクションプログラム2014 個別アクション一覧

I 地震・津波から命を守る

1 建築物等の耐震化を進めます

(1) 住宅等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
1	住宅の耐震化の促進	住宅(3795戸)の耐震化率(参照:南伊豆町耐震改修促進計画)	95%	50%	62.6%	76.4%	R4年度末	地域整備課
2	家庭内の地震対策の促進	耐震性の無い住宅に住んでいるが、耐震化できない世帯に、耐震シェルター20基分を補助する	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
3	家庭内の地震対策の促進	耐震性の無い住宅に住んでいるが、耐震化できない世帯に、防災ベッド20基分を補助する	100&	—	—	100%	H30年度末	総務課
4	家庭内の地震対策の促進	家具類を固定(家庭内の一部を含む)している町民の割合	70%	59%	—	—	R4年度末	総務課

(2) 公共建築物等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
5	町有公共建築物の耐震性能の表示	町有公共建築物の耐震性能の表示の実施率	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
6	町有観光施設の耐震性能の表示	町営温泉施設、観光交流館の耐震性能の表示の実施率	100%	—	—	100%	H30年度末	商工観光課
7	小学校の屋内運動場の照明設備等の耐震点検	小学校の屋内運動場の照明設備等の耐震点検の実施率(3施設)	100%	—	100%	100%	H26年度末	教育委員会
8	避難所の安全性確保	指定避難所・救護所における非構造部材の耐震化率(整備済み施設数÷7施設)	100%	—	0%	50%	H30年度末	教育委員会
9	避難所のガラス飛散防止措置の実施	避難施設のガラス飛散防止措置の実施率(対象施設:南上小、南中小、東中、南伊豆中の4施設)	100%	42%	42%	87%	H30年度末	教育委員会

(3) 公共構造物等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
10	町管理橋梁の耐震対策	重要路線等にある橋梁(13橋)の耐震化率	31%	—	7.6%	53.8%	R4年度末	地域整備課
11	上水道施設の耐震化	石井浄水場基幹施設の耐震化(計画期間内に実施設計を完了)	100%	—	—	—	R4年度末	生活環境課

2 命を守るための施設等を整備します

(1) 津波を防ぐ施設の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
12	レベル1津波に対する津波対策施設(海岸)の整備	レベル1津波に対する防御方針のとりまとめ(13地区)	100%	—	—	100%	H30年度末	地域整備課
13	海岸堤防の耐震化	耐震化が必要な海岸堤防の整備率	100%	—	—	—	—	地域整備課

(2) 津波から逃げる環境の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
14	津波避難体制の確立	津波避難計画の策定	100%	—	40%	100%	H28年度末	総務課
15	津波避難体制の確立	津波避難対策計画の策定	100%	—	—	100%	H29年度末	総務課
16	津波避難マップの全戸配布	津波避難計画に基づいた津波避難マップの配布率(配布済地区÷沿岸13地区)	100%	—	0%	100%	H28年度末	総務課
17	津波避難施設の整備	津波避難困難区域における津波避難タワー2基の整備	100%	—	80%	100%	H30年度	総務課
18	災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	100%	—	80%	100%	R4年度末(維持)	総務課
19	津波避難訓練の充実・強化(町)	津波避難訓練の実施率	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	総務課
20	津波避難訓練の充実・強化(自主防災組織)	津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	総務課
21	津波避難誘導看板の設置	避難誘導看板の整備率(13地区)	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
22	公立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	南伊豆東中、南伊豆東小の津波避難行動マニュアルの見直し率	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	教育委員会
23	公立学校(園)の津波防災に係る研修会の実施	南崎保育所、南伊豆東小に対する津波防災に係る研修会の開催率(2会場、各2回)	100%	—	100%	100%	R4年度末	教育委員会

(3) 津波に備える体制の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
24	港湾・漁港の津波避難困難エリアの解消(津波避難施設の整備)	港湾・漁港内で津波から安全に避難することが困難なエリアの解消率(湊、落居の2地区)	100%	—	100%	100%	H27年度末	総務課

(4) 避難地・避難路の確保

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
25	道の駅の防災拠点化	道の駅「下賀茂温泉湯の花」の観光客一時避難所としての整備 (防災倉庫2基、防災資機材1式)	100%	—	100%	100%	H26年度末	商工観光課
26	急傾斜地崩壊防止施設の背後斜面への避難路整備	急傾斜地崩壊防止施設背後の避難路整備(中木里急傾斜)	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
27	津波の一時避難場所までの避難路整備	沿岸地域における一時避難場所までの簡易避難路の整備(拡幅、階段設置、手摺設置)8箇所	100%	—	—	80%	R4年度末	総務課

(5) 土砂災害防止施設等の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
28	急傾斜地崩壊防止施設の整備	青市前根原急傾斜防止施設の整備	100%	—	100%	100%	H26年度末	地域整備課

(6) 緊急輸送路等の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
29	避難路沿いのブロック塀の耐震化の促進	避難路沿いの危険なブロック塀(31箇所)の改修実施率	90%	49%	49%	60%	R4年度末	地域整備課

3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します

(1) 防災拠点等の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
30	防災拠点の整備	旧差田保育所跡地における三坂地区防災センターの整備	100%	—	—	100%	H28年度末	総務課
31	避難所における物資供給体制の確保	食糧の生活必需品等が配備済みの避難所の割合	67%	50%	50%	67%	H29年度末	総務課
32	非常用電源設備の拡充・嵩上げ	南伊豆町役場庁舎の非常用電源設備の嵩上げを実施	100%	—	—	0%	R2年度末	総務課

(2) 情報収集・連絡体制の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
33	消防救急無線の高度化	消防本部のデジタル無線化	100%	—	100%	100%	H26年度末	消防本部
34	災害時における情報連絡体制の強化(災害対策本部)	災害対策本部に大型液晶ディスプレイ等を整備	100%	—	—	100%	H28年度末	総務課

(3) 消防力の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
35	地域の消防力の確保	可搬ポンプ付積載車の更新率 (市之瀬、妻良、毛倉野、吉祥の4台)	100%	—	75%	100%	H29年度末	総務課
36	地域の消防力の確保	消防団員の確保(310人)	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	総務課
37	地域の消防力の確保	救命救急用資機材(ゴーグル、防塵マスク)の配備率	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
38	地域の消防力の確保	消防団装備の拡充強化 (デジタル簡易無線機55台の配備率)	100%	—	83%	100%	H29年度末	総務課
39	消防資機材の更新事業	町内の消火栓 BOX への消防ホース充足率の維持(消防ホース更新済消火栓 BOX 数÷全消火栓 BOX 数)	100%	80%	85%	100%	R4年度末	総務課
40	災害対策車両の整備	災害対策車両の整備率(1台)	100%	—	—	0%	H34年度	総務課

(4) 広域支援の受入れ体制の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
41	広域受援体制の強化	県第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の策定	100%	—	—	100%	H30年度末	総務課
42	孤立地域対策の促進(ヘリポートの指定)	一町田地内における臨時ヘリポートの整備	100%	—	—	100%	H28年度末	総務課

4 医療救護体制を強化します

(1) 災害時の医療救護体制の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
43	医療救護計画の整備	医療・消防・行政等の関係者による災害時の医療救護に関する共通認識と医療救護計画の策定	100%	—	—	100%	H28年度末	健康増進課
44	救護所運営マニュアルの整備	救護所運営マニュアルの策定	100%	—	—	100%	H28年度末	総務課 健康増進課
45	救護所の見直し	共立湊病院閉院を考慮し、救護所の選定を再検討(南伊豆中学校に一本化)	100%	—	100%	100%	H27年度末	総務課 健康増進課
46	災害時対応研修の実施(職員・医療従事者)	災害時の救護所運営及び医療活動に関する研修会の実施率	100%	—	—	100%	H30年度末	健康増進課

47	救護所における医療救護活動に必要な医療資機材の配備	救護所への救護所への配備率	100%	100%	100%	100%	R4 年度末 (維持)	総務課 健康増進課
48	災害時における医薬品の確保	薬局との協定による災害時医薬品の確保率	100%	—	100%	100%	H27 年度末	総務課 健康増進課
49	災害時救護所立上げ体制の整備	年 1 回の救護所開設運営マニュアルに基づいた救護所立上げ訓練の実施。	100%	—	—	100%	H29 年度末	健康増進課

5 災害時の情報伝達体制を強化します

(1) 迅速・的確な情報伝達

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24 年度末実績	H27 年度末実績	H30 年度末実績	達成予定時期	担当課
50	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線)	同報無線のデジタル化の実施率	100%	—	30%	60%	R4 年度末	総務課
51	移動系防災無線設備の不感地域(南崎認定こども園、落居地区)の解消	移動系防災行政無線設置必要箇所における通信可能率(通信可能箇所÷必要箇所(34+8))	100%	—	95%	100%	H28 年度末	総務課
52	同報無線屋外子局の整備	改修が必要な屋外子局の整備率(改修済子局÷改修が必要な子局 9 基)	100%	—	0%	100%	H30 年度末	総務課
53	災害時情報伝達の強化・促進(町民メール配信サービス)	Jアラート情報と町民メール配信サービスとの連携を実施	100%	—	30%	100%	R4 年度末	総務課
54	災害時情報伝達の強化・促進(町民メール配信サービス)	町民メール配信サービスの登録率向上(目標:4,500人)	50%	—	30%	100%	R4 年度末	総務課

6 地域の防災力を強化します

(1) 自主防災組織の活性化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24 年度末実績	H27 年度末実績	H30 年度末実績	達成予定時期	担当課
55	自主防災組織の資機材整備の促進(自主防災事業補助金)	自主防災組織の資機材充足率(34組織)	100%	50%	65%	80%	R4 年度末	総務課

(2) 県民等の防災意識の高揚、防災教育の充実

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24 年度末実績	H27 年度末実績	H30 年度末実績	達成予定時期	担当課
56	防災活動における公立学校と地域の連携(防災訓練等)	公立学校(5校)と地域が連携した防災活動(防災訓練等)の実施率	100%	100%	100%	100%	R4 年度末 (維持)	教育委員会

(3) 防災訓練の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24 年度末実績	H27 年度末実績	H30 年度末実績	達成予定時期	担当課
57	地域防災訓練の充実・強化(自主防災組織)	自主防災組織における地域防災訓練(イメージ10、HUG)の実施率	100%	60%	65%	80%	R4 年度末	総務課

58	地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）	中・高校生の地域防災訓練への参加率	100%	70%	100%	100%	H34年度末	総務課
----	---------------------	-------------------	------	-----	------	------	--------	-----

（４）避難行動要援護者の避難体制の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
59	避難行動要援護者の避難訓練の充実・促進	避難行動要援護者を対象とした防災訓練の実施率	100%	—	100%	100%	R4年度末	福祉介護課 総務課

（５）ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
60	水道の石綿管布設替え事業の促進	残存する石綿管の布設替え（耐震化）率	100%	—	98%	100%	H30年度末	生活環境課
61	水道の主要施設（配水地）の耐震化	上水道配水地の耐震化	100%	—	—	—	R4年度末	生活環境課
62	町内ガソリンスタンドにおける停電時燃料供給体制の確立	町内ガソリンスタンドにおける停電時燃料供給体制の整備率	16%	0%	100%	100%	H27年度末	総務課

II 被災後の県民生活を守る

7 避難生活の支援体制を充実します

（１）避難所運営体制の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
63	応急危険度判定の実施体制の強化	応急危険度判定士の確保率（5名）	100%	100%	100%	100%	R4年度末（維持）	地域整備課
64	避難所運営支援体制の充実・強化	避難所開設・運営マニュアルの策定（町内6施設）	100%	—	16%	100%	H29年度末	総務課 健康増進課
65	避難所等の機能充実	避難所への停電時電源切替装置と資機材の整備率（町内7施設）	100%	—	10%	100%	H27年度末	総務課
66	避難所へのマンホールトイレの整備	指定避難所1箇所（南伊豆東中学校）へのマンホールトイレの整備率	100%	—	—	0%	R3年度末	総務課 教育委員会
67	非常用給水タンクの更新	指定避難所・救護所等の非常用給水タンクの更新率	100%	—	—	0%	R2年度末	総務課

（２）被災者の健康支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
68	災害時の健康支援の促進（マニュアル整備）	災害時健康支援マニュアルの策定率	100%	—	—	100%	H29年度末	健康増進課
69	被災者のメンタルヘルスケアの促進	地域防災計画に心のケア対策を記載	100%	—	—	100%	H28年度末	総務課 健康増進課

(3) 災害時要援護者の支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
70	災害時要援護者のための福祉避難所の設置	福祉避難所の協定維持	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	福祉介護課
71	福祉避難所設置の促進	「福祉避難所運営マニュアル」の策定	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	福祉介護課

(4) 地域やボランティアとの連携強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
72	災害ボランティア本部運営マニュアルの充実	災害ボランティア本部運営マニュアルの整備率	100%	100%	100%	100%	R4年度末(維持)	総務課 福祉介護課

8 緊急物資等を確保します

(1) 緊急物資の備蓄促進

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
73	町民の緊急物資備蓄の促進(食料)	7日以上の食糧を備蓄している町民の割合	100%	—	20%	50%	R4年度末	総務課
74	町民の緊急物資備蓄の促進(水)	7日以上の水を備蓄している町民の割合	100%	—	20%	50%	R4年度末	総務課
75	指定避難所における備蓄食料や防災資機材を確保するための防災倉庫の整備	指定避難所の防災倉庫配備率(配備済数÷計画配備数)	100%	23%	47%	90%	H30年度末	総務課
76	緊急物資備蓄の促進(非常食を持ち出せなかった避難者の食料)	備蓄食糧(9万食)の配備率(配備済数÷配備備蓄数(9万食))	100%	2011%	47%	100%	R4年度末(維持)	総務課
77	災害対応に必要な防災資機材の整備	防災資機材の配備率(配備済数÷計画配備数)	100%	20%	50%	80%	R4年度末	総務課

Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

9 災害廃棄物などの処理体制を確保します

(1) 災害廃棄物などの処理体制の確保

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
78	災害廃棄物の処理体制の整備	震災廃棄物処理計画の策定	100%	—	—	100%	H28年度末	生活環境課

10 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます

(1) 被災者の迅速な生活再建の支援

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
79	被災者の応急仮設住宅用地の確保	応急仮設住宅用地の確保（第4次被害想定2次報告で算出される必要戸数）	100%	—	—	100%	H30年度末	地域整備課
80	被災者生活再建支援システムの導入	被災者再建支援システムの準備率	100%	—	—	0%	R2年度末	福祉介護課

(2) 地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
81	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	津波浸水域内の公共用地境界調査実施率（340ha）	0.1%	—	—	0.005%	R4年度末	地域整備課
82	家庭内の感震ブレイカー設置の推進	住宅への感震ブレイカーの設置率	100%	—	—	25%	R4年度末	総務課

(3) 遺体への適切な対応

No.	アクション名	目標指標	数値目標	H24年度末実績	H27年度末実績	H30年度末実績	達成予定時期	担当課
83	遺体措置計画の策定	遺体処理計画及び遺体処理マニュアルの策定	100%	100%	100%	100%	R4年度末（維持）	健康増進課 町民課
84	広域火葬運用体制の確立	広域火葬計画・マニュアルの策定	100%	—	—	—	R1年度末	町民課

20-12 南伊豆町避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害・高潮災害・津波災害）

令和3年8月

この基準は、現在、災害の発生が想定される状況において、実際に運用している事項をまとめたものであり、今後詳細な基準を定めるための体制を整備されるまでの暫定版である。

なお、この基準は、関係住民からの意見や、避難等の実情に合わせ、適宜、必要に応じて見直し、変更していきます。

【共通】

本マニュアルは、土砂災害、水害、高潮、津波災害を対象とする。

1 避難情報の発令区分

避難情報の発令区分は、以下のとおりとする。

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」より抜粋

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難する。 ※¹ ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は危険な場所から全員避難する。 ※¹
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫している状況 ・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 ・具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」 ※² である。

※¹ 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」 ※³ を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」

※⁴することも可能である。

※² 緊急安全確保：災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

※³ 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

※⁴ 屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。

○ 避難情報発令の時期への配慮

- ・ 住民が避難するためには、避難情報を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達方法の整備状況や避難所等の位置から避難に必要な時間の確保に努める。
- ・ 基本的に夜間であっても躊躇することなく、避難情報等は発令する。

○ 避難情報の解除

気象状況及び現地状況等、二次災害等の恐れが無いことを十分確認したうえで、避難情報を解除する。

2 町の体制

地域防災計画及び水防計画に基づく体制とする。

	種別	配備基準	配備内容	配備課等
災害対策本部が設置されていないとき	第1次事前 配備体制	・大雨、洪水注意報のいずれかが南伊豆町に発表され、危険な状態が予想されるとき ・その他、状況により町長が指令したとき	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課防災室
		・津波注意報が県下に発表されたとき	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
	第2次事前 配備体制	・大雨、洪水、高潮、暴風警報のいずれかが南伊豆町に発表されたとき ・その他、状況により町長が指令したとき	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 地域整備課 その他関係課
		・上記に追加して土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難所を開設できる体制	
		・津波警報が県下に発表されたとき ・震度4の地震を観測したとき ・その他、状況により町長が指令したとき	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 地域整備課 商工観光課 震度4の地震の場合、班長以上
	突発的災害 応急体制	・多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難だと思われる事故が発生したとき * 航空機の墜落、船舶の海難又はガス爆発などの事故	情報収集及び連絡活動を主とし、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	総務課防災室 その他関係課
	非常体制	・震度5弱以上の地震を観測したとき ・南伊豆町全般にわたり大規模な災害が発生したとき ・その他、状況により町長（本部長）が指令したとき	全職員により災害対応する体制	全職員

3 情報の収集

住民、自主防災会、消防団等からの通報、及び国、県等が発信する情報の収集に努めるものとする。

なお、情報の取扱については以下の事項に留意するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報や気象注警報等の重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方気象台等に、降雨状況の見通しや他市町での被害状況等、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (2) 賀茂地域局危機管理課、警察等の防災関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、県の総合防災情報システム（FUJISAN システム）を活用するとともに、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (3) 自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

【参考】

避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりである。

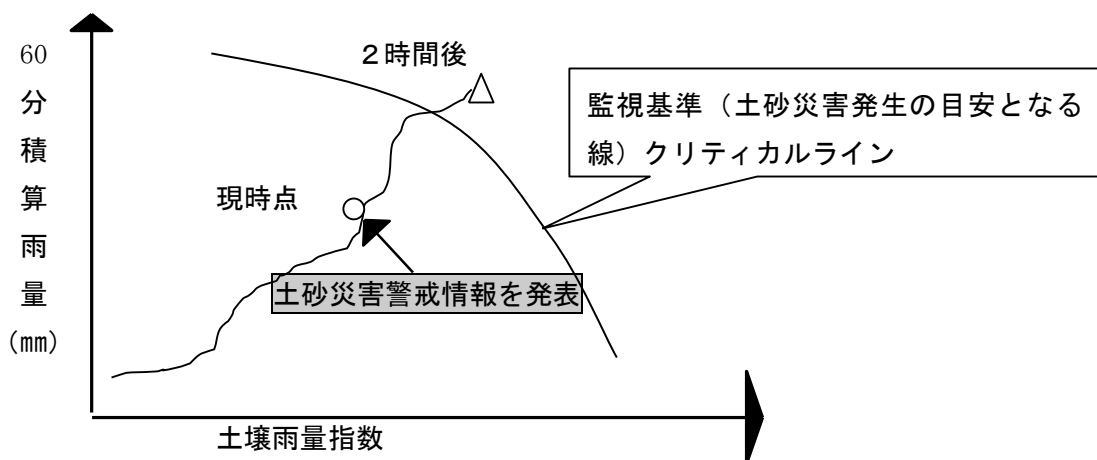
(ア) 土砂災害警戒情報は、解析雨量（60分間積算雨量）※1と土壌雨量指数※2の2つの指標を組み合わせて設定された監視基準（クリティカルライン）を基に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ5km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

※1 解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、1km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にかからない局所的な強雨が把握できる。

※2 土壌雨量指数とは、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図



4 避難情報の伝達

住民、観光客等に対し、町並びに関係機関の保有する通信設備等の手段を活用して行うものとし、地域の特性等に応じ、地域の自主防災会、消防団等の協力により、速やかに伝達するものとする。なお、災害時要配慮者については、「南伊豆町避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて実施する。

情報伝達手段

- 防災行政無線（屋外スピーカー・個別受信機）
- 電話・FAX（自主防災会長への連絡）
- インターネット（町ホームページへ掲載）
- 車両による広報（消防団等に協力要請）
- エリアメール（県防災情報システムを活用）
- 防災行政無線（移動系）

【土砂災害】

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

土石流とは、山腹谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象であり、がけ崩れとは、降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象である。

また、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象をいう。

1 土砂災害警戒区域

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、土砂災害を警戒すべき区域を次のとおりとする。

(1) がけ崩れ

傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地警戒区域（285 箇所）を警戒すべき区域とする。

(2) 土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が概ね 3 度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流警戒区域（304 箇所）を警戒すべき区域とする。

(3) 地すべり

土地の一部が地下水等に起因して斜面が移動することにより、人家等の被害が想定される地すべり警戒区域（1 箇所）を警戒すべき区域とする。

2 避難情報の対象となる避難すべき区域

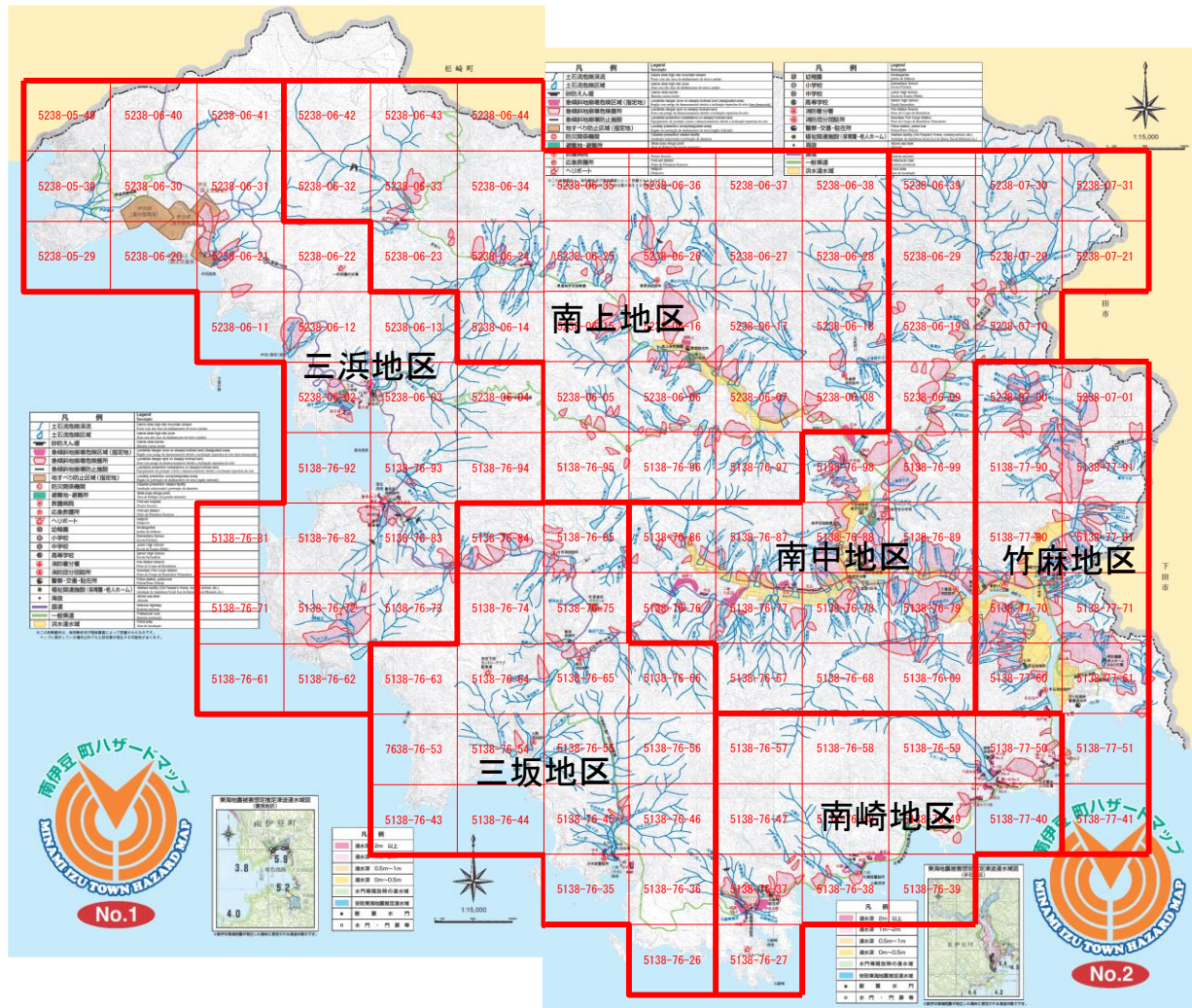
(1) 急傾斜地警戒区域、土石流警戒区域の保全対象を含む区域及び地すべり警戒区域を避難すべき区域とする。

(2) 地形や降雨の特性を考慮し、避難すべき区域を図－1 に示すとおり六つの地区（南崎地区・竹麻地区・南中地区・南上地区・三坂地区・三浜地区）に分ける。地区別に関する自主防災会は表－1 のとおりである。

(3) 危険区域毎に町指定の避難場所は、表－1 のとおりであるが、別途、地域住民が早く、安全に避難できる場所（集会場等）を第一次避難所として設定する。

図－１ 地区別区域図

(メッシュの番号は、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム(1kmメッシュ)におけるメッシュ番号である。)



表－１ 地区別自主防災会

番号	地区名	自主防災会名	指定避難所
1	南崎地区	石廊崎地区・大瀬地区・下流地区	旧南崎認定こども園
2	竹麻地区	手石地区・湊地区・青市地区	南伊豆東中学校
3	南中地区	石井地区・加納地区・二條地区 下賀茂地区・上賀茂地区・一條地区	南中小学校
4	南上地区	蛇石地区・平戸地区・市之瀬地区・川合野地区・ 青野地区下小野地区・上小野地区・岩殿地区・毛 倉野地区・天神原地区	南上小学校
5	三坂地区	差田地区・入間地区・中木地区・吉祥地区	三坂地区防災センター

6	三浜地区	立岩地区・吉田地区・妻良地区・東子浦地区・ 西子浦地区・伊浜地区・落居地区・一町田地区・	旧三浜小学校
---	------	-------------------------------------------------	--------

3 避難情報の発令判断基準

(1) 避難情報の発令については、以下の基準を参考に、気象予測（大雨(土砂災害)警報解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

・下記の①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難情報を発令するものとする。

種別	「警戒レベル3」 高齢者等避難	「警戒レベル4」 避難指示
がけ崩れ 土石流 地すべり	<p>① 南伊豆町に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>④ 「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が3時間以内に「土砂災害発生を目安となる線（クリティカルライン）」に到達すると予想される場合</p> <p>【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける黄色表示】 ※1</p>	<p>① 南伊豆町に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が発表された場合</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>③ 大雨警報（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ 当該地区で土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑤ 「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が2時間以内に「土砂災害発生を目安となる線（クリティカルライン）」に到達すると予想される場合</p> <p>⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑦ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

		【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける橙色表示】 ※1
種別	「警戒レベル5」 緊急安全確保	
がけ崩れ 土石流 地すべり	① 当該地区で土砂災害の発生が確認された場合 ② 人的被害の発生が確認された場合 ③ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合	

※1 気象庁防災情報提供システム（5kmメッシュ）で状況を確認後、詳細は静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）のスネークグラフ等を参考に判断する。

- （ア） 避難情報を発令する区域は、1－（2）－イに掲げた6地区（南崎地区・竹麻地区・南中地区・南上地区・三坂地区・三浜地区）を単位とし、例えば静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）において、地区内のメッシュが1箇所でも危険となった場合、該当地区全体の関係する自主防災会へ発令する。
- （イ） 台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。
- （ウ） 地域住民が自ら前兆現象を発見した場合は、その連絡を受けた町がその現場を確認した上で、避難情報を発令するのかわからないのか判断する材料とし、住民に対しては、直ちに自主的避難することを促すこととする。

4 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

5 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいずです。

役場総務課からお知らせします。

現在、南伊豆町に大雨警報（土砂災害）が発表されています。

このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。

お年寄りや、避難に時間がかかる方は直ちに〇〇学校へ避難してください。

その他の方も、避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいずです。

南伊豆町災害対策本部からお知らせします。

現在、南伊豆町に土砂災害警戒情報が発表されています。

このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

直ちに〇〇学校へ、避難してください。

十分な時間がない方は、崖（または溪流）からできるだけ離れて、安全な建物に避難してください。

■【警戒レベル5】緊急安全確保

（緊急放送！緊急放送！）こちらは、広報みなみいずです。

南伊豆町災害対策本部からお知らせします。

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。

このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

大至急、近くの安全な場所に避難して下さい。

【水害】

1 警戒が必要な河川

基準を適用する河川は、県が管理する二級河川のうち主要な河川とする。

県管理河川 青野川、前田川、鯉名川、二条川、差田川

2 避難情報の対象となる避難すべき区域

今後、過去の災害実績や、地図情報（土地の高低）等の既存資料を基に、下記の区域を特定し、「避難すべき区域」とする。

- ・床下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて速い区域
- ・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- ・氾濫水の勢い（流体力）によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずる恐れがある区域

3 避難情報の発令判断基準

県が管理する河川等は県の情報を、町が管理する施設等については、関係部署の情報を基とし、気象状況、現地の状況等を踏まえ、以下の基準で判断するものとする。

【青野川】 水位観測所あり

	竹麻地区	南中地区	南上地区
避難地域	手石・湊・青市	下賀茂・加納・石井 ・二條	岩殿・下小野・川合野
観測地点	日野橋	前原橋	下小野橋
警戒レベル3 高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に大雨警報（「浸水害」）、洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合 ・前原橋の水位が 2.60m に達し、さらに上昇が見込まれる場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過 	2.60m ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に大雨警報（「浸水害」）、洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合 ・前原橋の水位が 2.60m に達し、さらに上昇が見込まれる場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過

	<p>することが予想される場合</p>		<p>することが予想される場合</p>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前原橋の水位が 3.10m を越え、さらに上昇が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 	3.10m ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・前原橋の水位が 3.10m を越え、さらに上昇が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
既往最高水位		3.22m (1991.9.10)	
<p>～補足～</p> <p>・避難地域は各地区の青野川水系沿岸部。青野川浸水想定区域図(H31.3)による。</p>			

- ・ 浸水図を3つの地区に分け各地区に観測地点を設ける。
 - ・ 現在水位計が設置されているのは前原橋のみであるため、残りの2橋について水位計の設置を下田土木事務所(河川維持費)に要望する。
 - ・ 各水位は平均水位からの高さである。
 - ・ 水位計設置後は水位計の数値を基準とする。
 - ・ 前原橋のHWL(計画高水位)は4.0m。
- ※1 避難判断水位 ※2 氾濫危険水位(特別警戒水位)

【その他の河川】 水位観測所なし

種 類	判 断 基 準
警戒レベル3 高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に大雨(浸水害)・洪水警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、被害が発生すると予想される場合 ・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水の危険が高い場合 ・ 大雨警報発表(警戒レベル3相当情報)かつ時間雨量50mm以上の降雨が観測予想された場合 ・ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸天端まで水位が上昇すると予想された場合 ・ 河川施設の異常(護岸決壊の恐れ)を確認した場合 ・ 時間雨量60mm超過かつ2時間降雨予測が120mm超過する場合 ・ 内水はん濫により、30cm以上の浸水が発生し、今後浸水深の継続または増加が見込まれる場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

警戒レベル 5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合（氾濫発生情報等により把握できた場合） ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 避難情報の解除の考え方

（１）水位周知河川（青野川）

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれが無くなった段階を基本として、解除するものとする。

（２）その他の小河川

避難情報の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

5 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいずです。
 役場総務課からお知らせします。
 現在、南伊豆町に大雨警報（浸水害）が発表されています。
 このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
 お年寄りや、避難に時間がかかる方は直ちに〇〇学校へ避難してください。
 その他の方も、避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいずです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
現在、南伊豆町に大雨警報（浸水害）が発表されています。
これまでの雨や、今後の予想から、河川のはん濫が予想されます。
このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。
直ちに〇〇学校へ避難してください。
なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分に注意して避難してください。

■【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

（緊急放送！緊急放送！）こちらは、広報みなみいずです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
〇〇地区で河川の氾濫による浸水の発生が確認されました。
河川堤防の破綻が予想される非常に危険な状況です。
このため、〇時〇分〇〇地区に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。
大至急、近くの安全な場所に避難して下さい。

【高潮災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域

海岸に整備されている消波施設等から 50m の範囲で、被害のおそれのある地域を避難情報の対象地域とする。

2 避難情報の発令判断基準

台風や発達した低気圧の接近により、高潮による海面上昇が顕著の場合に、避難情報を発令する。

種 類	判 断 基 準
「警戒レベル3」 高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none">・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が南伊豆町にかかると予想されている、又は台風が南伊豆町に接近することが見込まれる場合・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

<p>「警戒レベル 4」 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）が発表された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>「警戒レベル 5」 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波、越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合

※ 高潮のリスクと潮位・波高との相関関係の整理ができていないこと、潮位計、波高計、ITVカメラ等が十分整備されていないことなどから、具体的観測値に基づく避難情報の発令は直ちには難しい状況である。

気象庁発表の「高潮警報」「波浪警報」は有力な情報であり、高潮警報（警戒レベル4相当情報）もしくは波浪警報が発表され、（巡視を行った結果）護岸の越波や低地の浸水の恐れが認められた場合等、避難情報の発令を総合的に判断する。

3 避難情報の解除の考え方

- ・避難情報の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報）が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報みなみいずです。
役場総務課から「高齢者等避難」についてお知らせします。
現在、南伊豆町に高潮注意報が発表されています。
このため、〇時〇〇分〇〇地区に対し警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
お年寄や、避難に時間がかかる方は直ちに〇〇学校へ避難してください。
その他の方も避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは広報みなみいずです。
南伊豆町災害対策本部から「避難指示」についてお知らせします。
現在、南伊豆町に高潮警報が発表されています。
このため、〇時〇〇分〇〇地区に対し警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。
直ちに沿岸地域から避難してください。
なお、××付近は越流（越波）のため道路の通行ができませんので十分注意して避難してください。
。

■【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

（緊急放送！緊急放送！）こちらは広報みなみいずです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
現在、南伊豆町に高潮氾濫発生情報が発令されています。
〇時〇分〇〇地区にたいして、警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。
大至急、近くの安全な場所に避難してください。

【津波災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域

海岸に面した地区、及び河川に隣接した河口から 500m 範囲で、被害のおそれのある地域を避難情報の対象地域とする。

南伊豆町防災マップで示された津波到達予測区域を主な対象地域とする。

2 避難情報の発令判断基準

- ・津波に対する避難に関しては、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。基本的な区分は以下のとおりである。

種 類	避難対象となる地域
津波注意報	・ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする
津波警報	・ 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする
大津波警報	・ 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

※ ただし、津波の浸水範囲は、浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を行うものとする。

3 避難情報の解除の考え方

- ・避難指示（緊急）の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・津波被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4 避難情報の伝達文（例）

・避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■津波注意報発令された場合（例）
こちらは、広報みなみいずです。 南伊豆町災害対策本部からお知らせします。 ・〇時〇分、〇〇地区に対して「津波注意報」が発令されました。 沿岸部にいる方は、直ちに安全な高台に避難してください。
■津波警報発令の場合（例）
こちらは、広報みなみいずです。 南伊豆町災害対策本部からお知らせします。 ・〇時〇分、〇〇地区に対して「津波警報」が発令されました。 津波が予想される海岸地区の方は、直ちに安全な高台、避難所に避難してください。
■大津波警報発令の場合（例）
（緊急放送！緊急放送！）こちらは、広報みなみいずです。 南伊豆町災害対策本部からお知らせします。 ・〇時〇分、〇〇地区に対して「大津波警報」が発令されました。 非常に大きな津波の恐れがあります。 直ちに、安全な高台に避難してください。

【参考資料】

1 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

(1) 雨量情報

方 法	住民入手	ア ク セ ス 方 法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス http://sipos.pref.shizuoka.jp/ 携帯電話アドレス http://sipos.shizuoka2.jp/m/
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス https://www.jma.go.jp/index.html
気象庁防災情報提供システム	—	専用ホームページ ユーザID、パスワード必要

(2) 土砂災害に係る情報

方 法	住民入手	ア ク セ ス 方 法
土砂災害警戒情報	—	① 県危機管理局 (防災行政無線 FAX) ② 県砂防課 (メール、電話)
土砂災害警報判定メッシュ情報 (5kmメッシュで表示) ※1	○	気象庁ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html
静岡県地理情報システム 土砂災害情報マップ・土砂災害警戒 情報 (1kmメッシュで表示)	○	静岡県地理情報システム アドレス https://www.gis.pref.shizuoka.jp/
気象庁防災情報提供システム	—	専用ホームページ ユーザID、パスワード必要

※1 システムの利用に当たっては、インターネット上のブラウザはファイヤーフォックスで確認すること。

(3) 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 土砂災害警戒情報や気象注警報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方气象台等に、降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。

(イ) 賀茂地域局、警察などの関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。

(ウ) 自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

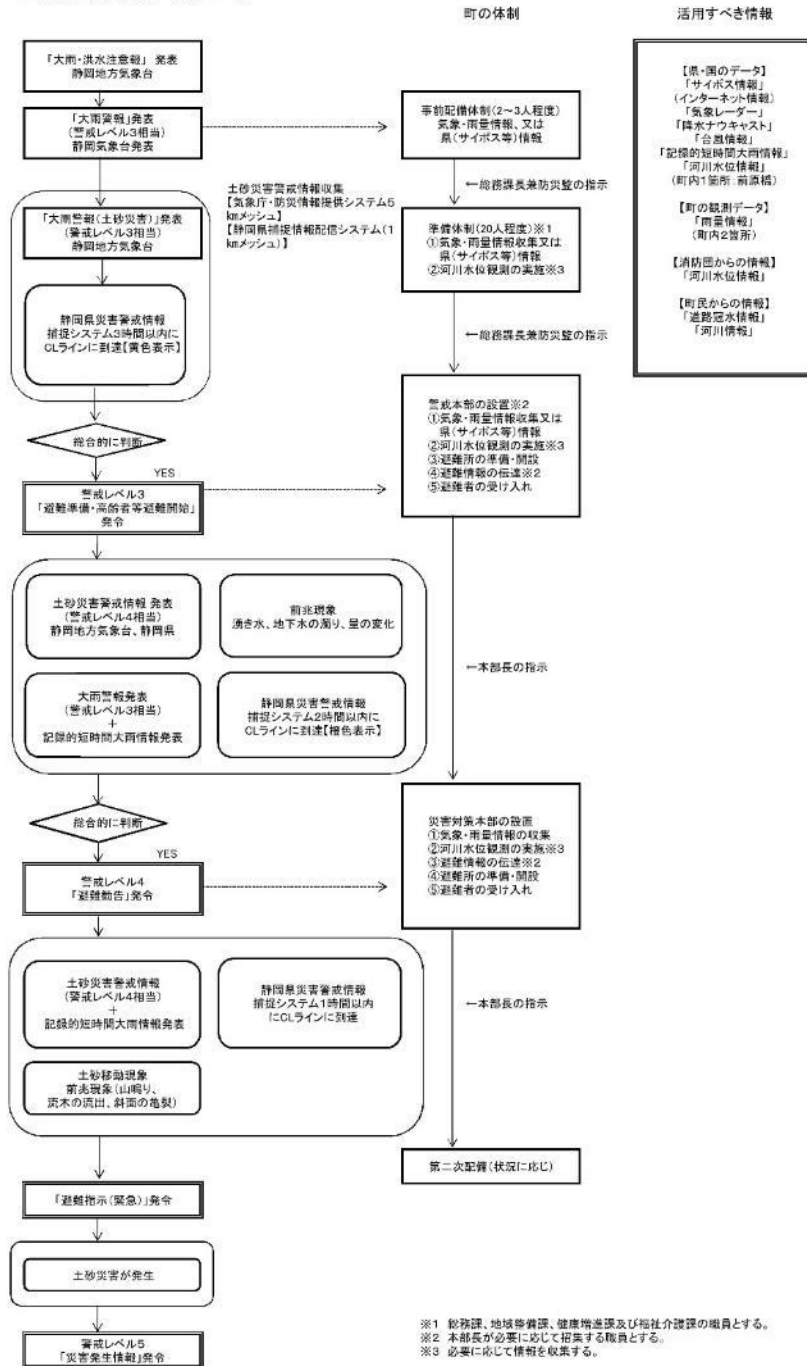
2 土砂災害避難情報 判断フロー図

【例】

2 土砂災害避難勧告等 判断フロー図

【例】

土砂災害 避難勧告等 判断フロー図



3 青野川浸水想定区域図(計画規模)の概要

(1) 計算条件の設定

50年に1度の基本高水波形を採用する。

(2) 破堤地点

- ・ 築堤区間であること
- ・ 破堤による被害が甚大となる箇所であること(市街地等)
- ・ HWL以上の水位が想定できる箇所であること
- ・ 破堤幅が大きくなる合流点近傍である等

(3) 対象となる水位周知河川

- ・ 青野川水系青野川(実施区間)

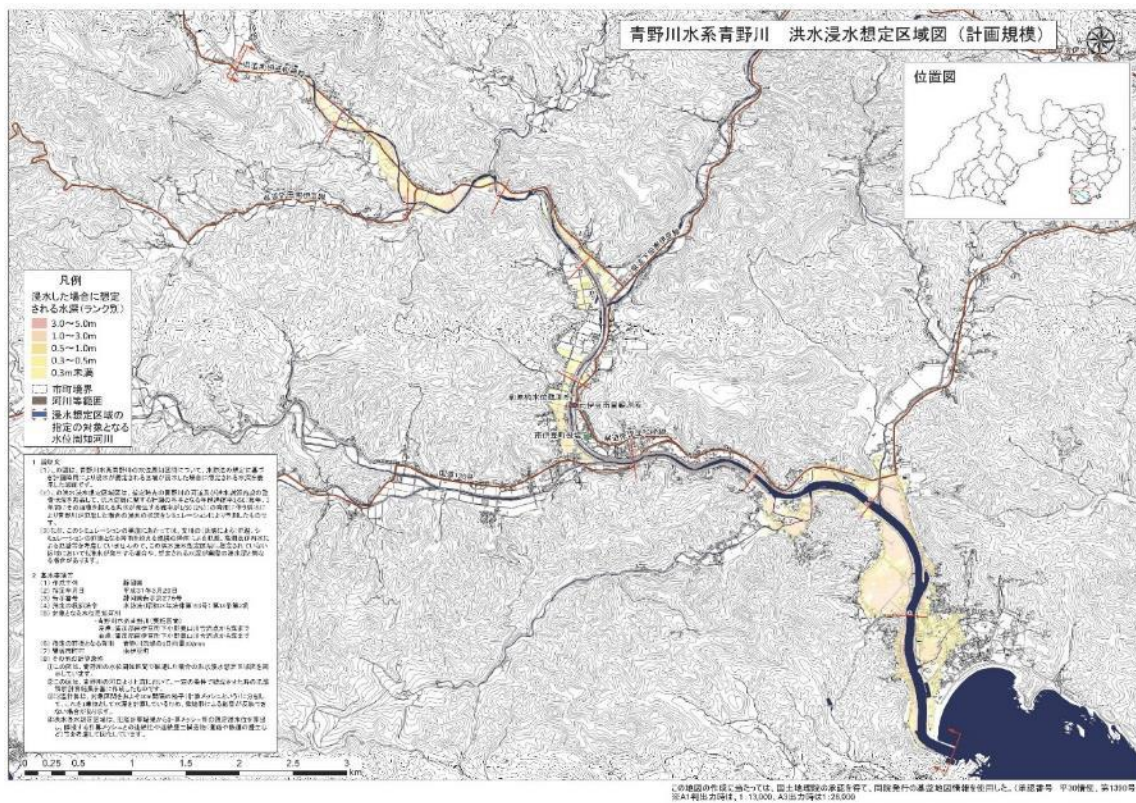
左側：下小野奥山川合流地点から海まで

右側：下小野奥山川合流地点から海まで

(4) 指定の前提となる降雨

青野川流域の1日雨量302mm

浸水想定区域図



4 青野川浸水想定区域図(想定最大規模)の概要

(1) 計算条件の設定

1000年に1度の基本高水波形を採用する。

(2) 破堤地点

- ・ 築堤区間であること
- ・ 破堤による被害が甚大となる箇所であること(市街地等)
- ・ HWL以上の水位が想定できる箇所であること
- ・ 破堤幅が大きくなる合流点近傍である 等

(3) 対象となる水位周知河川

- ・ 青野川水系青野川(実施区間)

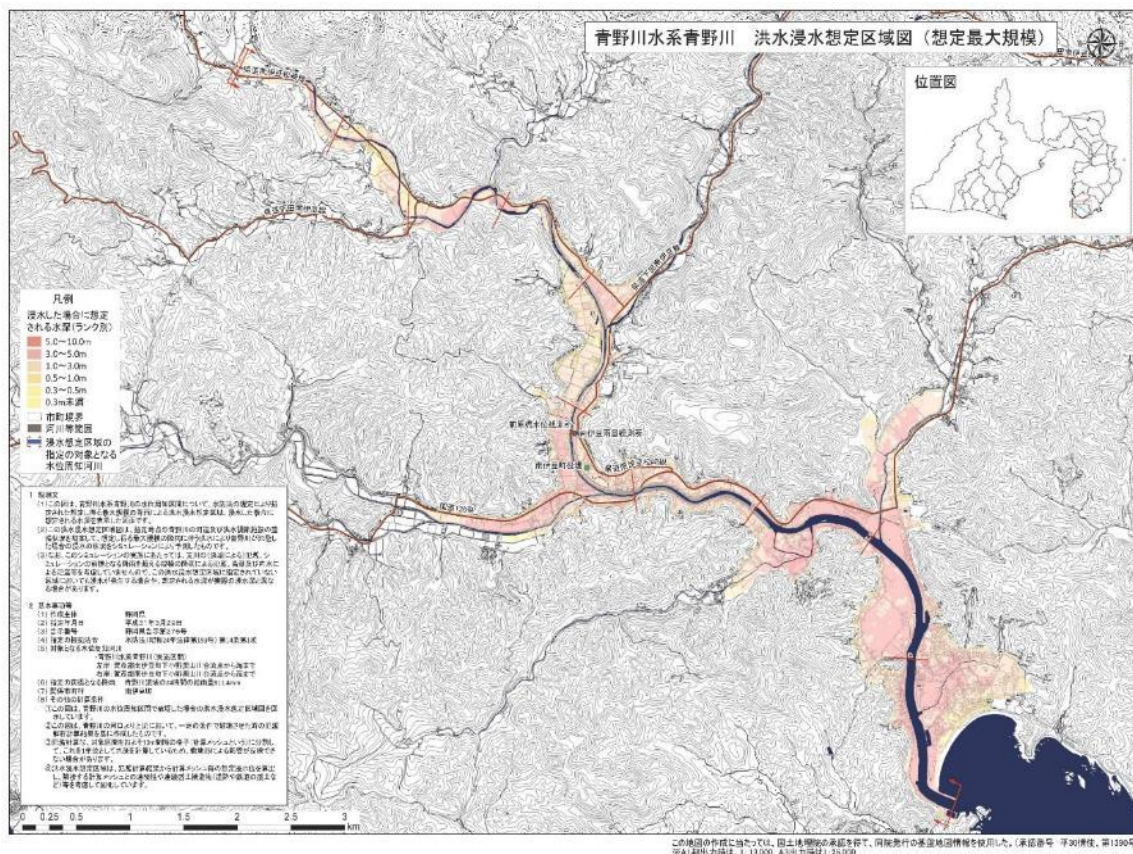
左側：下小野奥山川合流地点から海まで

右側：下小野奥山川合流地点から海まで

(4) 指定の前提となる降雨

青野川流域の24時間の総雨量811.4mm

浸水想定区域図



5 連絡先一覧表

関係機関連絡先（令和4年4月現在）

機 関 名	電話番号	FAX 番号
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-2072	054-221-3252
静岡県危機管理部危機政策課	054-221-2456	054-221-3252
静岡県危機管理部危機情報課	054-221-2644	054-221-3252
静岡県賀茂地域局危機管理課	0558-24-2004	0558-24-2008
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	054-221-3038	054-221-3280
静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課	054-221-3033	054-221-3564
静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課	054-221-3042	054-221-3564
静岡県下田土木事務所企画検査課	0558-24-2113	0558-24-2162
静岡県下田土木事務所維持管理課	0558-24-2108	0558-24-2162
静岡地方气象台 技術課	054-286-3411	054-283-6922

機 関 名	無線電話番号
静岡県庁統制局	5-100-6039・6030
静岡県庁本部管理室 情報班用	5-100-6120～6129
〃 対策班用	5-100-6105～6119

災害の恐れのある災害時要援護者関連施設連絡先一覧（令和4年4月現在）

区 分	名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
介護老人福祉施設	みなとの園	湊 638-1	62-8111	62-8112
〃	エクレシア南伊豆	加納 792	36-3113	36-3117
介護老人保健施設	なぎさ園	湊 674	62-6800	62-7255
通所介護事業所	ケアセンターうばめ櫛 通所介護事業所南伊豆	二条 339-1	62-8100	62-2286
〃	三連水車デイサービス センター	青市 1030-1	62-0028	62-0205
老人福祉施設	賀茂老人ホーム	下賀茂 15-1	62-0102	62-2724
障害福祉サービス事業所	なんふう館・さくら	下賀茂 357-1	62-1918	62-1915
〃	あしたば作業所	入間 6-1	62-5120	62-5120
障害福祉施設	さしだ希望の里	入間 9-2	62-1918	62-1915
保育施設等	南伊豆認定こども園	上賀茂 277	62-0002	62-2314
〃	地域子育て支援センター	上賀茂 277	62-0252	
健康福祉センター	健康福祉センター	加納 790	36-3335	36-3336

教育関係施設連絡先一覧（令和4年4月現在）

名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
南中小学校	南伊豆町上賀茂 80	62-0032	62-2950
南伊豆東小学校	南伊豆町湊 243	62-0303	62-2955
南上小学校	南伊豆町下小野 640	62-0255	62-3002
南伊豆中学校	南伊豆町上賀茂 744-1	62-0041	62-3345
南伊豆東中学校	南伊豆町湊 1721	62-0458	62-3741
下田高等学校南伊豆分校	南伊豆町石井 58	62-0103	62-2799

各種団体連絡先一覧（令和4年4月）

名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
(福)南伊豆町社会福祉協議会	南伊豆町加納 790	62-3156	62-3156
南伊豆町商工会	南伊豆町下賀茂 323-1	62-0675	62-3054
南伊豆町観光協会	南伊豆町下賀茂 157-1	62-0141	62-1319
伊豆漁協南伊豆支所	南伊豆町手石 877-17	62-0320	62-2907

6 関連用語

用語	用語解説
あ行	
大雨警報 おおあめけいほう	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。
か行	
解析雨量 かいせきうりょう	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。
がけ崩れ がけくずれ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。
さ行	
C L (監視基準) くりていかるらいん (CL、Critical Line)	土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。
地すべり じすべり	粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。
前兆現象 ぜんちょうげんしょう	土砂災害の前に、発生する溪流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がることもある。 ①がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。 ②土石流の前兆現象：山鳴りや、立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。 ③地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。
た行	
土砂災害 どしゃさいがい	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。

用語	用語解説
土砂災害警戒情報 どしゃさいがいけいかい じょうほう	土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表する情報のこと。市町長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。
土壌雨量指数 どじょうりょうしすう	気象庁で採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた雨量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壌雨量指数」として作成している。数値が大きいほど土砂災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。
土石流 どせきりゅう	大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。
ら行	
60分間積算雨量 ろくじゅつぶんかんせきさん うりょう	60分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。

21 その他

21-1 学校・こども園一覧表

(こども園)

区分	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
町立	南伊豆認定こども園	南伊豆町上賀茂 277	0558-62-0002	

(小学校)

区分	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
町立	南伊豆東小学校	南伊豆町湊 243	0558-62-0303	
町立	南中小学校	南伊豆町上賀茂 80	0558-62-0032	
町立	南上小学校	南伊豆町下小野 640	0558-62-0255	

(中学校)

区分	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
町立	南伊豆東中学校	南伊豆町湊 1721	0558-62-0458	
町立	南伊豆中学校	南伊豆町上賀茂 744-1	0558-62-0041	

21-2 社会教育関係施設一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
町営	南伊豆町武道館	南伊豆町加納 590-1	0558-62-3156	
町営	南伊豆町立図書館	南伊豆町加納 791-1	0558-62-7100	
町立	石垣りん文学記念室	南伊豆町加納 791-1 町立図書館内	0558-62-7100	

21-3 文化財一覧表（国・県指定）

No.	名 称	場 所	指定年月日	指定区分
1	紙本墨書大般若経	湊、修福寺	大正 8 年 4 月 12 日	国指定、重要文化財
2	弥陀窟	手石、弥陀山	昭和 9 年 12 月 28 日	国指定、天然記念物
3	伊豆西南海岸	南伊豆町・松崎町・西伊豆町	昭和 12 年 6 月 15 日	国指定、名勝
4	東子浦人形芝居用具	東子浦、伊鈴川神社	平成 22 年 3 月 11 日	国登録、登録有形民俗文化財
5	小稲の虎舞（竜虎の舞）	手石、小稲	平成 16 年 2 月 6 日	国選択、県指定、無形民俗文化財
6	ウバメガン群落	子浦、高見場	昭和 37 年 2 月 27 日	県指定、天然記念物
7	白鳥神社のビヤクシン	吉田、白鳥神社	昭和 42 年 10 月 11 日	県指定、天然記念物
8	わに口	伊浜、普照寺	昭和 42 年 10 月 11 日	県指定、工芸
9	梵鐘	伊浜、普照寺	昭和 42 年 10 月 11 日	県指定、工芸
10	紙本墨書大般若経	伊浜、普照寺	昭和 43 年 3 月 18 日	県指定、書跡
11	妻良の盆おどり	妻良	昭和 46 年 3 月 19 日	県指定、無形民俗文化財
12	木造伝大日如来座像	手石、正善寺	昭和 56 年 10 月 23 日	県指定、有形文化財
13	三島神社のクスノキ	加納、三島神社	平成 14 年 12 月 10 日	県指定、天然記念物